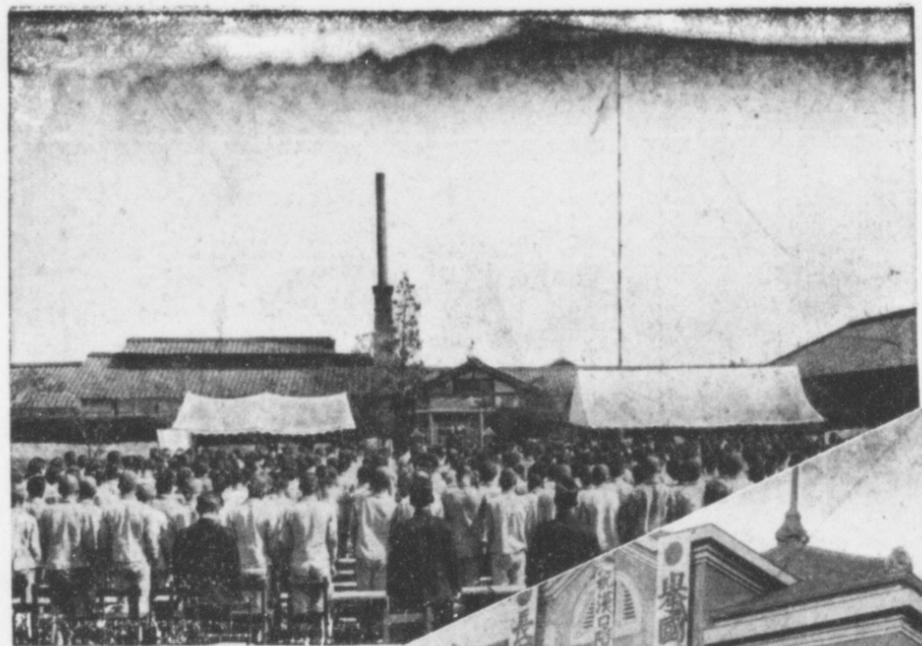


# 刑 政

第 十 五 卷		第 二 十 二 號		第 十 二 號	
不定期刑の制度に關聯して <small>(卷頭言)</small>	日 沖 憲 郎	二	人格主義の責任理論と行刑の理念	安 平 政 吉	四
少年福祉より見たる斷種論の文化的意義 <small>(三)</small>	市 川 秀 雄	四	明治年間 監獄作業變遷概觀 <small>(三)</small>	辻 敬 助	三
英國のボースタル・システム <small>(七・完)</small>	R・ジーフエルツ	四	海外時報		天
資料	獨逸に於ける犯罪生物學の役割に就て プロシア刑務法 <small>(四)</small>	六	支那事變の現況と將來	陸軍中將 淺田良逸 <small>(談)</small>	七
彙報	<input type="checkbox"/> 刑務協會の武漢陷落祝賀會 <input type="checkbox"/> 行刑研究會創設 <input type="checkbox"/> 刑務官練習所開始豫告 <input type="checkbox"/> 刑務協會寄附行爲一部變更 <input type="checkbox"/> 練習生見學記	六 五 四 三 八			

財團法人 刑務協會發行

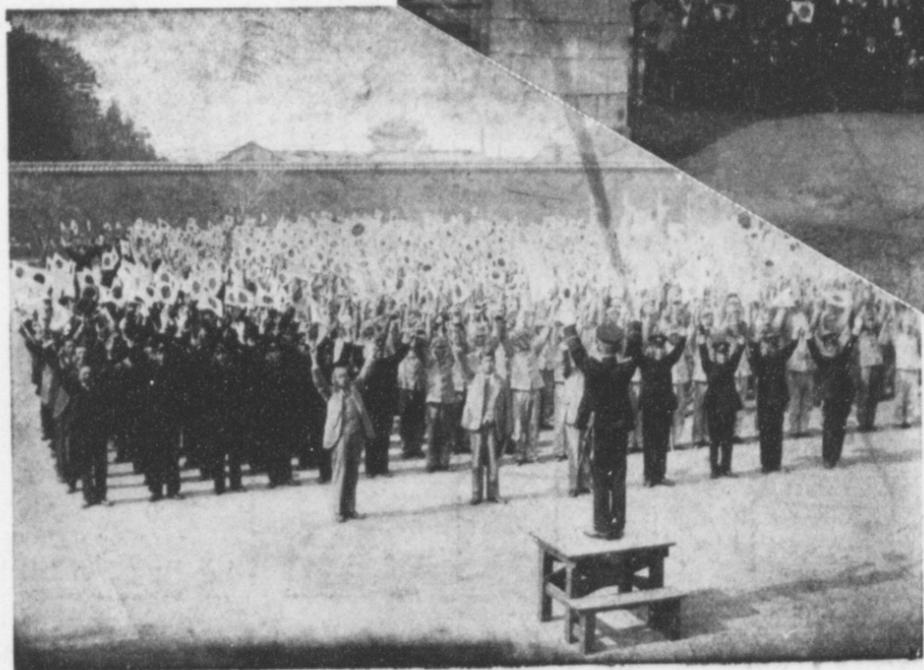


上・姫路少年刑務所  
神靈奉遷鎮座祭



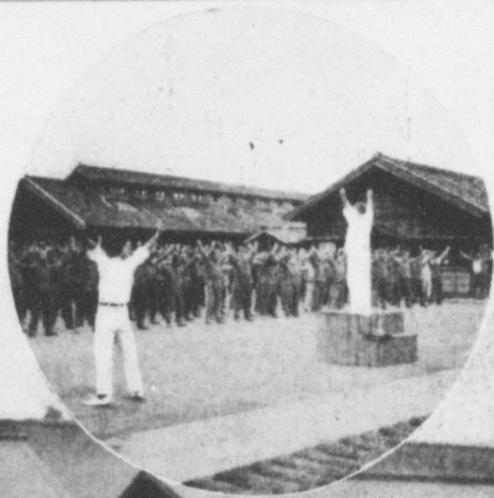
中・宇都宮刑務所  
漢口陥落祝賀  
提灯行列

下・姫路少年刑務所  
漢口陥落祝賀式

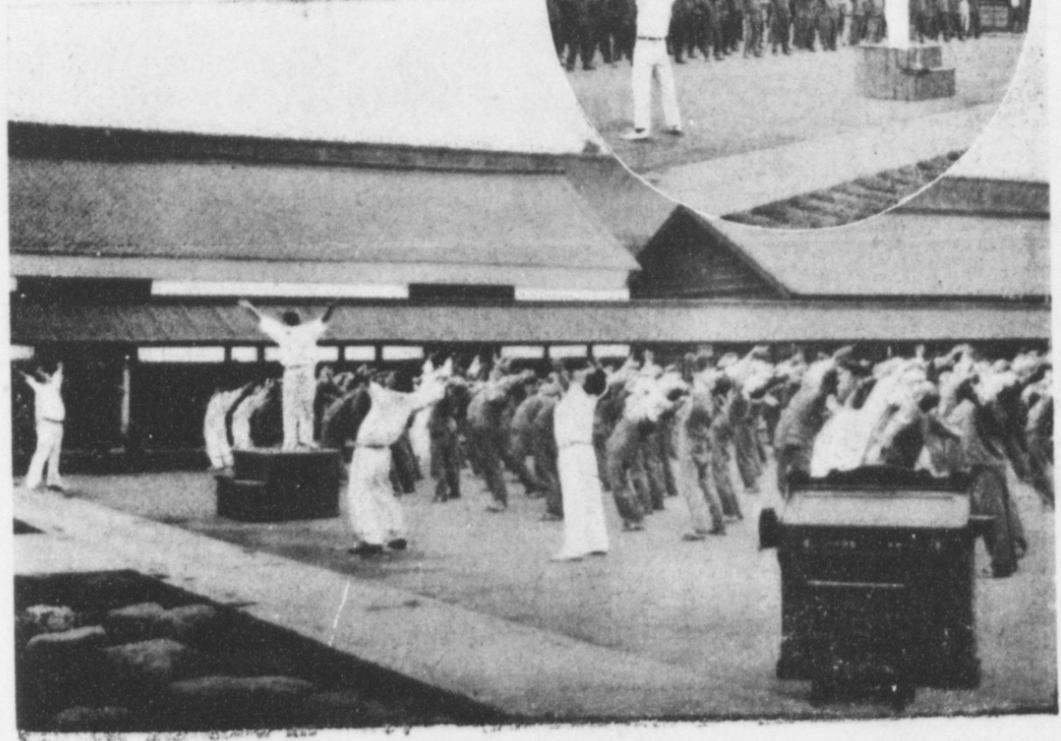




動活の族家員職・習演空防・上  
(號前事記) 所務刑阪大



動運鍊鍛身心民國 所務刑城宮 →  
(號々前事記) ↓



# 刑 政

十二月號

刑政の編輯方針は、犯罪の発生原因を究明し、その予防に資する材料を提供することにある。そのために、犯罪の発生原因を究明し、その予防に資する材料を提供することにある。そのために、犯罪の発生原因を究明し、その予防に資する材料を提供することにある。

不安限限の編集に關して

第五十一卷  
第十二號

### 不定期刑の制度に關聯して

近く成法となつて現れやうとしてゐるナチス刑法は不定期刑の制度を採用してゐない。由來、不定期刑の制度を採用すべきか否かの議論はもとより不定期刑の本質および意味から、さらにまた刑罰そのものの目的および意義から出發しなければならぬ。まさしく此の出發點よりのみして問題の終局的解決は獲られるものといふことができる。しかるに、過去三十年に亙るドイツ刑法改正事業の途上において不定期刑の制度の價値乃至效用に關する議論は頗る華かなものがあつた。さうして窮局するところ、應報刑に組する論者は不定期刑の制度をもつて責任刑法と相容れないものがあるのゆゑをもつてこれを斥け、特別豫防に賛する論者はこれを支持する傾向にあつたのである。

蓋し、應報と贖罪を思想の根柢とするナチス刑法が不定期刑の制度に好意を寄せなかつた雰圍氣はこれを窺ひ知るに十分である。しかし、公表された刑法委員會の報告はなにがゆゑに不定期刑の制度を斥けたかについて詳細な理據を示してゐない。シャツフスタイン教授の如きも刑法委員會の見解に觸れて次のやうな言をなすに止まるのである。曰はく、「周知のやうに成人刑法に關する刑法委員會は不定期刑の採用に對して反對の意見を表してゐる。思ふに、かかる處置は特別豫防の重きをなす法律に適合するだけであつて、刑罰の意味および本質に關する我々の見解に一致し難きものがあるからである」と。さりながら、果して眞に然るや。たとへ應報刑論の立場に立つとしても、問題はしかく單純には決せられないものがある。殊に刑法委員會の立場は成人刑法に限られてゐた。少年刑法の問題は一般刑法のそれと分離して取扱はるべきことが約束されてゐる。ナチス少年刑法が不定期刑の制度に對していかなる態度に出づるか未

定の儘にあつたわけである。

すなはち、新たに誕生した「ドイツ刑法協會」が本年十月二十七日より二十九日に亙るその第一回の會議において「少年の刑事處分」なる題目を掲げたのを知つたとき、我々の關心は不定期刑の制度をいかに取扱ふかの點に懸つてゐた。今、偶々本問題の報告者の一人となつたシャツフスタイン教授の手になる綱領を見るに、少年刑法にあつてもまた刑罰は贖罪をその本質とするが、その範圍に止まる限り將來においては少年に對する刑事裁判および行刑がかの成年者に比し一層多く教育と社會復歸の見地のもとに行はるべきことを説きながら、しかも新たに合併したオーストリアにおいて既に實施されてゐる相對的不定期刑の制度を積極的に支持せざることを明らかにしてゐるのである。

顧みて我が國を思ふ。我が少年法が不定期刑の論議の喧しいうちにありながらヨーロッパ諸國に率先してこれを実施したのは既に大正十二年のことである。また近く改正案の成立を傳へられてゐる我が刑法典は常習累犯者に臨むに廣汎な不定期刑の制度をもつてせんとするものである。謂ふまでもなく、不定期刑の制度は行刑の經過において刑期を定むることを意圖する。さうしてそれだけに行刑の事に當る刑務官の任務の重きを加へることは言を須ひざるところといはねばならぬ。ナチス・ドイツにおける不定期刑の制度の運命を思ひ、翻つて現に行はれつつある少年行刑の實踐において、また近く行はれんとする新制度に對する用意において我が國刑務官の一段の精進を冀望すること切なるものがあるのである。

昭和十三年十一月下浣

日 沖 憲 郎

# 人格主義の責任理論と行刑理念

安 平 政 吉

- 一、全國家主義の行刑觀
- 二、刑法に於ける責任理論の發展
- 三、人格主義の責任理論
- 四、責任非難對象としての行爲者人格
- 五、責任理論より見たる行刑理念

## 一、全國家主義の行刑觀

今日の時代と社會は、その一切の人が各自の地位と能力とに應じて何等かの角度方向よりして國家なるものに奉仕しなければならなくなつてゐる。彼の營利行爲を目的とする株式會社に於てすらも、それは窮局のところ各種の直接目的とする營利事業を通じて所詮は國家の繁榮に寄與するものでなくてはならぬとされてゐる。明治維新このかた現在に至るまで日本精神諸文化發達の最大動因を作せし「官武一途庶民に至るまで各その志を遂げ、人心をして倦まさら

しめむことを要す」との明治大帝の御聖旨に對しては、いまこそ全國民は「その一切を擧げて、各自の地位と能力とに従つて其の任務を十全に遂行し、各立場よりする國家への最大限の奉仕が期待されてゐるのであつて、この一事は「行刑」といふ方面に於ても同じである。今日の行刑は、最早單に監獄對囚人の關係といふが如き狹隘なものではなく、精神的には直接に國家社會一般對受刑者の問題とされてゐるのであり、刑を執行する官吏は國家を代表して受刑者の改過遷善に自己の責務を全うすべく、受刑者もまた單に直接刑務官吏に對して忠實に服役すべきはいふに及ばず、さらに國家社會全體に對して、自己に科せられた刑責を明かにすべく、身を以て一途にひとたび負擔せしめられた刑事責任解除の方向に努力すべきことが要請されてゐる。それは今日の刑事裁判が單なる裁判官の裁判ではなく、國民大衆の關心事であり、今日の釋放者保護事業が直接に國家大衆の事業とされんとしてゐるのと同じである。

こういふ見地より今日行刑方面に於て特に再認識の要求されてゐる一事は「行刑の本源たる刑罰の賦科は、國家を代表する刑事裁判官の裁判宣告の結果として登場してゐるのであり、謂ゆる行刑の獨占物ではない」といふことであり、(一)「行刑は實體刑法及び刑事裁判に對し、その現實化を計るもの、その精神を實踐に移すものでなければならぬ。行刑が實體刑法及び裁判より全く精神を異にして歩むところ、そこに行刑は近視眼的には甚だ有價值的に見えても、大きい視界よりしては遂に無意義に了る」との一事である、(二)從來の行刑は、要するに從來のそれとして、各時代の要求に對應して、また永久の眞理性に則して發生し存続してゐるのであり、その限りに於て、すべてよい。吾々はその間にまた斷へず、行刑の進化發展を念願し努力した幾多の實務家

と學徒あるを想ひ、ただこれらに對しては、敬意と感謝の念を懐くのみで、それに對し、いま兎や角云ふべき何等の筋合を持たぬ。ただ今後のそれとして、茲に少しく述べておきたい一事は、やや消極的な方面であるが、行刑はやはり、實體刑法及び刑事裁判と基本的には歩調を共にするものでなければならぬ。それは依然法律的問題であり(三)、少くともその最高指導理念に於て、本體的のものとかけ離るるものがあつてはならぬとの一點であり、行刑は裁判の結果であり、これと歩調を共にしなければならぬ或る分子を持つてゐることが遺却せらるべきでない一事を主張せんと欲するまでである(四)。

則ち私が以下本論に於て多少主張せんとする要旨は今日の刑罰はなほ「責任刑」である。「責任なければ刑罰なし」は、依然今日の刑法上の鐵則である。故に行刑にして國家全體主義の立場より、これを實體刑法及び裁判と連關的に眺むる必要ある限り、所詮、行刑の最高目標乃至理念は、この實體刑法に於ける「責任」といふことに回答し、これに作用するものでなければならぬとの見解よりして、まづ「責任」なるものの觀念を明らかにし、次で「行刑」は、刑事裁判に於て確定し宣告された「責任性判断」としての「刑罰」の執行により、その「責任性」(非社會的人格)を解消せしめ行くこと、即ち爲されたる行爲よりして推斷さるる違法性人格に對する教化に因りて、國家的法律的非難性分子を排除するに在ることを主張せんとするに在る(五)。

(1) vgl. Dr. Frank, Strafrechts- und Strafvollzugsprobleme (in Blätter für Gefängniskunde, 68 Bd., 1937, S. 259)

(II) vgl. Dr. H. Fichler, Von einer Neuordnung des deutschen Strafvollzuges (op. cit. Bd., S. 9); Christians, Ziele des Strafvollzuges (op. cit., Bd., S. 339); Dr. Gürtner, Vortrag (in Sonderhefte zur "Deutschen Justiz" 1938, S. 5)

(III) 故に監獄を以て、犯人の道徳的性狀の改善を企つるものとなすが如き野望を懐くよりも、その犯人の人格改善は、法律の見地よりする常規性へのそれであり、法規を尊重する習性への改善を以て満足しなければならぬと主張するは、イタリヤのノベリイである (Giovanni Novelli, Theorie und Praxis der sichernden Massregeln in Italien, op. cit. Sonderhefte, S. 40)

(四) 事を我が邦の行刑のそれとして考へむに、近時教育刑の思想と共に、行刑の實踐若は理念が一段と進歩を遂げたことは、刑事政策的見地より眺め、はたまた行刑独自の原理(刑法理論的にはマックス・エルンスト・マイヤー)よりして慶賀すべきことであるが、事態を實體刑法及び刑事裁判との連關に於て眺むるとき、そこには尙ほ若干の研究と説明とを要すべきものがある。まづ何よりも最近の行刑實務に於ける教育刑の最大主張者なる正木學士の所見を探つてみよう。同學士曰く、「刑法上の問題としては、今猶、應報主義と目的主義とが相争はれつつある。さりながら、行刑上の問題として(行刑獨自を豫定す)又刑事政策の問題として考ふるに於ては、刑の執行を威嚇應報の鞭たらしめることは出来ない。何となれば、刑の執行をかくすることは、犯罪當時に於ける犯人の意思の分量と犯行の結果と、その犯罪に對する社會觀とを考慮するの外に犯人將來の行動、改過遷善に些の關係を持つことがないからである。刑をかくの如く執行することは法律の威嚴を維持し、又は社會の常軌を全うするものなりとの見解に基くのではあるが、刑の執行を受くる本人に將來に對する方針を示す所なく、又、刑の執行者に何のために執行を爲すべきかの目標を示す所もないものである」とせられ(正木亮著、監獄法概論昭和九年第二頁)監獄對囚人の關係に於て行刑の任務を考察する場合に於ては、その任務は少くとも犯人をして累犯に陥らざらしめること、改善不能者に對しては之を社會より隔離することになるのである。即ち、犯人に對する社會的適合と社會的離隔とを

刑罰の二つの要素なりとする目的主義は、行刑に於ける基礎觀念たらざるを得ないのである」と(同書三頁)。私は行刑の實務に多年の経験と熱意とを持たれ且つ行刑思想の研究に孜々として倦むことを知らざる正木學士の右の如き主張には、全體として絶大の敬意を拂ふに吝かな者ではない。然しながら、實體刑法乃至刑事裁判との連關に於て行刑といふことを法律的に、刑事責任論的に考ふる立場よりして、右の如き主張にはその間若干の疑問なきを得ない。その一つは、學士は「行刑上の問題として」と恰も行刑は獨自なるが如く前提せらるるも、その行刑獨自の原理の根據如何?もともと言告せられた刑罰の執行といふ事が行刑問題の起りなのであるから、その由つて來る所以のものとかけ離れて行刑獨特の領域なるものはなき筈である。然るに恰も實體刑罰に對立して行刑獨自の領域でもあるが如く豫斷して論議を進められてゐる點に第一の疑點は存し、二は、假に實體刑法に於ける刑罰理念を以て、威嚇應報に在りとするも、それは正木學士の云はるるが如く、その意味の刑罰執行は、はたして犯罪當時に於ける犯人の意思の分量を犯行の結果と、その犯罪に對する社會觀とを考慮するの外に、犯人の將來的行動、改過遷善といふことに對しては何等の關係を持ち來らしむることなきものであらうか、犯人の意思と結果とに對して眞に應報するといふことは、その意思を改過遷善せしめて、その將來的行動を改めしむることを指すのでなからうか。三は、傳統的應報の思想では、受刑者に對し將來に對する方針を示す所なく、また刑の執行者に執行の目標を示すことを得ないとするも、はたして、さうであらうか。その過去の惡意への應報即ち排除克服は受刑者にも執行者にも明かに行刑の方針と目標を示すものでなからうか。私は必らずしも應報刑を主張する者ではないが、右の點に疑あり。四は、行刑の任務を主として監獄對囚人の關係として考へんとするものの如きも、かくの如きは今日やや狭きに失しはせぬか、行刑は監獄を通

じまたは之を中心として社會全體との相關に於て考察さるべきものではなからうかとの諸點である。

(五) 行刑が、受刑者に責任の觀念を植付くるに在ることは、單に舊派道義的責任の立場よりしてのみならず、新派教育刑の立場よりしても同じく主張されてゐる所である。現に教育刑を高調さるる正木學士に於ても結局に於て主張されて曰く、教育學上に於ては、國家國民の爲めの責任感犠牲心の養成を爲すことが今日の教育の基調であると考へられるやうになつたことに對して、行刑教育の上には、各人の責任感、意思の鞏固を要求されるに至つたと(同氏教育學的に觀察した集團散步(刑政第四八卷八號一一頁)。また牧野博士曰く、文化國思想を刑法の範圍に於て論ずるときは、それは犯罪人をして、その責任を自覺せしめ、職分を履行するの意思を確立せしむることである。教育刑論の趣旨は之に外ならない」と(同博士累進制に於ける責任と希望との原則(刑法研究第六卷四一一頁)。而して右の如き主張なるものは、近く舊派的立場より例へば瀧川前教授等が規範違反に對し、非難—刑罰—を加へることは、違反者にその過誤を承認させて義務意識を喚起すると同時に、遵守者の遵法意識に満足を與へることを目的とする」と(同氏遵法要素と責任要素(法學協會雜誌第五五卷第六號二一頁)せらるるのと、事實に於て同じものがあるのである。

二、刑法に於ける責任理論の發展

ペーリングの犯罪論以來、刑罰の前提としての犯罪一般は、謂ゆる法定の犯罪事實要件該當の違法且つ有責なる行爲なりとせらる。従つて今日刑事裁判官が實際上、一定の事實を捉へてそこに犯罪觀念を肯定せんが爲めには、まづ第一に、それは一定の罪となるべき法定の事實要件(犯

罪類型)を充足する人の行爲あることを要し、第二に、その行爲は、法律全般の上より許されざるものとして違法なることの確定を要し、第三に、その法定事實該當の違法行爲事實は、一定の資格を有する行爲者人格の一定の心理的狀態に出づるものとして、その結果が行爲者の主觀的性狀に歸せられ、そこに人格的に法律非難が加へられねばならないのであつて、此の最後の分子が、茲にこれより論究せんとする「責任」の問題であること、多く云ふまでもない。

由來刑法は、客觀的なる法律侵害といふことを發端として、その違法行爲惹起主體としての行爲者人格に對して、その將來との關係に於て何等かを作用せんとするもの、即ち「刑事責任」(responsabilité pénale)は、民事責任と稍趣を異にし、將來的の不法行爲(犯罪)を防止せんとする所に第一線を置く(犯罪豫防第一主義)。故に刑法の行使する刑罰の前提としては、そこに行爲者の將來に對して何等かを誡告し、教化を必要とする人格的缺陷性が存してゐなければならぬのであつて、これ實體刑法に於ける犯罪觀念の肯定上、第三要件として「責任」なる分子を必要とする所以である。

違法は行爲に對する無價値判斷なると同じく、責任は、行爲者に對する無價値性の表明となすも過りではない。が、(a)その「責任の内容」を如何に解するや、(b)その「責任判斷なるもの」の合理的根據を那邊に求むるや、(c)今日かかる責任なる一種獨特の價値判斷をなすの必要ありや、それは一種の違法分子に包攝せらるべきものにあらずやに就いては甚しく争ひを存する。じつに「刑法の時代相」を形成するところのものは、その下に思惟されてゐる責任觀念の内容であつたのであり、その「合理的根據」に關する見解の相違に在つたのである。大體に於て、刑事責任の理論は、道義

的責任論より社會的責任論に、心理主義の責任論より規範的責任論を経て、國家社會共同態主義の責任理論、乃至新しき意義の「人格論的責任主義」に移行しつゝありといふのが、歴史的發展の足跡であり、現實である。

謂ゆる「規範的責任論」は、現在に至るまで刑法解釋の上に於て壓倒的の支配力を持つものであるが、それは必らずしも事態の眞理性を全部完全におほひ盡してゐるものではない。端的に謂はば、甚だ形式的のものである。が、今日犯罪理論上、違法論に於て從來の形式的違法といふことより一步を進め、事態の本質に則して眞に法律全般の精神より、そのはたして法律背反なるや否やの論定を要すべきものと同じく、責任の理論とても形式的なる規範主義に更に一步を進めて、事態の本質、實體に著眼し、そこに實質的の新責任理論が構成せられねばならなくなつてゐる。即ちまづ第一に、同じく「規範」といふことを考へるにしても、その規範は個人の頭を中心とせず、國家社會一般を中心とし、これを純正に認識して、その深刻化を計るべく(ザウエルラント) (一)、第三に、謂ゆる「期待可能性」といふことを論定するに於ても、個人自由主義的ではなく、社會共同の立場より、國民義務的に考へらるるを要すべく(ジールゲルト) (二)、第三に、責任の内容は、規範に違反といふが如きや、形式的のものではなく、不道徳性の表現といふ實質方面が全體的に把握せらるべく(ケンペルマン、シェーフアー、シャツフスタイン) (三)、第四に、行爲者の主觀に對する無價値を爲すにしても、それは行爲者なる人格への方向に於て爲さるべく、また、同じく行爲者人格を思念するにしても、これは從來往々にして見るが如き、専ら保護または慈善の對象としてではなく、社會共同態に於ける「責任」の一主體として考察せられねばならない(エーウオルフ) (四)。何れとす

るも責任の本質は、近くエー・シュミット及びザウエルも指摘してゐる如く、不完全なる存在としての個人の生存と、その個人もなほ國家社會共同體の一肢體として全體社會に對し責務遂行の地位に立たされるとの個人と全體社會兩者調和上の一生産たる點に在り、(五) 我が牧野博士によれば「責任觀念の發生は、自我の意識と同時に他我の認識、即ち社會生活に於ける協同現象の發展」たるものである(六)。されば刑法及び國家刑罰の何たるや、從つて行刑目標の何たるやは、かかる刑罰の賦科せらるる前提條件、特に刑法固有的條件たる「刑法的責任」の何たるやを明確に把握することに因りてのみ可能と考へられるのである。仍て私は以下、まづ私の見解とする「人格主義の責任理論」の何たるやを述べ、次にこの見地よりするとき、行刑は何を目標とし理念としておなければならぬかを、極めて法律論的に、全體刑法論的に論述したく思ふのである。

- (一) M. Sauerlandt, Zur Wandlung des Zumutbarkeitsbegriffs im Strafrecht, 1936, S. 8ff.
- (二) K. Siegert, Grundzüge des Strafrechts im neuen Staate, 1934, S. 48ff.
- (三) E. Kempermann, Die Erkenntnis des Verbrechens und seiner Elemente, 1934, S. 11ff.; E. Schäfer, Die Schuldlehre (in F. Gürtner, Das kommende d. Str. Allg. Teil, 1934, S. 37ff.); F. Schaffstein (in Z. f. g. Stw., 57 B. I., 1937, S. 310)
- (四) E. Wolf, Krisis und Neubau der Strafrechtsreform 1933, S. 35.
- (五) vgl. E. Schmidt, Lehrb., 1 Bd., S. 225; W. Sauer, Grundlagen des Strafrechts, 1921, S. 532ff.
- (六) 牧野博士不法行為論の發展(法律時報第五卷七號第五頁)。

### 三、人格主義の責任理論

私の見解とする人格主義の責任論なるものは、彼のテザール一派により主張される徵表主義

犯罪理論の當然的結論なる「性格責任」(Charakterschuld)の理論とは異なる。けだし嚴格なる意味に於ける「性格責任」の理論は現行刑法にとつて一致し難きこと云ふまでもないからである。私の謂ふ人格主義の責任論とは、大體に於て、メッツゲル一流の主張する「個別的」行為「責任」(Einzel-Tat-Schuld)の理論乃至エー・シュミット一流の「心理的」規範主義の理論に接近したものであるが、なほ責任の重要部分を特定の行為より推斷さるる「行為者の非難性」なる「人格的缺陷」分に認めんとする點に於て、一種の「性格論的責任論」(Charakterlogische Schuldlehre)に接近するものである。が、何れとするもこの内容は、近くエー・シュミット一流により代表され、フランク、ゴールドシュミット、フロイデントールを経て發達するに至つた謂ゆる規範主義責任論を基底とするものなるが故に、之が内容の論述にはまづこの規範的責任の内容より明らかにする必要がある。

一體に、規範的責任論といふも、その内容は之を説く者により種々に解せられるのであるが、エー・シュミット一派によれば、それは一定の違法行為に對する非難性を意味し、それは特に違法行為を惹起したる原因體と見られ得べき一定人格の心理現象に於ける缺陷性に對する非難性を意味する(一)。元來法律は、一定の行為を以て合法とし、他方を以つて違法と評價することに因り(法律の評價規範性)、各個人の一定の有價值及び無價值感情を惹起せしめ、それは各行爲に於ける動機決定作用(Motivationsprozess)を導き來る(法律の規定規範性)。さうしてそこに各人の内部的なる義務感情を發生せしむ。然るにこの法律規範が、行為者の認識意欲の世界及び動機決定の過程に於て、右の如き規定規範性を實證し得ず、豫期に反し行為者をしてその規定の趣旨に從つ

て合法的な行動へと導かしめなかつた場合にそこに責任なる現象を生ぜしむるのであつて、此の場合、その行爲者が第一に「社會的行動への一般的能力を有し、第二に、その當該行爲の爲された瞬間に於て、次の何れかの事由(即ちa)認識の世界に於て、義務の意識を持ち來らしむること不可能またはb)その動機決定の過程が義務意識に従つて活動すること不可能とせらるる場合の外は、法律はその行爲者に對して、法律義務に従つて行動せざりしことを怒り、そこに責任なる非難を加へるのである(二)。故に、責任判断の可能なるが爲めには、まづ「心理的見地」よりして、少くも行爲者に於て、自己の行爲の結果は、法定事實に該當する結果を惹起せしむべく、社會共同生活上、かくの如き行爲はなすべからざるものなることの認識を存したるか、またはその認識の可能なりしこと、換言すれば、行爲者の意思活動はその心理的原因性に於て法律的に見て缺陷性を持たねばならず、次に「規範的見地」よりしては、この責任非難の可能ならむが爲には、右の心理的狀態の全體が、心理的規律 (Psychische Regelung) に於て、缺陷性を有するものとして、表示さるることの可能なること、即ち事實上遂行せられたる違法なる結果惹起の意欲及び動機決定の過程は、まさに爲すべからざる所として理解され、かかる違法的決定の代りに、一定の合法的行動への動機決定過程が行爲者に期待され得るものなることを要する。前者は責任の心理的事實基礎であり、後者は、責任の規範的評價の本質部分であり、責任はかくして純心理的事實内容に對して規範的價値判断の加へらるる所に生ずるものとなす。これが心理主義 || 規範主義責任論の要諦なのである。

併しながら、人若し、責任を以て、單に行爲者の内部的活動と、これに對し律せんとする法律規範

の要求との不一致とのみ考へ、これを以て満足するに於ては、それは甚だ皮相なる見解と云はねばならぬ。問題は更に深入して、然らば何が故にその動機決定は具體的に缺陷性を有するに至つたか、その決定の失敗は、その人格の然らしむるところとして、その人格に對しても非難を加へ得べきものなるや否やを吟味しなければならぬ。而もこの點の吟味は、勢ひ法律的秩序の見地よりする具體的行爲を契機としての「行爲者の人格評價 (Bewertung des Charakters des Täters)」<sup>1)</sup>で吾々を導き來るのであつて、そこに人格主義責任論への第一歩は開かれる。法律は行爲者に對し、彼が法律の認識より獲得されたる價値表象を有するに拘らず、彼れ自身の専恣的の價値評價に従つて動機決定に出でたる、その非社會的人格の點を怒るのであり(三)、その點責任の本質的部分ありと考へる。これが人格主義の責任理論の輪廓である。

則ち、メツツゲル一流の人格論的責任論によれば、刑法責任(狹義のもの、訴訟上の責任問題とは異なる)とは、刑罰賦科の一前提條件であり、それは次の如き諸内容の總體を意味する。曰く、責任なるものは、違法なる行爲ありたることを理由としてその行爲者に對し、一種の法律上の人格的非難性を基礎づけるところのものであり、茲に於ては、一定の違法行爲は、當該行爲者人格の法律的に非難され得る表現として觀察される(四) (謂ゆる個別的 || 行爲 || 責任の理論)。その一定違法行爲を責任判断の前提條件とするところに、謂ゆる犯罪徵表主義理論による「性格責任」と本質を異にするものがあるのであり、また、責任を單なる一定心理事實に對する規範的價値判断と爲さず、その本質的部分を、その規範違反の動機決定を爲さしむる背後的の存在なる行爲者人格の缺陷性に認めんとするところに特色を存するのである。

- (I) E. Schmidt, Lehrb., 1 Bd., S. 298. (II) E. Schmidt, ibid., S. 226.
- (III) E. Schmidt, ibid., S. 231. (IV) E. Mezger, Strafrecht, 2 Aufl. 1933, S. 218.

四、責任非難の對象としての行爲者人格

然らば、人格主義の責任理論に於て表明せらるる「行爲者人格に對する非難性」は、如何なる意味内容の下に成立するのであるか。私は、この點、當該の違法行爲を爲すことによりて實證された秩序背反性の存在、即ち全然法律追従への情操を放棄するまでには立ち至らずとするも、法律情操への正常的なる自己決定に於て、或は突如として、或は繼續的に、時には部分的に、時には全體的に之を拒否する性格、法律情操への何等かの質量に於ける頽廢を示せること、法律規範の存在に對して麻痺したる感覺を示せることに在るものと解する。而して法律情線の頽廢はその態様に於て種々あり得べく、これが程度にも種々の段階を認め得るも、現行刑法がその各則に於ける幾多の規定に於て種々の行爲形式を規定し、之等に對する刑罰を異にしてゐるのは、この法律情操を媒介として、そこに看取せらるる反法律的情操の種々相に著目せるに由るものと解する。では次に、「一定の人格は何が故に、かく法律情操に對し頽廢性を示すに至るのであるか、それは必然的因果に支配さるる當然の結果であらうか、それとも一定人格の自ら招くところのものであらうか」。人格主義責任論の最後の根據を作す「人格の生成」そのものは、如何なる法則に支配さるるものであらうか。この點の解答は、後段、責任理論の立場よりする「行刑の理念を考ふる上」に於て甚だ重要意義を有するが故に左に稍々詳細に説明する。ただ一言にして云へば、それはそ

の基礎に於て、決定論の教ふるが如く、外界諸條件に重大に支配さるるものであるが、而かもその一面に於て、これを補ふ重要分子として吾々の精神的支配力の缺陷を認めざるを得ないのであつて、人格主義責任論の根據は、まさにこの一點に存する。理由次の如し。

元來、人格主義責任論の最後の據り所なる「行爲者人格」の生成に關しては種々なる見解(生物學的、人類學的、體質學的、心理學的、社會學的、法律哲學的)を存するも私は大體に於てこれを實證科學的に、且つ思辨的に考察すべきものと考へる。

即ちまづ第一に、行爲者人格は、その實體に於て、素質と環境との交互的不可分の複合態であるとして考へる。特に(a)前者について云へば、素質の基礎なる遺傳質は、既に母體の胎中に於て或は毒、結核、酒精等の影響を受け、また出生後も絶えず外界の刺戟を受けてゐるのであつて、人生の如何なる時期を採るも、環境より全く分離した素質の存在を許さず、環境と素質とは常に不可分の一體として各個人に於て一つの潛勢力を構成する。が、この潛勢力としての一定の行爲可能的人格と、現に一定行爲をなしたる行爲主體としての人格とは、明かに區別せられねばならない。前者の分子は如何なる人間にも潛在する。故に犯罪行爲人格をして通常人格と區別せしむる所以のものは、その素質または體構の點ではなく、その潛勢力を現實力に轉化せしむる機械的、力學的なる一定の性向の點に在る。そこに行爲者人格の自己決定性の重要性が認められ、責任肯定の根據が存するわけである。もとよりこの性向とても結局に於て素質と環境との交互的作用に支配さるるものであるが、なほ個々の行爲に際しては、その間自由なる決定の餘地あることは吾々の日常生活の體驗に照らしても疑ひなきところであり、この一點こそは、よりて以て刑事

責任を肯定せしむる基礎であり、その自由範囲をいかに行動するやは同時に將來への素質形成に大なる影響を與ふるものなることが遺却せらるべきではないのである。次に、(b)後者に就いて云へば、行爲者を圍繞する經濟狀態、家庭、教育、職業等の關係は勿論犯罪發生の重要條件であるが、それは靜的潛在的條件たるに止まり、決して個々の犯罪行爲を必然的に發生せしむる現勢的動的條件をなすものではない。然らば、現實に一定の行爲惹起の支配力を持つものは何であるかと云へば、それは實に素質である場合が多いのであつて、この意味に於て、環境は要するに素質をいかに活動せしむるか、の試練場に止まる。が、行爲者が與へられたる一定の環境をいかに試練し行くかといふことに對する解答は、之に處する「行爲主體としての人の素質」が決定力を持つといふが如き簡單なる形式のみによつて葬り去ることはできない。行爲者の行爲に際しての一回性の意思活動もまた重要な役割を演ずる。そこに固有なる意義に於ける人格活動の自由領域があるのであり、同時にまたこゝに刑事責任の根據が認めらるるわけである。さうしてこれらの個々の行爲によつて、素質がまた環境的に變革されて行くのである。

第二に、行爲者人格を動態的に且つ綜合的に觀察して次の如く考へる。即ち歴史的存在としての各個人の有する主觀的精神は、超個人的、超時間的な精神態によつて、深く廣く條件づけられてゐる。歴史的なる各行爲者人格は、この客觀的、永久的精神の一分岐にすぎないものであるが、而も絶對的精神は、各個人の主觀によつて充分に認識されてゐるものではない。その器官と機能とに於て個體以上のあるものがある。特に一定人の血族的、歴史的、社會團體的、精神的結合に於て然りであり、それは個人に於ける特殊の、時間的現出を支配し、指導するものであり、人類の永

遠普遍的なる意義方向を示すものであり、一定國家社會文化の全體を作すものである。まさに行爲者人格なるものは、この見地に於て永遠的、普遍的人格性の個々の、特殊的存在として理解せられねばならないのであつて、その各個の人格性の眞の把握は、統一的全體人性に於ける個別的價值決定の見地よりして爲されねばならない。されば歴史的に活動する人格は、人間として決して肉體的、心理的作用或は性狀のモザイクではなく、それは本來、全體人の一分派、而も自由意思活動の主體としてのそれである(二)。人間は自然因果律に支配され、歴史的全體人に支配される外に、その自己固有の精神力により、自然因果律を逆に利用し、歴史的全體人を修正し變革し命令するによつて、その欲求し理想とするところに接近せんと絶えず努力を續けて止まないものである。そこに各個人より眺めたる人類文化といふことがあるのであり、人類の向上進化といふことがあるのであり、惹いては全體人としての發展世界が見出さるることになるのである。各人はその基礎に於て一定の必然的な物理的、心理的現象の支配を受けつつも、また精神的な人類歴史の拘束を受けつつも、なほ個々の固有の生命より派生する創造的自己活動によつて、この必然的方向を一定の理想に結びつけんとする。まさに人の人たる所以は、かかる生活活動に於る原動力としての超感覺的精神力を有する點に在る。この精神と、その體構的基礎こそは、人格と呼ばれるものである。かくして人間は固有な精神と體構的の不可分の結合としての個性をもつてゐるのであつて、かく觀するに於ては、人は自然的所與であると同時にまた理念的存在である。さうしてかくの如き人格の現實性は、人の各個別の行爲によつて最も如實に表現されるのであつて、凡べて行爲なるものは、この意味に於て過去人格の必然的結果たる分子を含

むと同時に、またそれよりの飛躍的なる自己創造分子をも含む。それは過去一切の行爲的成果として、自己を見出しつつも、なほ新しき將來的人格構成への段階たる性質をも持つ。その限りに於て、個々の行爲は人格の所産であり、行爲者人格の發現であり、従つて行爲により人格に對する非難は可能となるのであり、同時に未來への人格創造の過程でもある。行爲の瞬間に於ける性質的一回性、自己規制の形式に於ける活動性及び目的追及性こそは、最も赤裸々なる人生々活の眞實であると共に、過去人格の反映でもあるのである。まさにこの點に、個々の違法行爲を發端として、その惹起主體としての行爲者人格に對する非難を加へ得る所以のものもあれば、またその非難責任性を確定することによりて、將來的に人格改革への道程に立ち得る理由をも見出し得る(11)。

(1) H. Mayer, Kriminalpolitik als Geisteswissenschaft (n. Z.f. G. Stw., 1937, S. 4).

(2) 阿部次郎著人格主義第二二二頁には、人格過誤の何物たるかを述べて曰く、罪過は人間にとつて必然である。人は努めてゐる間は、過つに定つたものである。然らば罪過は善の成長に對して如何なる積極的意義を有するか。吾々はそれが罪過である限り、換言すれば、人がこれを悔ひ恥ぢ改めんとする善良なる意見を持ち續けてゐる限り、罪過は常に人格を刺戟して、これを淨く深くする効果を持つと告へることができらう。人が善良なる意志を失はぬ限り、罪過が彼に與へるものは當然に痛みでなければならぬ。この痛みは彼の體驗を深めて、新しき人生の視野を開展する。從來の生活態度の誤謬を悟ると、彼の立場は一段の高みに攀ぢ登つてゐると。

五、責任理論より見たる行刑の理念

刑法に於ける「責任」といふことが、結局に於て個々の違法行爲に出發しての行爲者人格に對する非難性の表示であり、而して非難對象たる行爲の人格そのものの生成過程にして前述の如きものなる限り、刑事裁判に於て、刑罰賦科の前提として「責任性」を確定し、犯罪を肯定してこれに基く刑罰主として自由刑を執行するといふことは、この人格の生成過程を逆に應用することに因つて、ひとたび課せられた刑事責任分子、即ち人格的非難性分子を修正し克服し、これを解消せしめ、法律的な人格への養成といふ方向に努力すべきことを意味する。即ち、生物學的要素と、社會學的要素と、個人的精神力とは相合體して、初めて刑事責任を創るとの一斷定なるものは、逆にまた犯罪行爲者に對し、かかる三方面よりしての刺戟的條件を提供するに於ては、その人格は次第次第に變革せられ、一定の理念とする方向に改化せられ得るとの一事を指示する。この意味に於て、人格主義の責任理論こそ、合理的に且つ法律的に同時に全體法的に改善主義、教育刑主義に統一ある理論的根據を與ふるものである。即ち行爲者人格に對して「責任」なるものを肯定するといふことは、これやがてその法的結果として登場する刑罰の執行過程に於て、その責任分子は如何なる主たる要素によりて結成さるるに至りたるやの過程を精細に吟味して、これに對し適宜の反應を加へ、その責任性を解消せしめ行く手段を豫約することとなるのである。そこに人格主義の責任理論より眺めたる行刑の目標乃至理念が、おのづと判明する。私はこの見地と角度より、特に行刑上注意を要すべき左記數項目を指摘して、本論の結論的部分に供することとする。

一 責任と刑罰との關係  
責任は刑罰への一前提である。責任あるが故に刑罰を生ずる。

逆に云へば「責任なくば刑罰なし」である。然るに行刑はこの刑罰を解消せしむるものである。刑罰はその執行によりて雪の如く消えて行く、いな消えさせねばならない。然りとすれば、行刑の目標は、一途にひとまづ肯定された「責任」への「解除」といふこと以外にはあり得ない。而も「責任の解除」は事實として「行爲者人格に對する非難性の克服」といふことを除いては他にあり得ない。行刑の目標は、かくの如くにして純法律理論的には「責任解除への途」といふこと以外にはあり得ないことが、いま改めて再認識されるべきである。近くナチスの刑法學徒及び行刑の實務家及びその行刑指導原則第四八條に於て行刑の目標は「贖罪」(Sühnen)に在りとなしてゐるのは、必らずしも狹隘なる應報觀念の充足を意味するものにあらず、右の意味に於て理解せらるべきものである(一)。

二 責任の心理的基礎と行刑 責任の肯定にはその事實的基礎として、一定の違法なる心理的分子(故意又は過失)の存在を前提とする。責任解除への方向に立つ行刑に於ては、特にこの非法律的なる心理分子的克服といふことに向つて努力されねばならない。然らずんば、行刑はその重要な目標を見失ふものである。ただ實際としては、人の心理は外部的行動より支配されること多きが故に、この點は行刑作業に依り貫徹せらるるを要するまでである。

三 責任の規範的分子と行刑 責任判断は、一定の心理的事實と結果たる行爲事實との「關係」に於ける一判断であり、その限りに於て一つの「關係的判断」であるが、かかる「關係」それ自體「期待可能性への背反」のみが責任の本體をなすのではなく、その「關係的判断」の所産としての「非難性の存在」といふことが、その主要部分を作すのである。その人格的性狀が、一般的法律人格にあらず

る點に法律は責任性を求むるのである。故に行刑に於てはかかる責任性の存する人格が改善せられねばならないが、その方向は法律的人格への養成または復歸にある。必ずしも善良なる道徳的、宗教的人格の養成は、法律的に眺めた行刑の目標ではないのである。近く竹田教授も曰く、刑法規定に含まれてゐる命令禁止の規範は、行爲の事前に於ては各人の規範意識を緊張せしめ、又はそれを支援するの作用を爲し、事後に於ては、刑の執行に因り非難を感銘せしめ、且つ服罪に因る謝罪と自己是正を要求することに依つて規範意識の支配力を回復せしむる作用を行はんとするものである」と主張される(二)。

四 刑法責任は倫理的のそれではなく、法律的意識のそれである。故にそれは謂ゆる「意志の自由」といふことよりは獨立した問題であり、刑法の意識に於ける責任は、一定の行爲が、その行爲者人格との關係に於て、法律規範的に非難されるべき關係の確定せられたることを意味する。従つてこの點よりするも、行刑の目標は、完全なる道徳的自律の主體としての人格への改善を目標とする必要はない。法律的規定規範性のそれに従つて行動するの人格的性狀を結成せしむればよいのである。

(一) vgl. Meger, Strafrecht, 2 Aufl, S. 265.

(二) 竹田直平規範的意思支配の可能性と教育可能性(法と經濟第一〇卷第五號第一〇二頁)。

昭和一一・一一・二〇日稿(完)

# 少年福祉より見たる斷種論の文化的意義(三)

——特に世界觀との關聯に於いて——

市川 秀雄

- 一、はしがき
- 二、少年犯罪防止策としての斷種
- 三、少年保護と優生學的斷種(以上十月號)
- 四、少年助長と優境學
- 五、斷種の發生史的考察(以上十一月號)
- 六、現代の世界觀と斷種(以上本號未完)
- 七、生の哲學より見たる斷種
- 八、むすび

## 六

前叙の如く、優生學的斷種論が科學論たり得ると共に、既に、國家、民族、社會及び個人に關する論議であり、それ故に、それは法律的論議であり得るわけであり、然かもまた、それ故に、文化問題でもあり得る限り、それは、先づ一應、社會理性的に考察される要があり、それが社會理性的に現代に是認せられ得るや、否や、批判せられねばならぬ。

惟ふに、吾々は、たゞ、優生學的斷種の實踐、或は、優生學的斷種法の制定は世界の大勢であるといふやうな理由で、之を主張することは慎しむべきである。詳言すれば、國家政策的、或は、社會政策的な事象に於いても、單に政治的壓力、或は、政治的優位といふやうな風潮に従つて、無批判な、盲目的追隨が行はれてはならない。吾々は、その根本的なる社會理性的究明、社會理性的批判の後でなければ、その認否を決してはならないからである。

扱て、現代に於いて、總べて事象を社會理性的に批判せんとする限り、それは、勢ひ、世界觀と關聯せざるを得ない。それに就いては、既に人々の知る如く、マクス・ウェバーは、その「社會科學的及び社會政策的認識の客觀性」(M. Weber, Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, 1904.) に於て、

政策論の中に含まれて居る政策的(實踐的)目標が結局は個人的な世界觀に由來することを指摘して、斯かる事由に基く一切の價值判斷の科學への侵入を峻拒した。(註一)

それは、科學的批判(勿論、社會科學的のそれに於いて)に於いては、——尤も、ウェバーによれば、嚴密には、科學は實踐(政策)のための手段にしか過ぎないが——嚴正に世界觀の混入を拒否するにあらざれば、妥當なる批判はなし得ずといふことになるのである。何となれば、或る世界觀に基づく、或る人々の理想が、その人々にとつて神聖であると同じやうに、他の人々にとつては他の理想が神聖であるからである。(註二)

然り、此の如き見解は、その一面に於いて、正に充分なる正當性を認識せられねばならぬ。吾々は、確かに、社會科學的批判といふものに於いて、個人的世界觀——特に恣意的なる個人の世界觀——よりする不當なる價值判斷が包含せられてゐる事實を屢々見聞する。此の限りに於いて、吾々は、確かに上述の見解の一面の眞理性を認めねばならないのである。

さりながら、ウェバーの此の如き見解は、皮肉にも、ウェバー自身が、個人主義的、個人自由主義的世界觀の基

礎に立脚しつゝあつたことに氣づかなかつたことを、先づ、注意しなければならぬ。(註三)いま、私は、こゝに、ウエバーの確立した偉大なる、科學に於ける價值判斷の排除の説論に對して、論難を加へ、或は之を批判せんとする意圖は毛頭ない。かゝる意圖を企てるべく、私は餘りに哲學的の知覺にかけてゐること、いま、敢て、こゝにことわるの要なきことである。のみならず、それは、私の此の小論稿の目的とするところでもない。されば、ウエバーの右の説論に對する批判は、それを經濟學、社會學乃至社會政策學について哲學する人々に委かせねばならない。(註四)

(註五)

然し、さし當りに於いて、社會科學的論議が、科學的に、嚴密に、世界觀と離れてなし得るや、否やは疑問の餘地があるとするも、後述の如く、現實的、具體的に事象を考へ、批判せんとする現代の思想的特色を考慮するとき、科學と政策とを、しかく、峻別せしめることは、餘りに現實遊離的であつて、特に、現代に於いては無意味なことではあるまいか。(註六)洵に、「科學は神を離れて科學として存立し得る。科學の爲めに科學を論ずれば、科學の對象には、矛盾もなければ、調和もない。科學の領域には呪ひもなければ、喜びもない。しかし、此の如き立場に於いては、科學には終に生命がない」(註七)さうして、人の世の科學にあつては、それは生きるがための科學である。科學を目して、生命を超絶した絶對的の意味に於いて理解することは、人の世の現實に於ては妥當しない。されば、吾々は、科學に生命を與へねばならぬ。科學に生命が與へられるとき、科學には、おのづからにして、矛盾が生じ、調和といふことが考へられる。この科學の矛盾と調和の間に生れたものが、すなはち、政策である。その此の如きの矛盾と調和との間に立つて、より高次なる調和をもたらすために、政策は、自由に、科學的に批判せられねばならぬ。さうして、政策と科學とは融合せられねばならぬ。しかし、特に、政策論を科學的に、社會的に批判する場合には、到底世界觀と關聯することを免かれ得ないのである。(註八)而も、優生的斷種論も、また、一つの、國家的或は社會的なる政策論的意味

を有つところの是非の論議であるのである。

さうして、法律としての斷種法を考察せんとするに於いては、いよいよ、その之が基く世界觀を無視し得ないのである。蓋し、フェールも曰ふ如く、法律にして世界觀を缺くときは、かやうな法律は、眞空の空間裡にたゞよつてゐるやうなものである。その法律には、血と力とを供給すべき根がついてゐない。それは、吾々の手の裡で飛散して了ふ一の幻影である。(註九)既に略々明かなる如く、民族の革新といふ理想を目標とする優生的斷種法が、何等かの世界觀に基づかざる生命なき法律であるとは考へられない。それは、根のない、飛散して了ふ一時的な幻の法律では斷じてあり得ない。されば、吾々は、優生的斷種法が如何なる世界觀からその血と力とを供給されてゐるかに先づ思ひ及ばねばならない。

扱て、つぎに、吾々が、優生的斷種法を批判し、その文化的意義を考へるに當つても、また、吾々は一定の世界觀より之をなさねばならないのである。私に、再び、フェールの語を引用することを許されたい。曰く、『何人も、法律の世界の深奥に沈潜せずして、法律の本質についての唯一の命題を言ひ盡くすことは出来ない。法律の世界はその世界觀に基づいてゐる。世界觀を持たないものは、法律觀を持つことは出来ない。そのかやうな人は、よき市民であり得よう。さうして、その人は、法律を同感し、これに追隨してゆくことは出来る。しかし、その人は、法律の本質を、その賢さを、そして、その美しくしさを會得することは出来ない』と。(註一〇)然り、すなはち、フェールが明瞭に示した如く、畢竟するに、法律觀と世界觀とは不可離のものなのである。(Rechtsanschauung und Weltanschauung sind untrennbar verbunden.) 洵に、法律觀を持つことなしに、さらに、世界觀を持つことなしには、吾々は、斷種法に、たゞ、追隨してゆくことは出来るであらう。されど、そのかやうなるに於いては、吾々は、その上より高きに立つて、之を批判し、そのあるべきやうなる法律にまで之を導き、さらに斷種法の理想を指し示すこと

は、遂になし得ないで終るであらう。此の意味に於いて、『世界観は法律をしてさらに次程の高きにのぼらせるものである』のである。(註一一)要するに、吾々は、斷種論を、さうして、さらに、斷種法を考察し、領解し、さらに、之を批判するためには、法律観を持つことなしに、さらに、その窮極に於いて、世界観を持つことなしには、絶體になし得ないのである。

扱て、こゝに、私が世界観といふのは、各人の有し得る恣意的な世界観を意味しない。もとより、世界観は決して經驗的知識の産出物ではなく、各々の時代には、それぞれの世界観がある如く、おのおのの人々には、また、各人の性格の相違から、おのおの世界観、人生観があり得るであらう。そして、或る一人の人の世界観が、その人にとつて神聖であると同様に、他の人々にとつては、他の世界観が神聖視されよう。斯くて、世界観の間に於いても、また、闘争が行はれて居るのも事實である。(註一二)

洵に、吾々は時代の要請し、社會の要求するところを離れて、純粹に思辨するならば、如何なる解釋も可能であり、如何なる議論も何等かの意味に於いて妥當することにならう。其處では、思惟の公理に逆らはぬ限り總べての世界観は成立するといふことになる。しかし、其處では、何等の現實的壓力を感じないし、何等の抵抗も覺えない。それは、恰かも、眞空の裡に於けるが如き原理であり、思想であり、世界観である。

然し、吾々は斯の如き眞理の裡に生の息吹きをなしつゝあるのではない。吾々の生命は大氣の裡に托されつゝある生活である。其處では大氣の壓力を感じ、大氣の抵抗を覺える。眞空中の物理的法則は、大氣中に於ては、そのまゝでは妥當しない。それと同様に、個人の恣意的世界観によつて、政策を批判し、政策的論議をなすとき、世界観の無政府状態を現出し、政策的論議は、徒らに、混亂に陥る。斯くて、個々の恣意的世界観を絶對的に神聖視し、之に拜跪することは、所謂惡平等主義に墮するのみならず、遂には、社會事象、社會の政策に對する社會理性的批判はその姿を沒せざるを得なくなる。

それにも拘はらず、政策なり、社會事象なりの社會理性的批判の可能にして、それが行はれて居る理由は、實に、おのおのの時代には、おのおのの傾向を有する世界観が、その社會に自ら存在し、それが、おのおのその時代に妥當し得るが故にであらう。

惟ふに、世界観の生成及びその確立の全過程は、世界観をして普遍妥當的な知識にまで高めやうと要求するのである。(註一三)かくして、デオルグ・ヂムメルが曰ふ如く、『凡そ、偉大なる、決定的に特徴づけられたる各文化時代に於ては、其の時期の精神的運動の出發點にして、また同時に、歸着點であるやうに見える一つの中心概念が確知せられる。但し、各時代そのものは、その概念に關して抽象的意識をもつにしても、或は、その概念は、精神運動によつて單に觀念的焦點に過ぎないで、後代の觀察者であつて、始めて、その時代に對する意義と價值とを認識するにしても、中心概念は覺知せられる』のである。(註一四)中心概念といふか、時代精神と呼ばんか、要するに、おのおのの時代時代に、おのおのの時代の傾向を代表する世界観があればこそ、吾々は、吾々の時代の社會事象を社會理性的に批判し得るのである。

かくて、それ故に、私が、茲に、世界観と指稱するは、現代の所謂中心概念をなす思想であり、現代の傾向を最もよく代表する哲學的思想である。それは、現代にとつて、最も普遍妥當なる世界観である。さうして、現代を最もよく代表する思想なり、傾向なりが、現代の世界観に基づいてゐることは疑ひないことである。私が、茲に、現代に最も妥當なる世界観とは、さらに、具體的に明らかにすれば、それは、畢竟、人呼んで、謂はゆる世界の革新に關する哲學とするとそのものである。(註一五)

然らば、現代の世界観、即ち、人の呼んで世界の革新に關する哲學といふものから、優生學的斷種論を批判するとき、それは如何に領解(理解)(verstehen)せらるべきものであらうか。(註一六)

優生學、或は、優生學的斷種論をその世界觀との關聯に於て論ぜられたものには、夙に、Günther Justの「優生學と世界觀」(Eugenik und Weltanschauung)があり、最近に恩師小野博士の「斷種法と世界觀」(中央公論昭和十三年六月號)がある。(註一七)(註一八)それにも拘はらず、今また、私とその驥尾に附して再論を試みる所以は、その領解の仕方にて、特に現代の世界觀の立場からのみ、事を論じてみたいと思ふからである。さうして、敢て、現代の世界觀の立場から事を論ずるといふも、私は純粹に哲學的論議をなさんとするのではない。私が哲學を論じ得る資格のあるものでないこと、また、改めてことわるまでもない。たゞ、優生的斷種論或は斷種法を社會理性的に考察せんとするに過ぎない。(註一九)

惟ふに、現代の世界觀の哲學的基調は、カント的であるよりも、より多くヘーゲル的であることは、均しく、人々の承認するところであらう。否な、寧ろ、それは、あまりに、餘りにも、ヘーゲル的である。それは謂はゆる「ヘーゲル復興」と呼ばれるものである。

従つて、現代の世界觀はカント的哲學色調の特徴たる抽象的、理想主義的、人格主義的、個人自由主義的でなく、ヘーゲル的哲學色調を帯びてゐるのを特徴とする。すなはち、現代の世界觀の哲學的性格は、抽象的であるよりも、より多く具體的であり、理想主義的であるよりも、現實主義的であり、個人人格主義的であるよりも、世界性的(全體性的立場)であり、個人自由主義的であるよりも、超個人統制主義的である。また一方、復古的であるとともに、より多く進歩的である。(註二〇)従つて、それは革新的である。革新の世界觀は、此處に於いて成立する。

されば、そのヘーゲル的なるの結果、現代の世界觀の哲學は、存在論的であり、さらに、その存在論は具體的、現實的なるの結果、歴史的存在論的となり、歴史哲學的傾向を著しくもち來りつゝあるといはれてゐる。然かも、此の現代の存在論の歴史哲學的傾向は、前述の進化的性格によつて、その存在論は歴史進化的に考へられることを特徴とす

る。(註二一)(註二二)すなはち、詳言すれば、その存在は、始源的に歴史的存在であり、歴史的世界の裡にあつて、歴史を作りつゝ、また同時に、歴史によつて作られつゝ(machen und werden)、恒久に歴史の裡に生成發展すると考へられる。さうして、此の歴史哲學的存在論的傾向は、その世界性的(全體性的)な現代の哲學的性格と容易に結合して、その結果は、現代の世界觀をして著しく、國家主義的、民族主義的傾向を多分にもつに至らせる可能性がある。是れ、現代に於いて、世界的に國家主義、民族主義的思想、或はさらに、民族主義的國家觀が澎湃として勃興した所以であることが領解される。(註二三)何となれば、ヘーゲルの歴史哲學及び汎く社會哲學(國家哲學も含めて)の根本をなしてゐる「客觀精神」はカントの如く、個人意識に出發せず、カント的個人意識を超越したところのみ思考され得る思想である。それ故に、此の客觀精神的思考は容易に世界性的、全體性的となり、國家主義的或は民族主義的思想を喚び來るのである。(註二四)而して、ヘーゲルに於いても、その客觀精神の、最も具現的、實在的な顯現が、即ち、國家であるとせられて居るところであらう。(註二五)(此の項未完)

(註一) 右の論文はM. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 1922, S. 146 ff. 以下に收められてゐる。

(註二) ウェバーは本文記載のその論文に於いて述べてゐる理論によつて、政策論學史上所謂價值判斷論争に於ける「價值判斷排撃派」(Werturteilslehre)の思想原理を確立したと謂はれてゐる。

(註三) ウェバーの前記論文が、個人主義的、自由主義的思想の横溢した時代に書かれたものであることを、吾々は、特に、注意しなければならぬ。

(註四) ウェバーは一九〇四年の前記論文「社會科學的及び社會政策的認識の客觀性」に於いて、科學に於ける所謂價值判斷排撃の原理を確立したと謂はれるが、なほ、さらに、一九〇九年ウインに開かれた社會政策學會の大會に於いて、彼は、ゾムバルト教授とともに、社會科學にあつては、單に諸々の事實と一定の法則性とのみか、自然科學に於ける

る意味に於いて、證明せられるに過ぎないと説き、凡べての價值判斷は、社會的領域にあつては、嚴密に個人的なものであつて、それが、如何に奇矯であつても、科學的に論駁することは出来ない。さうして、社會科學は、それ自身のうちに、本來の價值を有してゐないと論じたのであつた。彼のウイン大會に於ける演説は、『Debatlereden auf der Tagung des Vereins für Sozialpolitik in Wien 1909 zu den Verhandlungen über.』Die wirtschaftlichen Unternehmungen der Gemeinden』は M. Weber, Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik. 1924. S. 412 ff. Insbesondere, Elendsaellst zu den Verhandlungen über die Produktivität der Volkswirtschaft. S. 416 — 423. に收められてゐる。なほ、ゾムバルト教授が世界觀と科學との關係を論ぜられた最近の述作としては、W. Som'art, Weltanschauung, Wissenschaft und Wirtschaft. 1938. がある。特に、その S. 14 ff. Zweites Kapitel: Weltanschauung und Wissenschaft. に詳細である。

(註五) 所謂價值判斷論争に於けるウェバーの「價值判斷排撃」の思想原理に對しては、我が邦に於いても、既に、多くの學者、例へば、經濟學者、社會學者、社會政策或は經濟政策を論ずる學者、社會哲學の研究者から數多くの紹介、または、批判がなされた。いま、こゝに、一々擧げることにはしない。また、泰西の學者によつても、もとより、彼の學説は種々の角度から、例へば、觀念論の立場から、或は、唯物論の立場から、さまざまに批判せられた。例へば、ウイルブランド (R. Willbrandt) のその如き極めて詳細なものとせらるゝ如くである。

(註六) 今日の所謂文化國家に於いては、科學の自由といふことは、實に、批判の自由であることを考へねばならぬ。

(註七) 牧野博士「法律に於ける矛盾と調和」はしがき第一頁

(註八) 如何にも純科學的理由から何等の選擇の施されない相矛盾する價值評價が存在することが認められる。然し、そのことから我々はあらゆる價值を放棄すべしとか、或は我々が絶対に手を觸れてはならぬ或る價值があるといふことは結論されない。あらゆる偏見を去ることが可能であるにせよ、價值判斷の排除によつて我々の仕事からあらゆる

る最も重要な問題を除去することにならないであらうか。我々をして無意味な單なる事實乃至材料の著積に限定せんとすることにならぬであらうか。而して、事實を蒐集することによつて、あらゆるばらばらな構成要素を一つの全體に銜接し、不可避的に何等かの仕方て我々の人格と結びついてゐる、突如とした直覺の奔流を回避できるか、或は回避すべきであるか。科學に於いては生活に於けるが如く、自己意識は生産的な、創造的な力である。科學は人生の神祕な諸力から獨立した、それ自體存在する實體ではなく、その非合理的な道具から切斷されえないのである。(戸田武雄氏譯「マクス・ウェバー、社會科學と價值判斷の諸問題」第六九頁)

(註九) H. Fehr, Recht und Wirklichkeit. 1927. S. 16.

(註一〇) H. Fehr, a. a. O. S. 11.

(註一一) H. Fehr, a. a. O. S. 14.

(註一二) 「生の理解を助け、有能な生活目的に導く世界觀は永續する。そして、それよりも劣つた世界觀を排斥する」 Dilthey, Weltanschauungslehre. Abhandlungen zur Philosophie der Philosophie. 1931. S. 84. (Dilthey's gesammelte Schriften. Bd. 8.)

(註一三) Dilthey, a. a. O. S. 94.

(註一四) G. Simmel, Der Konflikt der modernen Kultur. 1926. S. 8.

(註一五) 日本評論社編「現代哲學辭典」第三一七頁參照。

(註一六) 領解(理解)的研究方法を社會科學の妥當的研究方法として確立した所謂理解社會學の建設者としてのマクス・ウェバーに、吾々は、こゝでは追隨せざるを得ないであらう。

(註一七) Günther Just's Eugenik und Weltanschauung は彼が編纂した同名の著書の Eugenik und Weltanschauung. 1932 の中の一編として書かれたものである。

(註一八) 小野博士の斷種法に關する各世界觀的立場に對する見解は、他に「斷種に關する一考察」(「刑の執行猶豫其の他」所收) 第三四三頁以下に於いても知ることが出来る。

(註一九) 私は決して哲學的教養あるものではないが、しかし、私が少しでも哲學的思索に興味をもつやうになつたのは、それは全く、恩師一高教授須藤新吉先生の影響に負ふものである。先生は私の學生時代から今に至るまで、哲學といふものにつき數々の限りなき示唆を與へて下された。特に、私が學生時代の一夏、先生の全暑中休暇の時間(註二〇)を、特に、私だけのために、クウノー・フィシャーの「近代哲學史」中のヘーゲルの卷について、ヘーゲル哲學を講讀して下すつた學恩に對しては、私が永久に忘るゝ能はざるところである。私は、その學恩に對し、いまこゝに、深く感謝の意を表さねばならぬ。

(註二〇) 吾々は、現代の世界觀の性格が具體的であることより、カール・シュミットの所謂「具體的秩序思想」の現出を領解することが出来る。その現實的な性格より、現代の歴史哲學が著しく政治哲學的となつたことを領解し得る。また、その世界的(全體性的)なる性格よりオトマール・シュパンの全體主義的理論を、超個人主義的統制的性格より、英國の正統古典學派の自由主義、個人主義經濟學の凋落し、之に代はる統制經濟の現出を領解し得る。その進化的性格から近代の「生の哲學」の提唱せられる所以を領解し得よう。

(註二一) ヘーゲルの辨證法は單に思惟の論理に止まるものでなく、同時に實在そのものの發展の内面的理法である。而も、それは綜合性と否定性により、實在の一切の事象の無限の發展過程を制約する論理である。その思想は、實に、歴史的であり、發展論的であり、進化的である。之につき田邊博士「ヘーゲル哲學と辨證法」第二〇六頁以下參照。

(註二二) 寛博士は「進化的」なる語の代はりに「追進」なる語を用ひられる。語としては此の方がよく意味を表現してゐると思はれるが、いまは了解に便ならんことを慮つて、敢へて「進化的」なる語を暫らく用ひることとした。

(註二三) 此の影響からナチス獨逸に於いては、「民族協同體」といふ觀念が、ファシヨ伊太利に於いては、「國民の擁護」といふ思想が重要視せられるやうになつたことは周知のことであらう。

(註二四) カントは社會契約説に影響され、カントにあつては、社會は所謂「目的の王國」(Reich der Zwecke)であつたのであり、社會は個人相互の共同意思から成立したものと考へたことは既に人々の知るところである。社會を斯くの如く考へる限り、その全體性を把握することは到底出来ない。ヘーゲルの「客觀精神」はかゝる個人の共同意思或は個人意思の總和ではなく、之とは全然別個な存在であること、恰も、全體主義に於ける社會が、個人の總和でないのと同様である。其處に、ヘーゲルの客觀精神と全體主義と全く相通するものがあり、ヘーゲルの「客觀精神」的思想が容易に全體性的となり、國家主義的思想となり得る契機が存在すると思はれる。

(註二五) ヘーゲルの客觀精神の世界は人類の道德的世界であつて、その世界は三段階即ち家族、市民社會、國家をなす。而して、犧牲社會(Gemeinschaft)たる家族社會と、利益社會(Gesellschaft)たる市民社會とを綜合し、之を止揚したるものが國家であつて、國家は客觀精神の最も實在的、現實的になつたものであるとせられてゐる。

# 明治 監獄作業變遷概観 (三)

辻 敬 助

## B 明治五年監獄則時代

### 1、明治五年監獄則時代前期 (乃明治五年十一月至明治十年)

#### 前號掲載

#### 集治監の建設

明治十年十月西南の亂平ぐに及び賊徒刑せらるゝもの四萬三千人を超え、内懲役、禁錮に處せられたる者實に二千七百餘人の多數を算した。是等は取敢ず地方分禁の方法を講じて各府縣に移送せるも、各地方共改定律令施行の後を受けて囚徒増殖し(一)、監獄狹隘にして容るべきの獄舎なく、之が收容には少からず困難を來すに至つた。而も在來獄舎の多くは陰暗、卑濕頗る汚穢を極め、就中舊幕時代の米倉を改造せるものゝ如きは既に腐朽甚しく到底姑息の修繕を許さざるの狀態であつた(二)。仍て内務省は十一年宮城及東京兩集治監

の新築に着手し、十二年省内に監獄局を置きて之を直轄せしめ、次で刑法改正(明治十三年七月公布十五年一月施行)に備ふる爲樺戸、空知及釧路に各集治監を新築し(三)、我國集治監制度を確立するに至つた。

- (一) 明治十一年末全國在監人員三萬六百六十六人にして前年末に比し四千七百一人を増す。
- (二) 清浦伯爵警察回顧録及明治十年十二月宮城集治監建築に關する内務省何書。(法規分類大全治罪門監獄の部)
- (三) 1. 明治十二年九月徒流兩囚發配の爲北海道に監獄建設方向。(法規分類大全治罪門監獄の部)
- 2. 刑法改正に依り無期徒刑、有期徒刑、無期徒刑、有期徒刑は島地に發遣することゝなる。(刑法一七、一八、二〇)
- 3. 最初の方針は此等の囚徒を以て北海道を開拓せしめ、併せて彼等をして刑餘永く同道に留まり自耕自

食の道を講ぜしめんとするに在つた。

#### 初期集治監の作業狀態

初期集治監施設は實に我國監獄改良の先驅を爲したるものにして、内務省は鋭意各般の施設の充實を圖り、範を全國に示さんことを期したのであるが、作業經營に付ても大に意を用ゆる所あつた。

東京集治監は明治十一年開設と同時に小菅煉瓦製造所を大村純瀨、川崎八右衛門外一名より買入れ、囚徒をして主として煉瓦製造に従事せしめしが、創業以來當局者殊に技術雇廣川則修氏の努力に依り堅牢緻密なる煉瓦の製出に成功して好評を博し、遂に畏くも十五年皇居御造營の御用となり、又陸軍省の砲臺建築用として絶大の信用を擔ひ、年々多量の注文を受くるに至つた。其後十八年廣川氏は東京工業學校御傭教師獨逸人ワグネル氏に謀り楕圓形の輪層窯を築造し、且薪の使用を改めて石炭を用ひたる爲、一層堅牢緻密なる製品を産出するに至り、爾來連續して大正期に及んだ。

宮城集治監は明治十三年三月「宮城集治監墾田並に歸善土着方法(一)」を上請し仙臺市及其近接地に於て約三十八町歩、鹽釜附近に於て百十二町餘歩を縣廳より移管を受け開墾に着手した。遠隔地には外役所を設け、近接

地には日歸出役とし囚徒常に三四百名を使役した。開墾に付ては概ね所期の目的を達したが、其最後の目標たる假出獄者等の土着に付ては、諸種の事情に因り實現を見るに至らなかつた。而も爾來耕耘作業は失費多く收益意の如くならざるを以て漸次既墾地を整理し(二)、主として道路の改修、築港、運河の開墾、石盤採取等の傭役に應ずることゝした。

#### 甲、土地處分

- 1. 前略、開墾既に成らば、耕耘收穫の利を以て漸時墾地の費用を償却すべし。
- 2. 開墾既成の地は假出獄者に貸給し、解放者に割與する等集治監の處分たるべし。
- 3. 解放者へ割與の地は一人凡五六反歩とす、假出獄者へ貸與するも又此例に依る。
- 4. 解放者に割與の地價は原價を以て年賦上納せしめ、官民に賣與するものは相當の代價を以て一時に取立つるものとす。而して其價金は開墾費用中へ加ふべし。
- 5. 民有の地と雖も荒蕪にして地價の下廉なるものは、工業諸費を以て買收して開墾し、解放者植民の地となすべし。

乙、開墾植民

1. 遠地の開墾には五年以下短期の囚人を役し、近地開墾には五年以上長期の者を用ゆべし。
2. 五百人の囚人を開墾に使役すと雖も、解放の後土着すべき者を假に百人と見做し、一人五反歩則五拾町歩を割與するものとす。

(二) 鹽釜村(百二十町七段餘) 明治二十三年十二月縣へ返地。下増田村明治二十三年四月士族興産委員長へ拂下。長田村明治二十三年二月縣へ返地。日邊村明治十八年十一月民間へ拂下。

在監者増加に伴ひ、獄舎及工場を増築し、且作業の改善を圖る

前記の如く地方監獄に於ける拘禁状態緩和の爲宮城、東京兩集治監の開設を見、約二千人の收容力を増加するに至りたるも、在監者増加の騰勢止まず十二年末在監者数は十一年末に比し約四千人を増し十三年末又更に千五百餘名を加へ、到底之が超過人員を收容するに足らなつた。仍て内務省は已むなく窮乏せる國費を割いて地方の獄舎及工場を増設し(一)、一面又多額の就業費を交付して(二)(三)新産業の採用を助け、大に監獄作業の改善を圖つた。

かくて石川島監獄署に於ては極めて困難なるポンプの製造、修繕並に靴の製作を官業を以て大規模に開始

し(二)、神奈川縣に於いては受負を以て七寶燒陶器工を新設し、宮城集治監はガラス製造工場を新築し、兵庫、函

館及鹿兒島に於ては多數の囚徒をマツチ作業に従事せしめ(三)、徳島に於ては乳牛二十四頭を飼養し牛乳販賣所を設くる等、監獄作業は漸次活況を呈するに至つた。而して是等新規作業は經營上幾多の困難を伴ひ、必ずしも豫期の効果を收むることを得ざりしが、各地の監獄作業は之が爲大なる刺戟を受け、相競ふて作業施設の改善を圖るに至り(四)、將來への發展の素地は多く此期に築かれたことは看過すべからざる事實である。

(一) 十二年懲役場の獄舎若しくは同工場の増築を許せるも十九件三萬一千六百七十餘圓に及ぶ。(公文編年録)

(二) 明治十三年八月石川島監獄署内務省練替資本金二萬圓の交付を受け製革業を設け三ヶ年契約を以て獨逸人ロポスキーを雇用し懲役人をして之を修せ業しむ。後多額の損失を招き明治十九年四月之を廢止した。(廳府縣警察沿革史) 又ポンプ工は其新設年月を詳かにせざるも明治十三年頃の創設と認めらる。爾來各官廳の注文漸次増加し明治二十年度ポンプ製造組數三百六十四個販賣金高二萬三千四百餘圓に達した。(教誨時論、不

動藤太郎氏石川島獄舎の沿革

(三) 明治十二年函館懲役場は一囚徒の發明したるマツチ製造を大規模に開始す(函館市史)。十二年兵庫縣監獄署金二萬圓の増額を得てマツチ製造業を擴張す(公文編年録)。同年十月鹿兒島縣監獄署マツチ製作場を新營す(同)。明治十四年六月宮城集治監硝子工場を増築す(同)。

(四) 1. 明治十年十一月警視監獄署内國博覽會に囚徒製作品を出品す。尙將來工業進歩の爲博覽會陳列場を縦覽せしむ。(獄務備攷)

2. 明治十三年十一月和歌山縣懲役人をして工藝獎勵の爲集産場(縣下製造品を蒐集して人民の縦覽を許す)を見學せんことを上申せるも許されず。(公文編年録)

3. 明治十四年四月各監獄懲役人製作品を内國勸業博覽會に出品す。(同)

在監者増加に伴ふ外、殊に鑛山勞役の發展

又外役作業に就ても在監者の増加に伴ひ、遠隔地泊込土工並に鑛山勞役を擴張した。即ち東京附近監獄は上野、高崎間鐵道建設工事に従事し、徳島縣は多數の囚徒を數ヶ年に互り縣下一圓の道路改修工事に出役せしめ(一)、岡山縣は兵庫縣生野鑛山分局の要請を容れ、同鑛山に外役所を設け、囚徒約四百名

を泊込出役せしめ(二)、福岡縣三池監獄支署は三池鑛山分局をして獄舎を提供せしめ、囚徒常に三百餘名を採炭に従事せしめ(三)、群馬縣監獄署は同縣下、小坂村鑛山分局の依託に應じ同所に已決囚外役所を設置し、多數の囚徒を採鑛に出役せしめた(四)。

(一) 十三年四月上野、高崎間鐵道工事に群馬埼玉兩縣及警視廳監獄囚徒を使役した。(東京日々新聞)

2. 徳島監獄沿革史

(二) 明治十一年十一月開始、一日の備錢を九錢と定む。(公文編年録)

(三) 明治十一年年中三池鑛山分局に於て獄舎を新築す。(福岡監獄沿革)

(四) 明治十二年一月小坂村已決囚外役所を設置す。(前橋監獄沿革史)

就業に因る創傷手當金を交付す

尙此期に於て注目すべきは十一年五月内務省が「就業に因る創傷を受けたる者に對しては、療養手當として金五圓迄を以て適宜給與し、懲役人諸費より仕拂ふべき旨」を指令したることである(一)。これ恐らく我國に於ける最初の手當金交付の實例と認めらるゝのであるが、如此制度は刑罰の目的以外に於て生ずる直接の禍害を救濟せんとする近世刑事政策の要求に合致す

るものにして、我國行刑史上特筆せらるべき事項である。然るに其後十三年十一月に至り内務省は此制度を一變し、「懲役の本旨たる、其罪科に應じ懲戒の爲苦役せしむるものに付、假令不幸にして死傷するも之に扶助手当を支給するは妥當ならず」との理由の下に之を中絶し、漸く明治四十一年監獄法の制定に依りて再び之が給與の復活を見るに至つた。

(一) 前略右の者懲役四十日處刑鎮臺射的場建築驅使中、地所を平坦にせんが爲小山を鑿り居候處、忽然一塊の土崩れ落ち同人の左足に當り斷骨候に付(中略)治療相施候處、凡百五十日間を經れば全治に可赴由(中略)畢竟驅役の爲負疵實義にて放免後全治まで日合も有之、旁右は前段手当可支給儀に可有之哉(中略)相伺候也。(宮城縣伺)

C 明治十四年監獄則時代(乃明治十四年三月至明治二十二年六月)

監獄官名稱統一 政府は曩に集治監の建設監獄局の設置等に依り監獄改良の促進に力めたるも、其後新刑法の發布に伴ひ獄制整備の益々急務なるものあるを認め、十四年三月更に多年の懸案たる監獄官の名稱統一並に專任官の配置を圖り(一)次で九月監獄則を公布し以て當面

の急需に對應せんことを期した。

(一) 1. 明治五年監獄則に於て監獄官吏の名稱を定むる所ありしも間もなく之が施行を中止せる爲地方監獄に於ける該官吏の名稱は頗る區々であつた。  
2. 當時は下級職員以外は概ね警察官の兼務する所であつた。

監獄則に於ける作業組織 新監獄則は在監者給養の制を確立し、且新に監獄教誨、巡閱の制度、分類拘禁法を創設する等我國監獄改良の礎石を築いたのであるが、作業組織に於ても從來動もすれば明確を缺きたる在監人給與工錢額を明定し、且實行至難なる階級處遇的役法を廢止する等明治五年監獄則に比し著しく、其態容を改むるに至つた。

a 作業種類。 作業種類の指定を缺くも(役限に依る作を廢)刑期一年以下の者には習熟し易き工業を授けしめた。

b 職業輔導。 囚徒の專修すべき工業は授業手若しくは囚徒中の技能優秀者をして之を導かしむべき旨を規定し、職業訓練に付て特に明文を置きたるは大なる進歩であつた。

c 無定役者への就業勧誘。 定役に服せざる在監者と雖も之を勧誘して、「其將來の生業を計り攝生又は親屬扶助の爲勞作せんことを請ふに至らしむるを要する」旨を規定し、作業の教化力を重視せることは刑事政策上極めて進歩したる思想に基くものといふべきである。

d 懲治人の作業指標。 懲治人の服役時間は七時間を超ゆるを得ざらしめ、讀書、習字、算術等の外、工業若しくは農業教育を施し且力作せしむることを命じた。當時既に作業の教育的價值を認め、就中力作訓練を以て少年教化の指標と爲し、作業をも亦教誨中に包含せしめたことは(監獄則四七條)頗る注目し値する。但し其實際の施設に至りては特に見るべきものがなかつたことは遺憾である。

e 作業時間。 最短、十二月、六時間十二分、最長六月、九時間五分とし、時宜に由り伸縮するを得せしめた。

f 休憩。 午前十時前後小憩(十分乃至三十分)湯又は水を給す。正午十二時休役午飯後休憩(食事時間共五十分)。

g 免業日。 一月一日、二日、元始祭、孝明天皇祭、紀

元節、春季皇靈祭、神武天皇祭、秋季皇靈祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭、十二月三十一日、尙父母の喪に逢ふ者一日。

h 給與工錢。 定役に服する囚徒に對しては現役一百日を経て始めて各自の料定工錢(一)に依り給與工錢を算定し、定役に服せざる在監者に對しては就業直後より之を算定した。

- (イ) 給與額。
1. 重罪四十分一 2. 輕罪四十分二。(但し此年十月改正前は此區別なく全部十分一)
  3. 無定役四十分七 4. 請願懲治人(衣食費自辨者)工錢の全部 5. 同上(衣食自辨し能はざる者)工錢より衣食費を控除したる餘分
  6. 別房留置者同上 7. 科程外作業を爲す定役四十分七
  8. 懲治人(幼年瘖瘂者)同上(但し此年十月改正)。

- (ロ) 工錢使用の範圍。
1. 食物購入(ニ)。 食費を償ふべき工錢を得る者に對し一日三錢以下一月十回以下(但し定役に服せざる者は一日五錢以下)の範圍に於て之を許す。但し處罰中の者及處罰後一ヶ月乃至二ヶ月間は之

を許さず 2. 其他。領置の工錢は親屬に贈與を許し又は書籍其他必要物品の購入を許した。

i 科程。刑名に依て之を斟酌し毎囚一日の科程を定め、尙滿十二歳以上十六歳未滿者、滿六十歳以上者及病後の疲勞者若しくは身體の虚弱者は科程を寛恕した。但し科程の勵行に留意し午飯時に於て之が了否を檢し、若し怠役の狀ある者は午飯後の休憩を禁じた。

j 外役條件。徒刑囚、懲役囚、重禁錮囚に限り外役に従はしむ。

k 外役戒護。若し已むを得ず外役に服せしむるときは、鐵鎖を用ひて二囚毎に聯伴し笠を以て其面を掩はしめ、且囚徒は一組十人以上十五人以下と定め、看守一人押丁二人以上を付した。

- (一) 1. 警視廳管下に於ては科定工錢は役囚各自の技能に應じ東京府下普通の傭工錢より概ね十分二乃至四を減じて之を料定す。(廳府縣警察沿革史)
- 2. 福岡縣に於ては普通工錢より三割乃至五割を引下げ各自の技能に應じて工錢を料定す。
- (二) 鍛冶橋監獄署は餅菓子、煎餅、甘薯、嘗味噌、煮豆、佃煮。市谷監獄署は切餅、雜菓子、煮豆、甘薯、麵飽。

土藏、倉庫の類を借り受け、若くは分解式假監を利用する等(五)の應急處置をとつた。曩に新監獄則が内役作業を原則とし、外役作業に付ては極めて制限的なる規程を設け、其の戒護方法等に付ても詳細に規定する所(六)ありしも、當時の實情は到底如此原則を遵守するに由なく、寧ろ外役殊に泊込作業を擴張し作業配課の便と拘禁緩和とを併せ解決するの道を選ぶの外なきの狀況であつた。

- (一) 刑政五〇ノ八明治監獄年譜參照。
- (二) 刑法實施前後在監人を比較するに明治八年七月より同十四年十二月に至る迄一ヶ年入監平均人員二十萬四千六百六十六人に對し明治十五年より同二十一年に至る迄一ヶ年入監平均人員三十萬三千八百七十七人なり。
- (三) 刑政五〇ノ八明治監獄年譜參照
- (四) 福岡縣監獄事蹟表に「製造諸作業は概ね資本を要すること多額にして其收益は勞作業に及ばざるのみならず懲戒の點より觀るも勞作業の勝れるに若かず」とあり。(明治二十一年の部)
- (五) 1. 福岡縣寺内典獄大阪府監獄本署參觀記に「外役は一昨年來大和河内に出役し、道路開鑿に従事し監舎は寺院又は物置土藏等を借用し云々」とあり。(福岡縣監獄署内務省諮問書類)

石川島監獄署は鶏卵、煎餅、麵飽、餅菓子、甘薯を許せり。(明治十六年調査)

在監人の激増に伴ふ作業打 明治十五年新刑法の施行開策として外役を擴張す

せらるゝや地方監獄に於ける管杖實決は全廢せられ輕罪已決囚の頓に増加したると、一面又紙幣暴落に伴ふ財界不況の影響を受けて(一)懲役囚は驚くべき加速度を以て激増し來り、明治十四年末三萬六千九百四十人なりし在監人は明治十八年末には七萬八千六百八十餘人を算するに至つた(二)。曩に各地に集治監の建設を見たるも如此激増に對しては殆ど何等の効果なく地方監獄はこの間に處して拘禁上並に作業配課上非常なる困難に遭遇し、火災、逃走、反獄等の監獄事故又各地に頻發し囚情は頗る險惡を極めた(三)

而も監獄費及監獄建築費は十四年度より地方稅負擔に移されたる爲、到底獄舎工場を増築し若くは職員を増置して戒護力其他作業施設の改善を圖るの餘力なく、寧ろ却て經費の節減、(收益の増加に依り地方稅負擔の輕減)を圖るの急務なるの實情に在つた。因て各府縣共先づ以て施業簡單にして而も比較的收益多き外役作業(四)の擴張を圖り、之が獄舎の如きも概ね出役先寺院又は民家の

- 2. 明治十九年栃木縣は宇都宮より鹿沼に至る道路修繕の爲上都賀郡千渡村の空屋を借受け外役所を設置す (公文編年錄)
- 3. 十七年福岡縣監獄は分解式獄舎を新造し、道路修繕、山野開鑿に利用す。(福岡縣監獄事蹟表)
- (六) 監獄則第四十二條に「囚徒は一組十人以上十五人以下云々と定め」一、二の囚徒を備使するが爲に生ずる諸種の弊害を除かんとしたが行はれなかつた。(當時の公文編年錄に幾多の實例あり)

集治監又鑛山 尙當時工部省は鐵道及海運事業の發達作業を開始す

に伴ひ石炭の需要激増せるに鑑み、各地炭田の増掘計畫を樹て、先づ以て内務省を動かし十六年三月三池集治監を開設せしめ、次で同年七月空知集治監をして幌内炭山に外役所を設置せしめた。三池炭山は明治廿一年佐々木某に拂下られ、廿三年三井鑛山會社の所屬となり幌内炭山は明治廿二年北海道炭鑛株式會社の有に歸したが、前者は昭和六年同監獄廢止に至る迄繼續して多數の囚徒を備役し、後者は明治廿八年に至る迄常に七、八百名の囚徒を使役し、共に我國資源の開發並鑛山業の發達に對して多大の功績を残した。尙明治十九年釧路集治監は同地熊牛村、跡佐登硫黃山に外役所を設置し、一時多數の囚

徒を出役せしめたる事あるも、健康上頗る有害なる爲出役年餘にして之を廢止せる事實がある。これなども當時勃興せる鑛山熱の餘波と見るべきであらう。

北海道集治監の道路及河川工事

明治十九年北海道廳の設立を見るや、初代長官岩村通俊は拓殖政策の一として集治監囚徒に依り各原野を連絡する道路網の完成を期し、次で各河川の改修を圖つた。此計畫は先づ以て同年五月樺戸集治監(一)の囚徒を使役し、空知川より忠別太に至る上川原野への假道路の開鑿に依つて着手されたが、翌二十一年札幌監獄署の囚徒に依る改修繼續となり、二十二年更に樺戸監獄署囚徒に依る改修ありて漸く同原野横斷の一大動脈が完成するに至つた。

この外樺戸監獄署囚徒は二十一年及二十二年に於て月形、當別間道路及上川増毛間道路を開鑿し、釧路監獄署の囚徒は二十年より二十二年に互り釧路川の浚渫、二十一年標茶、厚岸間の道路、二十二年釧路、標茶間道路開鑿等に從事し、次で空知監獄署及釧路監獄署囚徒は北海道を横斷する北見道路の開鑿に當り、空知の囚徒は二十二年石狩方面より着手し、釧路囚徒は二十四年に至り北見方面より工事に着手し、二十四年十二月漸く完成し北海道交通上一紀元を作つた(二)。

(一) 樺戸、釧路、空知の各集治監は明治十九年一月北海道廳設置と共に同廳の管轄に移され、翌廿年一月各監獄署と改稱す。越て二十三年七月集治監の舊稱に復す。

(二) 1. 二十四年以降の土木工事等に就ては次期明治二十四年監獄則時代に詳なり。  
2. 新撰北海道史及樺戸集治監沿革。

受負業の進出 顯著となる

尙此期に於ける特色は官司業に代へて受負業を採用する府縣の漸次増加するに至つたことである。受負業は明治十四年警視廳に於て始めて此名稱を使用せるも(一)其實際に至りては既に數年前より行はれ居りしものと認められる(二)。

從來我國監獄作業の經營方式は外役の傭役或は米搗等の如き一種の委託勞役作業に屬するものを除き概ね官司業なりしも、官司業は其手續極めて煩雜なるのみならず多額の資本を要し(三)、且収益上必ずしも有利ならざると、政府の産業官營主義の廢止(四)等の影響を受けて、各府縣は漸次警視廳の例に倣ひ受負業に移行するものあるに至り、後に述ぶるが如く明治十七、八年頃財界恢復の曙光を見るや、一層其傾向は顯著となつた。明治十七年末福岡縣寺内典獄の石川島參觀記中にも「如此工業の

2. 内務統計に於て受負、官司の分類を爲せるは三十一年以後に屬す、從て此期間に於ける受負、官司の全國分布状態を知るに由なし。

外役の弊漸く多きを加へ遂に之が縮少を圖る

前述の如く在監者増加の對策として地方監獄は頻りに外役作業の進展を圖り、集治監又本來の開墾事業の傍ら鑛山勞役に多數の囚徒を出役せしめたる爲、在監者の規律は著しく弛緩を來し、逃走反獄等の事故は飛躍的に増加し、明治十四年より十六年に至る三ヶ年間平均逃走數は實に千八百餘人の多數を出すに至つた。而かも此等の事故の多くは外役中に係り、外役作業の弊害漸く甚しからんとするの傾向があつた。仍て十七年警視廳は率先して已むを得ざる場合を除くの外、外役作業を禁止し、翌十八年内務省は外役囚徒の嚴選並に取締上の注意通牒を發し、尙外役の爲假監設置の場合には設置及檢束方法を豫め伺出づべきことを命じ、漸次外役縮少の方針を採つた。

財界恢復と共に内役作業々種著増す

明治十四年の財政整理並に産業官營主義の放棄は極度の不景氣を招來し、産業界は全く文字通り火の消えたるが如き有様となり新規事業の企畫殆ど屏息し、監獄作業の改善又意の如くならざりしが、監

盛大なるも皆人民より囚人を雇上げ相當の工錢を定むるの法にして云々」又「此後各府縣を巡視するに大抵此の法に依るを以て以下之を贅せず云々」とあり又明治十九年千葉縣監獄本署事務取扱順序中にも官工は機織工、染工、製紙工の三工業にして木工、麥搗、裁縫の三業は受負工に屬すとあり、以て各地受負業進出の狀を窺ふに足ると思ふ(五)。

(一) 明治十四年十四警視廳請負工役規則を定む。(獄務指令錄)

(二) 明治九年十月警視廳は製靴其他の工業に傭役方の請願を許し十年以下の役囚を出役したる事實あり。其實際の施行方法を見るに所謂受負業と認むべきものであつた。(廳府縣警察沿革史)

(三) 本號廿八頁註四福岡縣監獄署明治廿一年事蹟表參照。

(四) 政府は明治十四年農商務省の創設を劃期として從來の泰西産業移植の官營主義を棄て殆ど全部の事業を漸次民間に拂下げた。(高橋龜吉氏最近の日本經濟史)

(五) 1. 尙小菅刑務所記録に依れば官役は煉瓦石、瓦工、藥工、米搗工、炊夫、浴湯夫、看護夫、理髮夫、裁縫工、染工、罨紙工、營繕夫、常雇夫等にして、人民傭役は指物、建具、塗師、木挽、竹工、桶工、靴工、彫刻、轆轤工であつた。(明治二十一年度)

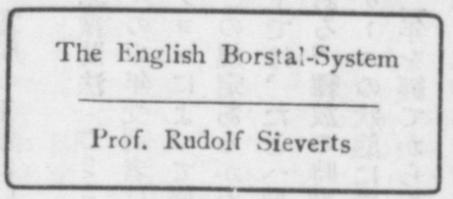
獄當局は在監者の増加に處して外役の擴張を圖ると共に極力内役作業の發見に懸命せると、一面又貿易の隆興に伴ひ作業々種は著しく増加し(一)、明治十九年度作業收入(二)は六十四萬圓を算するに至つた。山縣内務卿が「教誨訓導若くは工役利潤に専らにして懲戒驅役の本分を忘却するが如き事なきを期すべし」といふ有名なる訓示を發したのも此頃のことである。如此觀察の適否は措き之を以ても當時の監獄作業發展の狀況を察するに餘りあり、當局が如何に作業の經營に懸命の努力を拂ひ之が充實發展に意を注いだか窺はれるのである。

- (一) 明治十九年末警視廳監獄本支署の作業々種中二十名以上のもを舉ぐれば
- 靴(六三人) 大工(四一) 指物(二九) 桶(二二) 竹
  - 細工(二〇) 銅鐵器(六九) 足袋(二八) 機(二三六)
  - 鑄物(三〇) 鍛冶(三六) 提灯(九七) 陶器畫(五五)
  - 麥藁工(五八八) 筒彫(七三) 煉瓦(五一) 染物(二一)
  - 裁縫(一八九) 鼻緒(一三六) 紙漉(二七) 活版(二二)
  - 版木(七七) 雜具(七六六) 力役業(四九四) 等であつた。
- (二) 警視廳監獄本署工錢收入 一、四〇六圓、市谷分署 一三、四六八圓、石川島分署二二、七三一圓餘あり。

(十九年警視廳事務年表)

2. 福岡縣十七年度工錢收入 一七、五〇一圓餘、一人一日平均工錢三錢五厘三毛(年額一二圓八九一)、にして、在監人費の五割六分を償却せり。

正誤 前號三十頁註(四)ノ1.(五)及(六)を削る。



# 英國のボースタル・システム(七)

少年犯人の教化施設

ハムブルグ大學教授

ルドルフ・ジーフエルツ

## (三) ボースタル式刑罰執行の實施方法

(i) 假釋放——監視——保護

附 ボースタル協會の活動、假釋放の取消

少年が何時條件附で施設から釋放さるべきであるかの問題は、その度毎に極めて慎重に考査さるゝのである。自由生活に入つても施設中に在つた時と同じく社會的に行動することができるだらうといふ相當確實な判斷が下せない少年は、斷じて本人の釋放をプリズン・コムミッション(英國内務省の行刑局)に申請することを得ず、といふことがボースタルの全職員に嚴命されてゐるのである。若ししかせざる場合には、教化部員の行

爲は法律違反となるのである。特に素質の良好な少年に在つては、素質の良好なるために思ひ誤つて早過ぎる釋放を取計らはないやうにしなければならぬのである。これは、よしたとへ少年が實際釋放の十分な理由を有つてゐるにしても、早過ぎる釋放のために却つて少年自身の一身上の利益の害されることがあるからである。

ボースタル式刑罰執行に於ける條件附釋放は決して慈惠的な刑罰執行の附屬物ではないのであつて、刑罰執行と全く同じ資格を有つてゐるボースタル・システムの全體の第二の半部を成すものである、といふことを認識した時に、初めてこの條件附釋放のシステムに忠なることを得るのである。監視の下に在る釋放者の指導が何の役にも立たないならば、施設に於ける最

善を盡した刑罰執行も空しく水を打つのと同じで全く徒爾であるといふことは、ボースタル職員への訓令にいつも繰返されてゐる所である。施設に在る期間も條件附釋放の期間も有機的な一體を成すものとして理解されてゐるのである。ボースタル・システムの二つの部分はそれ／＼其分に應じて互に調和がとれてゐるのである。施設に在る間に已に釋放後の指導保護が準備されてをり、假釋放期間に於ける監視は少年の克己自責についての施設の有つてゐる假借するなき權利を繼續して行使するのである。刑罰は條件附の釋放を以て終るのではないのであつて、只だ別の形式を取るにすぎないのである。假釋放期間中の保護監視に比ぶれば、斷えず少年を監視の下に引き留めてをる施設に於ける教化は、仕事としてはむしろ容易な仕事であるとは、當局の年報にいつも繰返して力説されてゐる所である。

犯罪豫防法 (Prevention of Crime Act) の第五條に依りボースタルの少年受刑者は夙くも收容六ヶ月後にはブリズン・コムミッションによつて條件附で釋放せられ得ることになつてゐる。この規定があるがために施設に於ける教育がその目的を達成した上では、たとへ刑期滿了前でも釋放するを得ることになるのである。釋放の時期は機械的に定まつてゐるのではなく、個別のケースの状態に従つて定まるのである。普通假釋放は收容後約二年を経てから取計らはれるのである。裁判所の判決で三年のボースタル・デテンション (留置) が確定されたとする

と、二年後に假釋放された少年は更らに一年釋放の條件に拘束されるのである (定められた留置期間の終りまで)。而して、これが終つてから、猶ほまた一年は犯罪豫防法第六條に依りブリズン・コムミッションの監視に付せらるゝのである。で、少年は普通の場合ボースタルに於ける留置と釋放後の監視とで都合四年間拘束されるわけである。施設留置の二年と監視の二年、この期間は必要廢すべからざるものとして實際に證據立てられたのである (Young Offenders Report 102/103)。ヤング・オフエンダース・リポート (少年犯人調査報告) は、是に於てか、ボースタル・デテンションの執行期間を今迄のやうに二年と三年との間としてではなく、法律で三年とはつきり確定することを建言してゐるのである。その理由は、かくすることによりて恰好のケースに於けるボースタル・デテンションの短縮は決して阻止さるゝことはないといふのに在る。しかし、たゞこの短縮は初めから判決で定められるのでなく、施設に於ける少年の進歩次第で假釋放の方法で行はるべきであると述べてゐるのである。

假釋放を受けた男子のボースタル受刑者の保護及び監視はボースタル・アソシエーションにより、女子はエールスバリー・アフターケア・アソシエーション (Aylesbury After-Care Association) (釋放者保護協會) の手によりて行はるゝのである。この二つのアソシエーションの仕事はボースタル施設に於ける教化事業をして終局の成果を収めしむるために極めて

重要なものなのである。「ボースタル・アソシエーションの事業なくんばボースタル式訓練も失敗に終るであらう」(Young Offenders Report 97)。「ボースタル・アソシエーションはボースタル・システムの一半を代表するものである」(ベーターズン)。「ボースタル・アソシエーションは國家の監督を受け且つ犯罪豫防法第八條に依り國庫の補助を受くるアソシエーション (協會) である。それは私設の組合でもなければ、公法上の團體でもなく、兩者の中間に立つものである」(The Association is a semi-official body) (Fox, The Modern English Prison, p. 191)。「ボースタル施設から釋放されたものゝ保護と監督とは獨占的の事業としてこの協會に委任されてゐるのである。アソシエーションの住所はロンドンに在つて、會長 (President) は其の時々の内務大臣である。ロンドンにヘッド・オフィス (本部) があつて、別にリバープールに執務設備を有つた常設の事務所があり、專屬のソーシアル・ワーカー (社會事業技師) がゐる。しかし、この協會の活動は主として會員の名譽職としての勞務に屬してゐるのである。會員はイングランドの各地方を通じて約一千人に及び、主としてプロベーション・オフィサー (保護觀察司) 其他のソーシアル・ワーカーで、一部は種々の職業からの人々より成つてゐる。公共團體にして亦た會員として加入してゐるものがある。協會の事務費は内務省の負擔する所である。釋放者の扶助の財源は會費及び篤志の寄附金によつて支辨される。猶ほ

其外に、内務省は支辨されたる施與金額の二倍の額の補給を保證してゐる。一九三五年にはボースタル・アソシエーションは四百の都市及び縣に於て約千五百人の少年を監視したのである。一九三五年に新たに協會へ差し向けられたものは千〇四十六人で、内二百四十七人はロンドンで、百三十三人はリバープールで引受けたのである。エールスバリー釋放者保護協會では一九三五年に新たに二十七人の女子を引受けたのである (Prison Commissioners Report 1935; Borstal Association Report 1935)。

假釋放はボースタル施設とボースタル・アソシエーションとの間の慎重なる協同工作によつて行はれるのである。釋放は已に少年の施設への收容と同時にアソシエーションによつて準備せらるゝのである。

ボースタル施設は常時規則正しくロンドンのボースタル・アソシエーションの本部からの代表者によつて巡訪せらるゝのである。代表者は受持の施設の職員と共に釋放の問題を議し、また問題となつてゐる少年と膝を交へて、釋放後の生活のプランやら職業就職の見込等について談合するのである。ロンドンの中央のビュウロー (事務局) では少年の出身地の會員と聯絡をとることを怠らないのであつて、右の會員は少年と家庭との關係、求職の問題についての材料報道を集めて中央のビュウローに通達するのである。ボースタル・アソシエーションでは、更

らに進んで施設の職員特にディレクター(ガヴァナー)、警官及びハウスマスター(舎長)の意見を集める。普通ハウスマスターの意見が特に詳細で且つ重要視せらるゝのであるが、これは舎長が一番善く少年を知つてゐるからである。

考慮せられてゐる釋放の約一ヶ月前當該少年に關する簡潔な推薦報告書を作成して、これをビヂテイニング・コムミツテイ(巡察委員)〔昭和十三年八月號「刑政」所掲の本篇(九一頁以下)参照〕に送附するのである。然る時に委員はこの報告書を検討し、検討の結果恰好と認められた場合には更にこれをプリズン・コムミツション(行刑局)に廻付し、其上で、プリズン・コムミツションは假釋放に關する可否の決定を下すのである。

釋放の條件は許可證(license)に記載されてゐるのであつて、少年は前以て釋放の通知を受けた後正式にこれに署名しなければならぬのである。この署名で、少年は刑期未了期間中及び満了後これに次ぐ一年間(犯罪豫防法第六條に依り)許可證所掲の條件を遵守する責任を有つことになるのである。條件は次の條々を定めてゐる。

- (イ) 就職中なる旨の常時の規則正しき通知を發すべき命令を嚴守すること
- (ロ) 許可なくして住所を變更せざることを
- (ハ) 一切の違反行爲を避くべきことを
- (ニ) 悪評ある人物と交遊せざることを
- (ホ) ボースタル・アソシエーションを満足せしむる眞面目に

ふ深い經濟的援助は釋放直後の初期にのみ限られてゐるものであつて、決して釋放者をして必要以上にボースタル・アソシエーションを利用せしむるやうのことがあつてはならないのである。一アソシエーションは喜んで幾度でも援助してやる心構へはあるが、その目的は彼等をして自立せしむるに在るのである。で、もしどこまでも他人に頼らうとするはつきりした意圖のあることが分明になるやいなや、親しい助言は嚴重な警告に變じなければならぬのである。もしそれで効果がなければ、ライセンズの取消は免かれぬであらう(Fox)。

經濟的援助と共に、特に重要なものは、ケースの受持である協會の會員の親しい忠告と輔導とである。釋放直後には彼の一身上に種々の困難が起つてくるものである。これについては施設に在る間に教化部員からくれぐれも警告されてゐたものにも拘らず、大概は其時は手軽く考へられてゐたもので、いざそれによつてかるとひとくまごつかなければならぬのであるが、これは是非共助力者の同情のある老練な扱ひで解決されなければならぬのである。自分のこれからの生活を信じきつて施設を出た少年は、彼自身の不安定な經濟關係を以てして現在のイングラントを面りにしたならば、きつと失望落膽するに違ひないのであるが、この場合ソーシアル・ワーカーは彼を激勵して力を添へてやるのである。また、彼が再び馬鹿な事をやり出す場合には、ワーカーは嚴重に彼を譴責する。また、一方、助力者た

して勤勉なる生活を營むべきこと

少年が釋放後歸住地に到着したならば、直ちに釋放の準備に盡力した其地のボースタル協會の支部員の所に出頭する。釋放者に對する世話援助の範圍は一々のケースの事情によつてそれぞれ異つてゐる。必要とあれば、釋放に際して新しい衣服が給せられる。釋放者保護の最も重要な任務は、普通釋放者に職場を作つてやることである。此の點では全くボースタル・アソシエーションは非常な好結果を得て活動してゐるのである。一九三〇年にこの年はイングラントが甚だしいデプレッション(不景氣)に陥つてゐた時期だが、ボースタル・アソシエーションは、この年にボースタル施設から釋放された七百八十三人の受刑者の内職業を周旋してやることのできなかつたものは僅かに三十人だけで、他はすべてうまく職場に納めてしまつたのである。

なんといつても、先づ第一に、釋放者を以前入つてゐた環境の悪影響から引き離してしまつて、別な場所に適當な住居をこしらへてやるのが必要で、大多數は孤立據るなき少年に住家を與へるより大切な事はないのである。すぐと職の見付からない場合には、ボースタル・アソシエーションは釋放者に職業の見つかる間の室代と食費とを支給し、且つ、小遣錢まで心付けてやるのである。また、特別な場合には、仕事着と道具とを貸與するが、これは固よりアソシエーションの所有として留るもので、貸し下されにはならないのである。しかしながら、かうい

る協會員は、少年が適當と思ふクラブ又はボーイ・スカウトに加入するか、夜間の講習會に出席するかして、自分の自由な時間を正しき方法で善良な交遊の間に過すやう、心配してやるのである。

しかしながら、ボースタル・アソシエーションの任務は、釋放後の直接の援助だけでは盡きてゐないのである。更らに、其上に、協會は、釋放者の行狀を監視し、且つ、許可なくして住所と職場とを變更するを得ずといふ主たる釋放條件を遵守するよう、斷えず心を配らなければならぬ義務を有つてゐるのである。これがためには、協會員は始終釋放者と聯絡を保ち且つ規則正しく中央のビュウロー(事務局)に報告しなければならぬのである。

ボースタル・アソシエーションの保護と監視のワークは、假釋放を取消し得るといふ手段の存することによつて、この事業になくしてはならない興味ともいふべき權威が具はつてゐるのである。假釋放の取消は許可證に記載してある條件の違反があつた場合に生ずるのであつて、主として行狀不良及び新たな犯罪の遂行のためである。取消はボースタル・アソシエーションの報告に基づきプリズン・コムミツション(内務省の行刑局)に於ける特別審問委員(Untersuchungsausschuss)によつて言渡されるのである。この委員はプリズン・コムミツションのボースタル施設擔任のコムミツシヨナー・ビヂテイニング・コム

ミツタイ（巡察委員）及びボースタル・アソシエーションのメンバー、並びに、ボースタル施設の職員によりて組成せられてゐる。取消のあつた場合には、釋放者は刑期の残部に服するためには、もはやボースタル施設には歸らないのであつて、ロンドンのワンズワース刑務所の特別のセクション（監區）に收容せらるゝのである。——（其處にはまた新しく言渡された禁錮刑に服さなければならぬのである）。—— 茲處に若干箇月留まつてゐるが、しかし、十二ヶ月以上に及ぶことはなく、更らに新たに監視に付せられて條件附で釋放せらるゝのである。ワンズワースへ收容した後直ちに條件違反の原因の何れの處に存するかについての研究が行はれるのである。「何となれば、失敗の原因の解剖によつてのみボースタル・システムは改良せられ得るからである」（「原則」十七頁）。ワンズワースに於ける刑罰の執行は單調で峻嚴である。例へば、スポーツはなくなつて、其代りに操練ばかりやらせるのである。この操練では、自分の親しく賭て確かめた處であるが、少年は情容赦なく鍛へ抜かれるのである。何となれば、「こゝの執行は、更生の道の容易な氣樂なものでないこと、ボースタル・インステイテュウシヨンの職員は決して弱い人間ではない、忍べるだけは忍ぶが氣力がないのではないことを、此等の少年に思ひ知らせるためである」（「原則」十七頁）。喜ぶべきことは、ワンズワースに行かなければならなかつた多くの少年は、其時から一二度目の勝

利者」となるのである。即ち、彼等は生涯塗り切りに癒るのである。彼等の多くのものはワンズワースの暗い馬鹿々々しい生活をやつてみて、初めてボースタル施設に於ける生活の彼等にとつて意味する所のもの並びに彼等に與へた所のものゝ何たるかを覺るのである。

(四) ボースタル・システムの刑事政策上の効果

さて、以上、ボースタル・システムについて細叙とまでではないが、大體に於て其精神を傳へ得たと信ずるのであるが、このシステムがよく其眞價を證し、且つ、かくして刑事政策上の効果を收め得たことを示してゐることは、官邊の手に成る著述も私人の手に成るものも齊しく皆これを認めてゐるのである（Young Offenders Report, 98, 126; Fox, 194; Barman, 168-170, 230, 234-236, Calvert, 214; Meaurio, 200-201, 252-253.）。今までに提唱せられてゐる改良案は箇のシステムの擴張補強をこそ奨説してゐるものであれ、その原則に彼此の批判を加へたものは未だ一つもなかつたのである（Young Offenders Report, 126, 127.）。カルバートの如きは（Calvert, The Lawbreaker, 1933, London）ボースタル・システムは今日のままの形式でも猶ほ十分満足な効果を收め得るものであ

る、とさへ力説して、このシステムを讃め稱へてゐるのである。彼は、今までの施設の外に別に新しいタイプの施設が創設されなければならぬものと信じてゐるのである。この新しいタイプの施設に於ては、今までのやうなボースタル獨特ともいふべき六十人から七十人までの大きなグループの教育を改めて、之に代ふるに、もつと小さなハウスに六人から八人までの小さなグループが家族的にハウスファミリー（舎父）とハウスマザー（舎母）と一緒に生活する一種の家族教育（Familienerziehung）を以てすべしと説くのである。しかし、これは考へもので、小さなハウスを澤山建てる費用のかさむ點を問はないにしても、新しいタイプの施設では殆んど効果を擧げ得まいと思はれる今までのやうな性質のボースタル教育に於ける大きな集團生活の有つてゐる性格涵養の諸の機能が、この新しいタイプの施設の中で人爲的に作られた家族生活の利益よりも價値の多くないものであらうかどうか、これは頗る疑はしいのである。

ボースタル・システムの効果は、また、統計上の報告によつて確定されてゐるのである。プリズン・コムミッシヨン（内務省の行刑局）は一九二五年に一九一〇年以來釋放されたボースタルの受刑者の累犯狀況について調査をしたことがあつた。この調査によると、この年以來釋放されたボースタル男子受刑者

の總數六千四百四十人の内三千九百九十一人は再び處刑されなかつたが、残りの二千四百四十九人は再び罪を犯したのである。即ち、ボースタル・デテンシヨンは受刑者の六五パーセントに於て完く其の目的を達したのであつた。女子のボースタル受刑者にあつても成績は殆んど同じで、比率は六六パーセントである。しかしながら、再犯の場合に於ても、ボースタル・アソシエーションの經驗の語る如く、多くのものは再度の處刑の後——普通釋放後の最初の危険な時期であるが——このアソシエーションの援助によつて終にまた正しい生活に入つたといふ事實に注目されなければならぬのであつて、このグループに在つてもまたボースタルの教化とボースタル・アソシエーションの活動とは其眞價を證したことになるのである。で、このグループを含めて、ボースタル受刑者にして社會的更生を遂げた總數は七〇パーセントに達するとみて可いのである（Young Offenders Report 98.）（1）

(一) 上記のボースタル式刑罰執行の結果に關する統計上の説明は、最近に至り一九三二—三四年に於て釋放されたボースタル受刑者に關する第二次の調査によつて補充せられてゐる。この調査の結果は一九三三年度のプリズン・コムミッシヨナースの報告で公にされてゐるが、一九三四年十二月末日までに釋放せられたるボースタル男子受刑者について次の表が掲げられてゐる。

年	釋放者再び罪ヲ犯サ一四犯シタル者ノ數	一四以上犯シタル者ノ數	二四以上犯シタル者ノ數
1932	769 (38.4%)	189 (24.6%)	194 (25.5%)
1933	883 (49.6%)	202 (22.9%)	117 (13.8%)
1934	900 (59.8%)	185 (19.8%)	117 (13.8%)
計	2,552 (57.9%)	576 (22.6%)	498 (19.5%)

この統計が輕視すべからざる程度に於て前年の調査よりもより賦ふべき結果を示してゐることは、報告書自身も注意してゐるのである。この不良な結果の原因としては、第一には、其年の經濟界の大恐慌で、立派な推薦狀を有つてゐるものでさへ職を得ることが困難であつたのである。更らに、その年にはボースタル式の刑罰執行が三つの施設より八箇の施設へ擴張されたので、ボースタル・システムの教化の水準が一時低くめられたのも原因の一つである。今日では、已に施設の數に應じて立派な訓練のある教化部員が十分補充されたと曰ひ得るので、新しい施設に必要な新たな管理規則も出來上つた今日、再びボースタル施設に昔日の平靜が取り戻され、それによつて以前のやうな水準の高い結果が得られるであらうことは、たしかに期待されても差支ないのである。

ボースタル・デテンション（留置）の宣告は不良性の著しきことの決定を前提とし、且つ、普通他の手段の役に立たぬやうな

遠をして考一考せしむるにちがひないのである。

然るに、また時には、ボースタル受刑者はかゝる處遇を受けるに足る價值のないもので、(The worst lads in England) 且つ彼等にとつては生活が結構すぎる、といふ批難がボースタル・システムに對して下されるのである。惟ふに、この批難は施設の生活が興へられてゐる特權のために安易で快適なものだ、といふやうな誤つた觀念から生ずるのである。さう思はれてゐるにも拘らず、教育するといふ見地から管理されてゐるボースタル施設は、上述の如く、只だ外部的の行狀の佳良とか規則の遵守とかと命ぜられてゐる普通のプリズンよりも、むしろ施設の目的上必然的に一層峻嚴な諸の要求を收容者に課してゐるのである。ボースタル施設に於ては、受刑者が上の空でなく心から施設の事業に力を費せ且つ斷えず性格の向上を實證していくことが要求されてゐるのである。特權は決して徒に彼等に悅樂を興へんがためではなく、熱烈な努力に酬ゆるがためである。

「ボースタル・インステイテュウションに於ける生活はプリズンに於けるよりも更らに一層奮闘的である。作業並びに教練の右々のプログラムは猛烈で苦しいものである。受刑者のトレーニング（訓練）としてのボースタル・システムは各自一己の努力と自制とに於て一層大なる要求をしてゐるのである」(Prison Commissioners Report 1930)。

更らにまた、別な點から看てもこの批難は當らないのであ

少年に適用されるものなることを考慮すると、この數字は特に頼もしいものに思はれるのである。ボースタル受刑者には往々にして多くの前科を有つてゐるものがあるのである。更らにまた、彼等の内には、以前内務大臣の認可を受けてゐる認可學校(Approved Schools)——普通 Home Office Schools といふ) (昭和十二年五月號「刑政」所載「英國に於ける少年犯人の教化施設」(四五頁)參照)に在つたものでその教化の何等の效を奏さなかつた少年がゐるのである。で、以上の通り、茲處では、恐らくボースタル・システムがなかつたなら又しても、犯を累ねて、遂には常習犯人となつたであらうと思はるゝ人間が社會的に更生せしめらるゝのであつて、之を思ふとボースタル・インステイテュウションは特に貴重せられて然るべきものである (Young Offenders Report)。

而して、ボースタル・システムに在つては、重大なケース即ち幾度か處刑せられたもの、不良性の甚しきものばかりでなく、特にまた精神疾患ある少年がボースタル・デテンションに付せられるが故に、このシステムの効果が益々重要なものとなつてくるのである。かくして、このシステムに於ては、イングランドに於ける十六歳から二十一歳までの少青年犯人から生物學的に見て優良な素質を有つてゐるもののみを撰擇するのではないのである。かゝる事實は、とかく生物學上劣等な素質を有つた少年犯人と不良の社會的豫後とをすぐと結びつけたがる人

る。それは、ボースタル・デテンションはその執行の性質の特殊なものであるにも拘らず、犯人を威嚇するの効果を有つてゐるからである。ボースタルに於ける留置は實にその期間の長く不定であるが爲めに受刑者の生活にとつては苦しい打撃なのである。で、犯人は殊にボースタルの留置を怖れて、却て「威嚇的」な刑期の定まつてゐる禁錮の方を好むのである。「ボースタル・センチンス(ボースタル・デテンションの宣告)はプリズン・センチンス(禁錮刑の宣告)よりもその期間の長いために一層防止上の効力が多い。防止の効力は主として刑期の長さに存するからである」(Prison Commissioners Report 1930)。是に於て、認可學校其他の保護施設から逃走した少年は、一九三三年の少年法(Children's Act) 第八十三條に従つて、刑を加重する意味で裁判所の命令により二年のボースタル・デテンションに處せられるのである。

ボースタル・システムの效果の有無の問題を検討する特に重要と見るべき試験臺となるものは、頑強犯人に關する官選の調査委員の報告である。この報告は「一九三三年度の頑強犯人に關する部門委員の報告書」(Report of the Departmental Committee of Persistent Offenders) に、イングランドに於ける刑事政策の狀勢の大體について略説したるものである。この報告書は、先づ初めに、累犯者の數の甚だ大なるの事實を指摘してゐるのである。一九三〇年には、イングランドに於て自由

刑を執行されたものは三萬九千人で、其内前科のあるものは二萬八千人に及び、自由刑に處せられたものは二萬〇三百八十四人であつた。この前科者の内譯は、

	1回	自由刑
4,740	2	〃
2,952	3	〃
1,949	4	〃
1,499	5	〃
1,115	6—10	〃
3,382	11—20	〃
2,622	20以上	〃
2,125		〃
20,384		

となつてゐる。

この結果によつて見るに、自由刑に處せられた前科者の大部分は刑の宣告並びにその執行によつて威嚇も改善もされなかつたのである (Persistent Offenders Report)。この事實たる、たしかに現在の形に於ける自由刑の能く爲すなきに對する重大な否定を意味してゐるのであつて、これがために國家社會の蒙むる損害の大なるは火を視るよりも瞭かなのである (Persistent Offenders Report)。自由刑の否定の原因は、主として、裁判所が刑を量定するに當りて先づ第一に行はれた法律違犯を考慮して、違犯者の性格を考慮することを忽にする點に存するものと

見るべきである。これがために、累犯者は始終短期の自由刑に處せられてゐて、しかも何等の實效を擧ぐるに至らないのである。成程、この自由刑は個々の犯罪にはよく適應してゐるかも知れないが、しかし、違犯者の性格の危険性といふことは度外に置いて顧みないのである。イングランドに於ては、言渡される自由刑の八〇パーセントは三ヶ月以下であつて、僅かに四パーセントが一年以上に及びのみである (Persistent Offenders Report, p. 3, 15)。

これに反して、一九〇八年の犯罪豫防法 (Prevention of Crime Act 1908) に規定せられたる豫防拘留 (Preventive Detention) 及びボースタル式留置 (Borstal detention) は、原則として正しいもので謬つてゐないことを證したのである。何となれば、この二つの處分にあつては犯罪者の性格が深く考慮せられてゐるからである (Persistent Offenders Report)。

豫防拘留 (Preventive Detention) は現在の形に於ては五年より十年に互る期間を有つてゐるのであるが、實際には役に立たなかつたのである。裁判所は全く稀れにしかこの處分を適用しないのであつて、僅かに一年約四十件に過ぎないのである。玆處では深く立ち入つて論ずる筋合ひではないが、この理由は、一部は手續の煩雜で手間取るためで、一部は執行の結果の思はしくないためとに在るのである (Persistent Offenders Report)。現在のイングランドに於ける豫防拘留の主たる缺陷は、單に拘留しておくだけの執行方法では、どうにも手の着けやうのない改善

不能の常習犯人にはよく適してゐるが、しかし、一度は重い罪を犯かしても、一面には改善の見込のある二十一歳から三十歳までの比較的年の若い犯人には適してゐないことである (Persistent Offenders Report)。

前きのバアジステント・オフエンダー (頑強犯人) に關する調査委員の報告は、検討の結果を以上のやうに述べ來つた後、更に進んで、豫防拘留と自由刑との二つの執行とは反對にボースタル・デテンションは刑罰執行の一形式としてよく其眞價を證したことの決定に達してゐるのである (Persistent Offenders Report, p. 13)。

現在の不満足なる状態に對する救済方法として、調査委員は、現行法律の範圍内で初めて處刑せらるゝ犯人は特に慎重に處遇すべく、且つ、左の犯人中二十一歳以下のものにはプロベーション (執行猶豫と監視) の外に保護感化 (認可學校收容) 並びにボースタル・デテンションを適用して然るべきである、と建言してゐるのである。

他方に於て、豫防拘留については、調査委員は、現在の法規を改正して、改善の見込ある犯人も亦た效果的に處遇し得るやう豫防拘留を將來は次の二種、即ち、  
一 二年より四年までの短期拘留  
二 今迄の豫防拘留に等しき五年より十年までの長期拘留 (Prolonged Detention)  
に區別すべきであるとしゐる。

調査委員は、更らにまた將來に於ては手續を簡捷にし且つ今迄のやうに執行せられたる自由刑の外にまたといふのでなく、自由刑の代りに是れを課すべきことを建言してゐるのである (Persistent Offenders Report, p. 15/21, 64/65)。

之を要するに、調査委員の意見は、今後の立法に於ては、恰好の犯人の場合 (特に二十一歳と三十歳との間の年齢のもの) に於ける豫防拘留はボースタル・デテンションを模範として努めて教化的ならしむべしとするもので、以前の状態に對する本質的な差異を教化の一點に存せしめんとするものである (Persistent Offenders Report, p. 22/23)。

—— (因みに調査委員の建言にかゝるこの企圖は、現行法規の範圍内に於て、ブリズン・コムミッションによつてウェークフィールド・ブリズンに於て良好なる社會的豫後を有するこの年輩の長期受刑者に對して試験せられてゐる。結果は極めて有望である。—— Prison Commissioners Report 1935 p. 27)。

かくして、調査委員の報告はボースタル・システムの正當にして眞實なることの意義深い確證を與へてゐるのである。

ボースタル・システムの記述を終るに當り、このシステムの重要な原則上の意義は教育といふ觀念が少青年犯人に對する刑罰執行に採り入れられて刑事政策上斷然正しいもので且つ價値の十分あるものであることを實證し得た所に存するものなることを、自分は深く信じて疑はないのである。 (元)

Bätter für Gefängniskunde, August-September 1937

# 海外時報

## アメリカ合衆國政府所屬刑務官吏に文官任用令の適用

今度、アメリカ合衆國政府司法省行刑局 (Federal Bureau of Prisons, Department of Justice) から一九三七年六月に終る年度の行刑局の事務成績の綜覽ともいふべき三五〇頁の「一九三六—七年に於ける合衆國政府所管の犯罪人 (Federal Offenders, 1936—7)」なるリポートが公にされたが、ビーノロヂストの興味を惹くべき材料豊富で、合衆國政府所管の受刑者及び合衆國政府の執行するパロール (假釋放) 及びプロベーション (刑の執行猶豫と監視) に關する統計が載つてゐる。行刑局長 (Director of the Bureau) のヂエームス・ベネット氏は書中行刑局の職員について次の如く語つてゐる——

「一九三七年に在つては、戒護官吏の最低俸給を年俸一千六百八十ダラより一千八百六十ダラに増俸せんとするアトニー・ゼネラル (司法省長官) の命令を實行するために十分の豫算が得られたのであつた。戒護官吏の増俸と共に、彼等の訓練及び昇給の方法についてのプログラムは全然改新せられたの

である。自今刑務官の職に任命せらるゝものは行刑一般に關する練習科の講義を受け且適當なる身體上のテストに合格する事が必要になつたのである。練習科目はプリズン・ワーク (行刑事務) の諸部門につき説明敘述せる十個のパンフレットより成るものである。在職中の昇進は、各人の職務上の成績のレコードを科學的に考慮して、行刑局及び文官試験委員 (Civil Service Commission) との協同審議により定められたる適格考査に基いて決定せらるゝのである。

更に進んで、最も重要な處置といふべきは、アトニー・ゼネラル (司法長官) の建言に基き、一九三七年二月十一日付を以てプレジデント (大統領) が、政策の立案に參畫する三個の官職を除き、一切の刑務官の職をして文官任用令 (Civil Service Regulations) の適用を受けしむる行政命令に署名し之を裁可したることである。今後は、プリズンのワールデン (所長) 及びリホームエトリのシユウベリンテンデント (矯正施設の長) の如き地位高き官職をも包含して、一切の任用は文官任用令の命ずる所に従ひて行はるゝこととなるのである。

此等の處置の取られた結果、わが刑務官の團體精神、忠誠の念、及び理解應用の才に於て夙くも向上進歩の大に見るべきものがあつたのである、然れども、吾人は近き將來に於て更に他の改良すべき幾多の問題を有つてゐるのである」。

従來、アメリカ合衆國に於ては、その國情の然らしむる所で、官吏の任用は政黨の關係其他の忌むべき夤縁に依ること多く、これがために弊害百出して、頻々としてコラプシヨン (官吏濫職) の問題を惹起し、(文官任用令の適用のない) 警察界刑罰界に在りては殊に甚しく、大方の攻撃の的となつてゐたもので、刑務官吏並びに警察官吏の任用を儼然たる任用令の規定に依らしむるべしとの議は斷えず識者の口と筆とに上つてゐたのであるが、陋習の久しき、容易に之を改むることができないのである。今回如上のプレジデント・ルーズヴェルトの英斷のあつた以上、各ステート (州) に於ても之に倣ふものが少くあるまいと思はれるのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, August, 1938

## 思考は脳髓中の砂糖分の燃焼による

思考は萬物の靈長たる人間特有の精神的現象とされ、その科學的説明はなか／＼難かしいとされてゐたが、驚くべき科學の進歩の結果、最近米國心理學々會席上ハーヴァート大學の科學者フレデリック・ギブス博士は、人間の思考は脳髓中の砂糖分の燃焼に原因すると説明し學會にセンセーションを起した。

今迄の大脳生理學では、人間の脳髓中に或化學的作用により一種の電流が生じ、この電流が思考或は身體諸機關のエネルギー成分になることが、臆げながら明かにされてゐたが、さてこの電流エネルギーは如何にして生ずるか謎とされてゐた。處がギブス博士の研究は、更にこの難問を解決したもので、博士の所説を紹介すれば次の通りである。

「脳髓中に於ける電波の生成は、脳髓成分たる糖分の酸化燃焼に歸因するもので、即ち糖分の燃焼は脳髓中に科學的振動を起して一聯の電氣の周波を送り出す、更に此の電波に脳髓中の科學的振動を起し糖分の酸化を可能ならしめ、電流エネルギー發散を促進させる。かうして交互的作用を繰返しつゝ、微細な科學的振動は聚合して恰度音叉の如き調和的振動に發展する。吾々が高級の思考をなす場合は要するに、この脳髓中の糖分燃焼が高速度化し、電波エネルギー發散が著しくなるわけである」。

資料

獨逸に於ける犯罪生物學の役割に就て

本稿は國際刑法及刑務委員會議に於てエルンスト・シエーフエル委員の報告——エフ・フォン・ノ  
イライテル教授起草——をフランス語原文より譯出せるものである。原文は刑法及行刑資料集一  
九三八年版第七卷一五一頁乃至一五八頁に收められてゐる。(以上譯者附言)

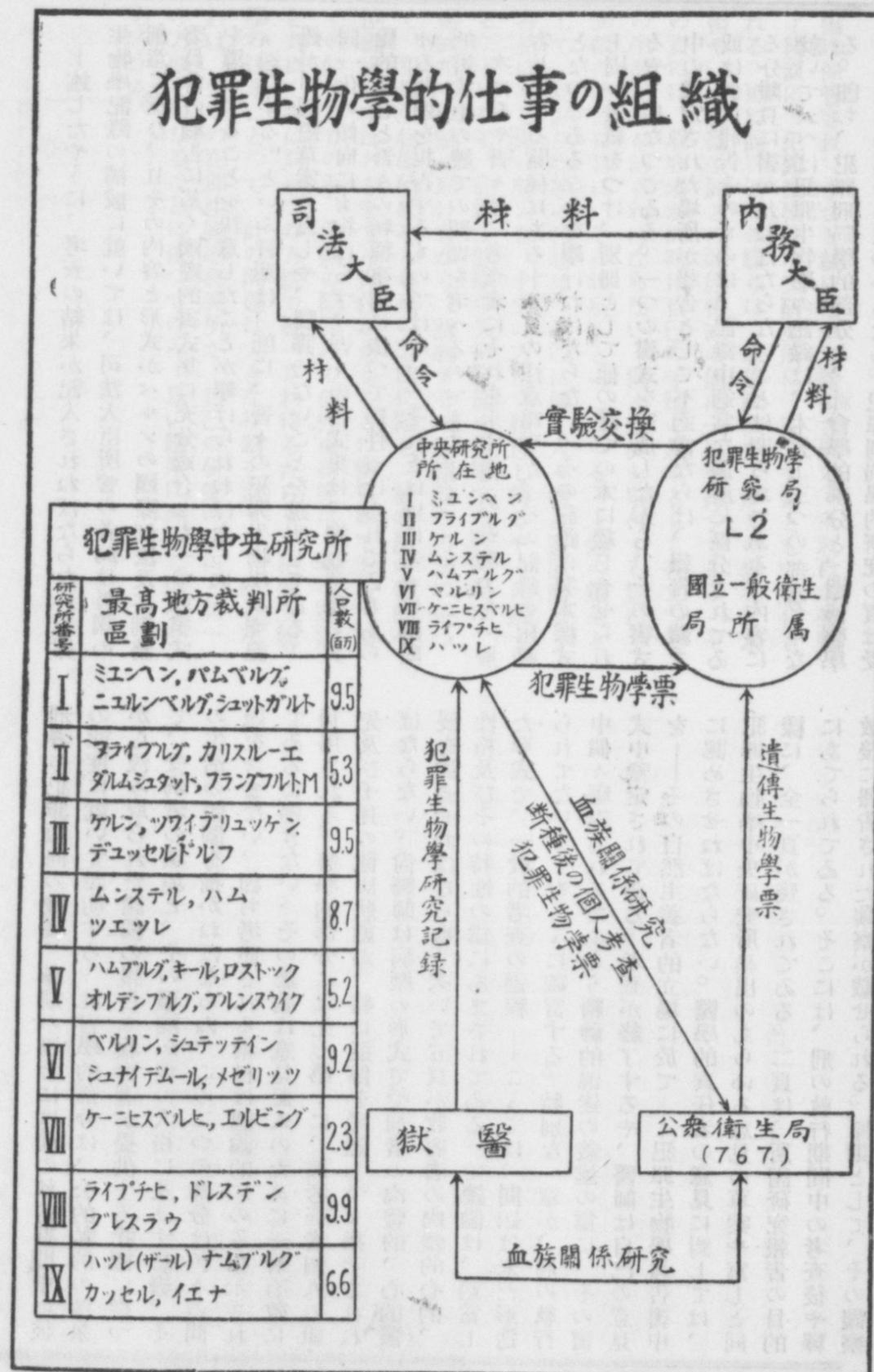
獨逸國の司法大臣が一九三七年十一月三十日その職能の分野に犯罪生物學の一般的役割を採用せんと決心した時には、犯罪生物學に興味を持つ國民的なそして國際的な團體に依つて示されてゐる、古く又常に新しい色々な希望を斟酌したものである。既に或る時代から特別な法規として獨逸の色々な地方に存在してゐる一つの制度——勿論種々の形式に於てではあるが——を全獨逸的に結合し、且これを擴めた方法から出發した。就中既に一九二四年その行刑施設の中に於て、一定の型式に従つて犯罪生物學の研究を始め、該研究の第一中央部を創立したバヴァリアを擧げることが適當である。次いで一九二五年からザクセンの司法大臣に依つてなされた業績が擧げられる。その業績は遺傳科學に對して常に多くの關心を

示してゐたといふ事實に依つて、犯罪生物學の役割の發展に或る程度決定的方法で影響を與へた點に在る。結局、彼は犯罪生物學の理念の發展に重大寄與をなした。それはプロイセンが一九三〇年にバヴァリアの例に従ひ、四十六ヶ所の中その十ヶ所はバヴァリアの型式に倣つて改められた基礎の上に計畫されるべきだと命令したことである。即ち、かくしてベリンとフライブルグ・アム・ブリスガウに犯罪生物學研究所が創設された。最初プロイセンの努力はバヴァリアのやうには成功しなかつたといふ事は眞實だ。しかし事態は一九三五年十一月三十日以後一變した。同年プロイセンの全行刑施設——その數は二十九である——に於て特に該施設に所屬してゐる醫員の手でなされてゐた犯罪生物學研究は強制的なものとなつた。

實際、遺傳の問題に就て、以前より多くの關心が拂はれた。といふのは、一方一九三三年の變革後、遺傳の問題は科學的、實際的興味を中心となり、他方今や大衆は多かれ少なかれ人類の一群を代表する犯罪者に依つて始められ、その故に割合に把握し易い目的——他の人々は犯罪者の社會的有害性の爲に重要な關心を持つ——此の目的を追求することに期待を持つ氣運となつた。一九三五年十一月三十日の變革後、全獨逸國內に犯罪生物學的役割を延べ擴げようとする目的のために、準備的勞作が不斷に行はれた。一九三六年の秋に新たに五つの犯罪生物學研究所中央部が創設され、先づ既有三中央部に、風俗犯にして斷種された犯罪人の爾後檢査が負課された。一九三七年少年行刑に關する命令が與へられた。同命令の十八條に於て、司法部は受刑者が盡く犯罪生物學的考査を受くべき義務あることを認めた。結局、一九三七年三月に國立一般衛生局附屬犯罪生物學研究所の創立が擧げられる。該研究所は内務大臣の管轄下に在つて、犯罪生物學の理論と實際問題に關する専門家の中心たるべきものである。かくの如く獨逸監獄内に於ける犯罪生物學の努力の歴史的發展を素描した後、吾々は現在の立場に於て、犯罪生物學の日々の負課と、その役割の組織を整理せんと欲する。先づ第一に吾々の組織が一般的に追求する目的の眞意は何處に在るかを云はう。答へは次の通りである。犯罪生物學の役割は、受刑者の個性に關する方法論的研究に依つて刑事裁判管理の發展と、獨逸國民の遺傳と人種問題に獻げられる研究に

貢獻せんと欲する。此の仕事は一方醫師の研究の結果と關聯する、醫師の鑑定は裁判所の心證に影響を及ぼし、自由刑或はその執行猶豫の宣告、保安處分や矯正處分の決定、拘留を含む刑或は保安・矯正處分執行に際して、裁判所と刑の執行責任者は醫師の意見を徵する。他方此の仕事は、民衆から犯罪遺傳的傾向を一掃するに本然的なものである優生學的方法に對する根本的注意を、立法者に提供してゐる。  
この二つの目的を實現するために、犯罪生物學研究局は獨逸國內全行刑施設中に創設された。ここでは一人の醫師が恒久的に働らいてゐる。該局は犯罪の發展、環境の條件、受刑者の遺傳的傾向や心理的・生理的構成を徹底的に研究し、その資料を犯罪生物學研究の記録に書き留める責任がある。人が現實的な傾向を有する權力に依つて、全犯罪人はその刑罰執行期間中犯罪生物學の見地に深化された考査に付せられてはゐるが——これは恐らく不可能なことだらう——その役割はその與へられた刑罰を完成すべく宣告された次のグループを、法規に従つて處理するに過ぎない。  
一、入獄當時はまだ二十五歳に達しないで少年に關する刑の執行に服してゐるか、若くは少くとも六ヶ月間自由刑の執行を受けてゐる。  
二、少くとも三ヶ年の拘禁を宣告されてゐる成年者。  
三、自由刑若くは斷種を含む保安處分・矯正處分を宣告されてゐる者。  
四、特別な理由に基き犯罪生物學的考査の望ましき他の

# 犯罪生物學的仕事の組織



總ての受刑者並に拘禁者。區長及び行刑施設の最高教育者は補佐役としてその施設醫員の責任指導下に考査勤務を分擔す。被考査個人とその血縁關係に就いて、公衆衛生管理局や公的・私的の調査を経たものとして受理され得る報告に基いた個人考査が提供する總ての指標に滿ち滿ちた調査が出来上るや否や、調査責任者は自己の所屬する犯罪生物學中央研究所に全報告文書と共に資料を移管する。次いで、彼はその考査の結果を該施設の指導部に傳達する。かくてその傳達は受刑者の個人記録に加へられる。最後に、彼は又その受刑者個人に就いて、將來の觀察の結果を報告しなければならぬ。その受刑者は受刑期間中必要なだけ、この結果を満足させ、當人の負擔に於て犯罪生物學中央研究所はその知識を得ることになる。

全獨逸國內に、犯罪生物學中央研究所が、九個所創設された。即ち、ミューンヘン、フライブルグ・アム・ブリスガウ、ケルン、ムンステル、ハムブルグ、ベルリン、ケーニヒスベルヒ、ライプツヒ、ハッレの九個所に。それ等は、自己の所屬する行刑施設の醫員に依つて指導されてゐる。彼等の勤めは、犯罪生物學研究記録を調査し、それを區分し、犯罪人の體質に關しては生物學研究の要約、社會學的又は豫後的見地に立つてはその遺傳、犯罪的傾向の充分なる約説を提供して、行刑機關の處理にその記録を適合せしめるに在る。更に彼等はその素材を科學的に價値あるものとしなければならぬ。で犯罪生物學研究局醫員の協力は此の見地に於て大いに

重大である。此の科學的目的のためには、犯罪生物學中央研究所は、概して大學町に在り、その指導者は、その地方の大學の犯罪生物學、若くはそれと關連する分科——例へば犯罪學又は法醫學——の教授達と接觸して行けるといふ事實から、大きな利益が引き出される。

次に、中央研究所は犯罪生物學的考査を受けた受刑者達の身分帳 (Catastreph) を持たなければならぬ。此の目的の爲に、彼等は票を利用する。その票は公衆衛生的役割を持つこととなる。それは該犯罪生物學中央研究所の區劃内に於て考査された全受刑者の研究票、又公衆衛生局や一般統計の調査概要書として役立たねばならぬ。その原票は、中央研究所に保管され、その一枚の寫しが、相關的に、國立公衆衛生局附屬犯罪生物學研究局と、犯罪人居住地とその出生地の公衆衛生局に送られる。最後に、中央研究所は、その考査を刑の執行責任者、例へば犯罪人名簿の作成者に告知しなければならぬ。その報告文書が優生學的目的のためにも齊しく充分に利用されるやうに、公衆衛生局は人種保護の法的活動遂行の目的の爲に、その考査文書の調査を要求する權利がある。かくの如く犯罪生物學の仕事は非常に緊密に公衆衛生局と結ばれて居り、眞に遺傳と人種の保護に對する努力を效果的に支持する情勢の中に在る。その努力の方向は、保護或は除去の優生學的方法を以て國家が干渉しなければならない場合を認めしめるやうに、獨逸國民の遺傳的生物學的性格の目録を作成するに在る。

上述したやうに、考査の結果が記入されねばならない犯罪生物學記録の構成に就いては、司法大臣所管の各局は外國の創意に従ひ、且その内容と形式がベルンの國際刑法及び刑務委員會の勸告に基く國際的書式集に充分適合した一つの書式を導入することを決意したことが擧げられねばならぬ。

「適合する」といふ言葉は、既に、吾々の犯罪生物學研究記録が、國際草案の寫しや、翻譯でないことを説明してゐる。同一化の傾向にも拘はらず、吾々の書式集は、獨逸科學の實驗的關心と吾々の特種事情に依つて條件づけられてゐるあらゆる問題を拒否するものではない。それとは別に吾々は國際的書式中の總ての問題を考へるのである。

次に今や吾々は、考査者にそれを採すための努力を一層容易にする關係にある十八頁の注意事項が、その記録の附録となつてゐることを擧げねばならない。その記録は製本様式と上固い表紙をつけ、別冊として他の總ての本に綴じ合せられるやうになつてゐる。一つの書式を完成しながら、その書式中の豫定された場所が報告として不適當ならば、報告の續き或は偶に報告そのものは、記録中適當な個所に區分されてゐる分離頁に書かれねばならないことは明らかである。内容に就いて云へば犯罪生物學の記録は、本質上三つの部分となる。即ち、犯罪刑罰學的部分と、社會學的部分と、遺傳醫學的生物學的部分の三つからなる。犯罪刑罰學的研究の頁は受

刑者の犯罪傾向の發展、滿期の場合には前の執行期間中の彼の態度に就いて説明する。社會學的部分は、公的私的の源泉から汲み取られた諸種の報告や收容者が提供する指標に従つて、受刑者の環境と、その環境が彼の人格に及ぼす影響、その生活の體制を描かねばならぬ。この二つの部分は色々の問題を含まない、即ち考慮される素材は總論的のみに指示されてゐるに過ぎない。その總論は意見記入のために一層有効に利用される。醫學的部分には先づ第一に、被考査者個人の祖先及び子孫の健康状態が、特に遺傳を考慮しつゝ指示されねばならない。尙醫師は病歴の形式で受刑者の肉體的、心的發展を發表せねばならぬ。次いで五頁が收容者の肉體的、心的、性格及びその特性の爲にあまされてゐる。で總論は、適當した形式で、一般的考査の過程——こゝでは、問題は未だ形造られてない——をこゝに確言する。特別な一章が、刑の執行中偶々曝露されるであらう精神的混迷の敘述の爲に、その書式中豫定されてゐる。考査が終了するや、醫師は自己の意見を——その自然主義者的立場に於て——犯罪生物學報告書中に認めさせねばならない。醫學的責任者の意見に對しては、犯罪生物學中央研究所呈出のあらゆる意見の草案や寫しと同様に、全一頁が残されてゐる。二頁は、所謂研究報告の目的にあてられてゐる。そこには、刑の執行期間中の考査後や釋放後に報告された觀察が載せられる。原則として、その觀察

書は保管され、ずつと後になつて送付される。それは考査終了後直に、犯罪生物學中央研究所に、完全文書として交付される。更に尙、吾々の綴りは、血族圖表や、多くの參考請求書や、一般衛生局との連絡書式の他に一頁を持つてゐる。その頁には、收容者が同時に自己の手續の見本として役立つその生活記録を誌さねばならない。偶々寫眞を貼付する爲に、表紙の第三頁目に、その場所がとつてある。上述の結果として、犯罪生物學の仕事は、そこに働く人々特に監獄醫に、容易に果し難い努力を、十全の方法で履行し得るやうに課することになる。犯罪生物學中央研究所を指導する醫師達は、書式集や總論の助けをかり、講義やその他緒論の方法に依つて、犯罪生物學の仕事と考査の方法に關し、研究所の醫師や協働者に手ほどきをする責任があることは明らかである。斯くの如くしてのみ、全國の犯罪人の個性の研究は、時の経過と共に、眞に只一つの方法で統一され得るだらう。犯罪生物學の仕事にとつて、此の問題は大きな役割を演ずる、何となれば、全ての犯罪生物學研究所が、自己の研究の爲に、同一の方法を用ひることに依つてのみ、良い結果に到達し得るだらうから。

資料

プロシヤ刑務法 (四)

第三節 拘禁方法

第五十四條 受刑者ハ之ヲ嚴正獨居拘禁 (Einselhaft) 緩和

獨居拘禁 (Zellenhaft) 又ハ雜居拘禁ニ付ス

嚴正獨居拘禁ニ在リテハ收容者ハ晝夜間斷ナク之ヲ分離拘禁ス

緩和獨居拘禁ニ在リテハ收容者ハ晝夜、殊ニ作業中ニ於テモ之ヲ一居房ニ獨居セシム但シ戶外運動、禮拜、教育其他之ニ類スル機會ニ於テハ他ノ收容者ト雜居セシムルコトヲ

嚴正獨居拘禁及緩和獨居拘禁ハ之ニ依リ收容者ノ身體並ニ精神ニ危害ヲ及ボス虞アルトキハ之ヲ解クコトヲ得

嚴正獨居拘禁ノ期間ハ本人ノ同意ナクシテ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ (刑法第二十二條)。緩和獨居拘禁ニ於テハ原則トシテ本人ノ意思ニ反シ獨居拘禁ノ期間ヲ合シテ三年以上

ニ涉ルコトヲ得ズ。但シ保安上又ハ紀律上已ムヲ得ザル必要アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

雜居拘禁ニ於テハ收容者ハ晝間殊ニ就業ニ際シテ通例他ノ收容者ト雜居スルモノトス。夜間ハ成ル可ク獨居房又ハ獨居寢房ニ收容スルモノトス

第五十五條 受刑者ニ對シ嚴正獨居拘禁、緩和獨居拘禁又ハ雜居拘禁ノ何レヲ適用スベキヤニ關スル最終ノ決定ハ所長之ヲ爲ス。コノ場合ニ於テハ人格特ニ年齡、犯行、經歷ヲ斟酌スベシ。居房ノ配置ニ當リテハ他ノ收容者ニ依ル惡影響ヲ避クル様顧慮スルコトヲ要ス。同房者ニ危險ナル影響ヲ與フル虞アル收容者ハ緩和獨居拘禁ニ付スベシ

嚴正獨居拘禁 (第五十四條第二項) ハ他ノ收容者ヨリ嚴重ニ分離スルコトヲ特別ナル理由ニ依リ必要トスル場合ニ限リ之ヲ適用スベシ

單純拘留者 (die zu einfacher Haft Verurteilten) 及民事拘留者ハ緩和獨居拘禁ニ付ス

三月以下ノ刑ハ通例全期間ヲ通シ緩和獨居拘禁ニ於テ之ヲ執行ス。刑期三月ヲ超ユル者ハ少クトモ收容後三月間之ヲ緩和獨居拘禁ニ付スベシ

雜居寢房ニハ醫師ノ診斷ニ依リ夜間單獨ニスルコトヲ得ザル收容者ニ限り收容スルモノトス。其他ノ收容者ニ付テハ雜居寢房ハ獨居房又ハ獨居寢房ノ不足スル場合ニ限り之ヲ使用スルコトヲ得

收容者緩和獨居拘禁ヲ希望スルトキハ醫療上ノ理由ノ許ス限り成ルベクソノ希望ニ副フコトヲ要ス

軍又ハ警察ニ屬スル者ハ之ヲ緩和獨居拘禁ニ付スカ又ハ如何ナル事情アルモ他ノ收容者ト分離シテ拘禁スルコトヲ要ス

第五十六條 刑務所長、教誨師、專任ノ醫師及教師並ニ監督官吏ハ收容者ヲ知悉シ且ツ改過遷善ノ感化ヲ與フル爲嚴正獨居並ニ緩和獨居ニ付セラレタル收容者ヲ規則的ニ訪問スルコトヲ要ス。看守ハ少クトモ一日一回收容者ヲ訪問スルモノトス

重要ナル視察事項ハ之ヲ所長ニ報告スベシ  
男子官吏ハ女子收容者ニ對シ豫メ示サレタル注意ヲ遵守シ

且ツソノ獨居訪問ハ通常房扉ノ開放セラレアル場合又ハ房扉前ニ女子官吏ノ立會アル場合ニ限り之ヲ爲スベシ

第五十七條 雜居拘禁ノ舍房ニハ通例少クトモ三人ヲ拘禁スルコトヲ要ス。廣キ場所、例ヘバ工場ニ收容スル場合ニ於テハ收容者ノ數ノ量定並ニ看守ノ配置ニ關シ戒護上遺憾ナキ様留意スルコトヲ要ス。夜間ハ一室二十人以上ノ收容者ヲ拘禁スベカラズ。本規定ハ構外作業ニ付テハ之ヲ適用セザルコトヲ得

獨居房又ハ獨居寢房夜間全收容者ヲ收容スルニ足ラザル場合ニ於テハ先ヅ年少ニシテ改善可能ナル者又ハ特ニ危險ナル者若ハ秩序ヲ害スル虞アル者ヲ之ニ收容スベシ  
獨居寢房ハ就業時間外又ハ日曜日若ハ休日ニ收容者ヲ滞留拘禁スベキ場所ニ拘禁セザル場合之ニ收容者ヲ滞留拘禁スルモノトス

雜居房ニ收容スル場合ニ於テハ、犯行、前科、年齡及其他ノ收容者ノ個性ヲ斟酌スベシ。同一事件ニ付刑ノ言波ヲ受ケタル者ハ能フ限り之ヲ分離スベシ。同房者ニ著シキ迷惑ヲ及ボス者ハ之ヲ雜居拘禁ヨリ分離スベシ  
第五十六條第一項ノ官吏ハ收容者ヲ規則的ニ巡察スベシ

第四節 戒護 (Verschluss und Sicherung)

第五十八條 刑務所ノ官吏並ニ刑務所長ノ許可ヲ受ケタル者

ニ限り自由ニ出入スルコトヲ得。收容者ハ官吏ノ同行アル場合ニ限り出門セシムベシ。外來者ハ其ノ旨ヲ届出デシメ且ツ入門ヲ許スベキ場合ニ於テハ其ノ係官吏ニ之ヲ引繼グベシ。車輛ノ出入ニ際シテハ收容者ニ逃走ノ機會ヲ與ヘザル様特ニ留意スベシ

收容者ノ外部トノ交通ハ絶対ニ之ヲ避クルノ方法ヲ採リ又所内ニ於テ就業スル職人、請負者及其ノ助手トノ不正ナル交通ノ防止ニ努ムベシ

夜間ノ入門ハ原則トシテ刑務所長及巡視ノ任アル官吏ノ外之ヲ許サズ

第五十九條 建物及内庭ノ入口、各區劃ノ境ニ在ル扉、收容者ノ現在スル場所ノ扉、及其ノ内部ニ存スル戸、尙煖爐ノ戸、煙筒ノ戸其他收容者ノ脱出スルコトヲ得ル出口ハ常ニ之ヲ確實ニ閉鎖スベシ。扉又ハ其他ノ出口ヲ開放シ置クノ必要アル場合ニ於テハ一名ノ官吏其ノ直近ノ個所ニ之ヲ見張ルコトヲ要ス。二重錠ト雖晝間ハ原則トシテ一錠ヲ以テ足ル但シ日曜日及休日ハ職員ノ手不足ヲ考慮シ常ニ夜間ニ行フベキ施錠(二重錠)ヲ行フベシ

錠ノ交付ヲ受ケタル者ハ錠ノ保管ニ付嚴密ナル注意ヲ拂フコトヲ要ス。錠ハ所長ノ定メタル官吏ヨリ勤務時間内ニ限リ交付ヲ受ケ勤務終了後若ハ刑務所ヲ退出スルニ際シ之ヲ

返還スルモノトス。其他ノ時間ニ於テハ錠ハ所内規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ施錠シタル戸棚内ノ確實ナル場所ニ保管ス。所長及勤務中ノ監督官吏ニ限り錠ヲ所外ニ携出スルコトヲ得。刑務所ノ官吏及傭人並ニ受負者及授業手ハ自己ニ關係アル拘禁場所及倉庫ノ錠ニ限り之ヲ携帯スルコトヲ得。收容者ニ對シテハ如何ナル種類ノ錠ト雖之ヲ交付スルコトヲ得ズ

第六十條 夜間ニ於ケル刑務所ノ戒護ハ所内規程ノ定ムル所ニ依ル。夜勤ハ一定ノ期間毎ニ交替ス、其ノ期間ハ一週間ヲ超ユベカラズ。夜勤看守ハ建物及構内ノ全部ニ互リ規定ノ巡回ヲ爲シ收容者ガ逃走ヲ企ツコトナキヤ相結束スルコトナキヤ並ニ刑務所ノ靜肅及秩序ヲ害スルコトナキヤニ付注意スベシ。若シ異狀ヲ發見シタルトキハ其ノ原因ヲ明カニスベシ。獨居房及雜居寢房ハ緊急ナル場合ニ限リ且ツ所内規程ノ定ムル特別ナル注意ヲ遵守シテ之ニ立入ルコトヲ得。寢房内ニ於ケル不秩序、逃走ノ企圖、火災ノ危險其他刑務所ノ保安ヲ脅スベキ事故ノ發生シタル場合ニ於テハ臨機ノ措置ヲ講ズルトトモニ即刻所長又ハ所長ノ定ムル官吏ノ登應ヲ求ムベシ。還房後出房ニ至ル間 (zwischen Ein- und Aufschlus) ニ於テハ特別ナル事情ノ生ゼザル限リ個々ノ場合ニ付キ所長ノ命令アルニ非ザレバ收

收容者ヲ拘禁場所ノ外ニ引出スコトヲ得ズ。規定ノ巡回ハ之ヲ規則的ニ實行スルコトヲ確實ナラシムル爲監督時計ヲ用フルコトヲ得

官舎ニハ警報設備ヲ施シ少クトモ一週一回其ノ性能ヲ検査スベシ

第六十一條 所長ハ地方消防機關トノ聯絡ヲ計リ且ツ消防規程ヲ定ムベシ。必要ナル消防器具及設備ハ完全ナル状態ニ於テ之ヲ保存スルコトヲ要ス。消防ハ通例一人ノ監督官吏ヲシテ主管セシメ之ニ必要ナル官吏ヲ從屬セシムベシ。設備ハ三月毎ニ一回並ニ臨時ニ検査ヲ行フベシ。検査ノ結果ハ之ヲ圖書ニ記載スルコトヲ要ス。消防作業ニハ特ニ信頼スベキ收容者ヲ多數ニ涉ラザル限リニ於テ使用スルコトヲ得。コノ收容者ニハ消防器具ノ操作ヲ練習セシムベシ

火災ノ際ニ於テ收容者ヲ救出スル場合並ニ應急的ニ收容者ヲ他ノ個所ニ收容スル場合ニ於テハ逃走ノ防止ニ特ニ留意スルコトヲ要ス

刑務所内又ハ其ノ附近ニ出火アリタルトキハ總テノ官吏ハ夜間ト雖出勤スルコトヲ要ス。夜間雷雨アリタル場合ニ於ケル官吏ノ行動ニ付テハ所内規程ノ定ムル所ニ依ル

暴風ニ因ル危険ノ防止ニ付テハ監督官廳ノ定ムル所ニ依ル

第六十二條 裁判所所在地ニ在ル刑務所ノ收容者ニ對スル裁

判上ノ訊問ニシテ裁判所所在地外ニ於テ行フベカラザルモノハ法規、刑務所ノ紀律及場所的關係ニ支障ナキ限り刑務所内ニ於テ之ヲ爲スベキモノトス。必要ナル場合ニ於テハ右ノ訊問ノ爲ニ特定ノ日ヲ定メ置クベシ。裁判所ハ訊問スベキ收容者ノ氏名ヲ遲滞ナク通知スルコトヲ要ス。召喚ヲ受ケザルモ自ラ進ンデ申立ヲ爲サムトスル收容者アルトキハ所長ハ裁判所ニ通告スルコトヲ要ス。刑務所内ニハ訊問ヲ爲スニ適當ナル場所ヲ設備スルコトヲ要ス

第六十三條 梯子其ノ他逃走ノ用ニ供シ得ベキ物件ハ專ラ監督ノ下ニ於テ之ヲ使用セシメ、使用セザル場合ハ之ニ鎖鑰ヲ施スベシ。火災用梯子及高口ハ常ニ施錠スルコトヲ要ス

收容者構内ニ於テ作業ニ從事シ又ハ其他ノ動作ヲ爲ス場合ハ瞬時ト雖之ヲ視線外ニ逸スルコトヲ禁ズ。監視ヲ中絶セザルベカラザル場合ニ於テハ收容者ヲ拘禁場所ニ連行スルコトヲ要ス

第六十四條 拘禁場所殊ニ居房ノ外壁ハ常ニ完全ニ視察シ得ベキ状態ニ置キ器具又ハ作業製品ニ依リ覆ハルルコトナカ

ラシムベシ。看守官吏ハ常ニ窓格子、扉ノ錠、天井、壁、床、煖爐及其他ノ設備ガ破損シ居ラザルヤ寢臺、藥布團中及隅角ニ秩序又ハ保安ヲ害シ得ベキ物件ノ存セザルヤ確カメシムルコトヲ要ス。同様ノ目的ヲ以テ看守官吏ハ收容者ノ被服ヲ搜檢シ施設中ノ收容者ニ付テハ施設ノ完否ヲ檢査スベシ

罷業後還房セシムル場合ニ於テハ工場ニ於テ作業器具ヲ定メラレタル場所ニ正シク置カシメ掲記ノ員數表ニ依リ之ヲ確カムベシ。居房ニ於テ作業ニ從事スル收容者ニ付テハ同様ノ方法ニ依リ器具ヲ引上ゲベシ

一時刑務所外ニ出ヅル收容者ニ付テハ其ノ出門ノ前及歸還ニ際シ搜檢ヲ爲スベシ。雜居拘禁ノ收容者寢房ニ入ル直前ニ付亦同ジ

看守官吏ハ還房時及出房時ニ自己ノ擔當スル收容者ノ存否ヲ確カムベシ

第六十五條 收容者ニシテ危険ナル者、逃走ノ虞アル者、自殺ノ傾向アル者アルトキハ之ヲ其ノ處遇又ハ監視ヲ擔當スル看守ニ指示シ看守ヲシテ特別ナル注意ヲ拂ハシムベシ。自殺ノ虞アル者ニ探ルベキ處遇ハ所長醫師ノ意見ヲ徵シテ之ヲ定ム。逃走ノ虞アル者ハ特ニ破壊ヲ豫防シタル房又ハ特別ナル監視ノ下ニアル拘禁場所ニ之ヲ收容スベシ。コノ

種收容者ハ危険ナル器具ヲ使用スル作業又ハ逃走ノ容易ナル作業(例ヘバ經理作業)ニ就カシムルコトヲ得ズ。嚴正

獨居拘禁又ハ緩和獨居拘禁ニ於テハコノ種收容者ヲ同一ノ房ニ長ク收容スベカラズ。コノ種收容者ニ對シテハ特別ナル寢房ヲ指定スルコトヲ得、且ツ屢々之ヲ搜檢スベシ。又

夜間ニ在リテハ上衣ヲ引上グルコトヲ得。前項ニ掲ゲタル收容者ニ付テハ適當ナル處遇ヲ爲スコトヲ得ル刑務所アルトキハ必要アル場合監督官廳ノ定ムル其ノ刑務所ニ之ヲ移送スベシ

死刑ノ言渡ヲ受ケタル收容者ニ對シテハ特別ナル注意ヲ拂ヒテ監視スルコトヲ要ス。所長ハ檢事ト(判決確定ニ至ル迄ハ尙裁判所トモ)協議ノ上本人ノ個性及性情ヲ斟酌シ必要ナル事項ヲ定ムベシ

第六十六條 秩序ヲ紊シ且ツ戒告ヲ與フルモ之ニ從ハザル收容者ハ直ニ之ヲ隔離房又ハ隔離房ノ設備アラザルトキハ懲罰房ニ收容スルコトヲ得。コノ場合ニ在リテハ直ニ所長ニ報告スベシ。隔離ノ目的ヲ達シタルトキハ隔離ヲ停止スベシ

收容者ノ狀態長期ニ互リ隔離房又ハ懲罰房ニ收容スルコトヲ必要トスル場合ハ醫師ノ意見ヲ徵スベシ

第六十七條 前條ノ外保安處置(Sicherungsmaßregel)トシテ

許サルベキモノノ左ノ如シ

a 喧騒、叫喚、物件ノ破壊ヲ伴フ狂騒ニ際シテハ鎮靜房(Beruhigungszelle)收容。鎮靜房ハ破壊スルコトヲ得ザル窓ト平滑ナル壁ヲ設ケタル最モ堅牢ナル獨房ニシテ收容者ガ自己及他人ニ危害ヲ與フベキ一切ノ物件ヲ除去シタルモノトス

b 逃走ヲ企テタル場合又ハ收容者ガ自己又ハ他人ニ暴行ヲ爲スノ危険切迫シ他ノ方法ニヨリテコノ危険ヲ除去シ能ハザル場合ニ於ケル制縛(die Festsetzung)。制縛ハ手又ハ足ニ行フコトヲ得。特別ナル場合ニ於テハ所長ハ刑務醫師ノ意見ヲ徵シタル上他ノ制縛方法ヲ命ズルコトヲ得。食事時間中ハ手ノ制縛ハ事情ノ許ス限り之ヲ除去シ又ハ食事ヲ著シク妨ゲザル程度ニ之ヲ弛ムベシ。護送、出廷、運動(Uberführung, Vor-ausführung)ニ際シ個々ノ場合ニ依リ必要ト認ムルトキハ所長ノ命ニ依リ制縛ヲ施スコトヲ得。

如何ナル保安處置ヲ行フベキヤハ所長又ハ所長不在ナルトキハ其ノ代理者之ヲ定ム。危険ノ切迫セル場合ハ他ノ官吏モ之ヲ定ムルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ直ニ所長ニ報告スルコトヲ要ス。重キ保安處置ヲ適用スルハ輕キ保安處置ガ效果ナキ場合ニ限ル。第一項ノ處置ハ所期ノ目的ヲ達スルニ必要ナル期間

之ヲ適用ス。其ノ決定ハ所長之ヲ爲ス。醫師ハ毎日收容者ニ面接シ觀察事項ヲ身分帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第六十八條 鎮靜房收容及制縛(護送、出廷、運動ノ場合ヲ除ク)ハ懲罰簿(Strafenbuch)ノ附録タル帳簿又ハ獨立ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スベシ。コノ場合ニ於テハ收容者ノ氏名ノ外命令ノ理由及日時並ニ執行ノ始期及終期ヲ記載スベシ。以上ノ外命ジタル處置、其ノ命令ノ理由及其ノ執行期間ヲ別ニ收容者ノ身分帳簿ニ記載スルコトヲ要ス。保安處置ノ原因トナリシ行爲ノ爲ニ更ニ懲罰ガ科セラレタル場合ハ懲罰ヲ身分帳簿ニ記載スルニ際シソノ保安處置ニ關スル記載ヲ參照スベキ旨記載スベシ。同様ニ懲罰簿第八欄ニハ本項第一段ノ帳簿ニ記載ノ旨並ニ其ノ帳簿ニハ懲罰簿ニ記載ノ旨言及スルコトヲ要ス。其ノ帳簿ハ檢閱ヲ受クル爲定期的ニ監督官廳ニ提出スベシ。監督官廳ハ帳簿ヲ檢閱シタル旨ヲ記載ノ末尾ニ隨時記入スベシ

第六十九條 收容者食事ヲ採ルコトヲ拒ミ強制榮養ノ必要アル場合ニ於テハ醫師ノ監督ノ下ニ之ヲ行フ。重大ナル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ報告スベシ

第七十條 收容者ニ對シテハ所長又ハ所長不在ナルトキハ其ノ代理者之ヲ定ム。危険ノ切迫セル場合ハ他ノ官吏モ之ヲ定ムルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ直ニ所長ニ報告スルコトヲ要ス。重キ保安處置ヲ適用スルハ輕キ保安處置ガ效果ナキ場合ニ限ル。第一項ノ處置ハ所期ノ目的ヲ達スルニ必要ナル期間

# 支那事變の現況と將來

陸軍中將 貴族院議員 淺田良逸氏(談)

淺田中將が茶話會において講演された大要である。用語上とかその他誤り等があらばすべて筆記者の責任である。作戰に關することやその他特に省略した部分も多いからその點、諒とせられたい。

## (一)

元來戰爭といふものは、殆んど豫想してない、突發的な、しかも小さな事から起る場合が多い。少くも戰爭のキツカケにはとかくそれが多い。歐洲大戰は、セルビアの一青年が外國の皇太子に對して一發を放つたことから始まり、滿洲事件は支那兵が日本の鐵道を破壊したことが端緒となり、そして今次の支那事件は一蘆溝橋事件が、遂に殆んど支那全土に互る戰亂を捲き起すこととなつたのである。

る。しかしそれはキツカケであつて、戰爭の起るべき原因、緣由に到つては、相當複雑であり、且つ深刻なものがある。今次事變の原因、緣由については、政府も聲明してゐるし、各位も勿論御承知のことであらう。唯一つ申し上げたいことは、今次事變が起るにつき若し日本側に悪いことがあれば、吾人としても大に反省しなければならぬ。だが、日本側に悪いことがあるであらうか。國民政府側に言はすれば、日本は支那を侵略してこれを自國の手中に收めやうとしてゐる。

滿洲はどうなつたか、次で北支にどんな現象が起りつゝあつたかとかういふのである。その辭支那は、外國が自國に加へんとする毒手については、格別敏感とも思へない。かつて英國は支那に阿片を賣り込まんとして廣東にこの恐るべき麻酔薬を積み込んで來た。支那はその輸入を拒み阿片を燒却してしまつたが、それがいはゆる阿片戰爭を惹起し、支那は實にヒドイ目に會つた。支那が膝を外國に屈するやうになつたのは、この時に始まるといつてよい。それにも拘らず、支那人はそんなことは格別念頭にないやうである。支那が特別に日本のみを目的敵にするのは、支那の傳來的思想として、日本を小國として侮つてゐるからである。支那は以前は輝しい歴史を有つてゐたので自ら「中華」と稱し、日本などは一屬國にすぎないかのやうにも考へてゐた。その考へが今となつても抜け切つたといへない。日清戰爭で臺灣を日本へ割讓し、又滿洲が今日の有様となつては、支

といふ決心だつたのである。その精神氣魄は、軍略作戰を超越する。首腦部のさうした氣持は、兵にも自つ移つて行く。第一線を守る水兵達は、連日連夜の攻撃を受けて上官を始めみな仆れてしまつて、一つの土饅頭すら持ち切れなくなつてしまつた。時に唯一人、負傷した水兵が黙黙として故障の出來た機關銃をいぢつてゐる將校が行つて歸れといつても歸らない。そして故障を直して、最後の一人、最後の一彈を打ちつくして、敵の逆襲を迫ひちらしてしまつたといふ。私はその戰跡へ行つて見て、普通のことでは、とても出来る仕事でない。これは正に神業である。あゝ、よくやつてくれた、と私は思はず胸に迫るものを覺えたのであつた。それといふのも海軍陸戰隊はこの前の上海事件で服装や裝備の不十分な點で非常な難儀をしたのでその經驗が役立つて、赫々たる戰果を収むることが出來たのである。河童が岡へ上つたといつた感じは、今次の事變には全くなかつたのである。二十年前の世界戰爭には、日本は

參加したといつてもホンの僅かだつたので、兵備の改善等については稍々立後れの感があつたのであるが、一昨年の議會ですでに十數億の豫算を取り、銳意軍備の充實を圖り、そのお蔭で今次事變においては、海に陸に空に、多大の犠牲は拂ひながらも目ざましい皇軍の大捷を見ることが出来た。戰爭にかけては皇軍は世界第一であるといつていい。今次事變に流した尊き血は、必ず他日酬はれる日が來るであらう。私共はその點非常な強味を感じざるを得ないのである。上海の攻防戰には皇軍も言ひ知れぬ苦勞をしたのであるが、大場鎮を屠つてからといふもの、ぐツと押して行つた。大場鎮の飛行場といふのは、とてもすばらしいもので、支那が東洋第一と誇つてゐたものである。この飛行場は現在軍用として使用されてゐるが、將來は更に文化的に活用されるべきものと思ふ。

抗州灣上陸についても實に細心の注意が拂はれたものである。上陸した兵隊も傳へられてゐたよりも、實際は非常に數が少かつた。又馬や大砲は上海から廻して來たのである。作戰上の苦心は想像以上のものがあつたであらうと思ふ。抗州灣上陸以後は、敵軍の指揮系統の中樞を衝くといふのが眼目であつた。事實は又大體その通りになつた。上海方面から無數の支那兵がどつと雪崩を打つて逃げて來る。丸で天津波のやうである。いかに皇軍とて寡兵を以てこれに正面から立ち向つては、津波に浚はれてしまふ。そこで一寸、難を避けて附近の山へ登つた。夜分であつたが、山へ登つたつもりで一夜を明かして見ると、驚いたことには支那兵も一緒にその山に登つてゐるではないか。又これは部隊長から聞いた話だが、蘇州へ／＼の追撃戰の際、自分とから日本軍と支那軍と一緒に來るのが見える。日本軍も連日連夜の疲勞で殆んど目も眩むばかりであつたのだ

## (三)

が、支那軍の指揮系統がいかに亂れてゐたか、それでも判らう。これが南京が思ひの外早く陥落した所以である。

南京攻略については、私は今次事變における美談中の美談とも稱すべき壯烈な話を直接戦線の將校から聞いたので、序にそれを御紹介しよう。いよ／＼南京をといふ段となつて、皇軍は〇〇團相前後して南京を目指して進んだ。〇〇月〇日には朝香宮殿下が御繰込みになり、翌日には松井軍司令官が到着した。そして〇〇月〇日を期して總攻撃を開始しようといふわけであつた。尤も當時の新聞にもあつたやうに松井司令官は戦はずして敵を屈伏せしめようとしたのであるが、若し敵がそれを肯んじない場合には〇日の正午を合圖にとつと火蓋を切らうといふ手筈になつてゐた。美談の主といふのは例の〇〇部隊の伊藤〇〇とその傳令使のことであるが〇〇部隊は前日に敵の後方に進んでゐた。その時支那の戦車が三臺、狭い田圃路を通つて來たが、兵を銃劍で突き殺して戦車三臺を鹵獲してしまつた。しかし南京までには、まだ四五里の距離があつた。陣地も二三段はあつたらしい。だが、直進又直進、敵の歩哨を

突き刺すと、敵兵は黙つて陣地を通した。各位も恐らく劍道を重んぜられてゐらるゝことであらうが、日本兵の銃劍は、敵にとつて餘程の恐怖らしい。支那兵が逆襲して來る武器は主として手榴弾である。三十五米位先きまでは届くから遠くから無茶苦茶に投げて來る。しかし日本軍は、將校が先きに立ち、兵は銃劍を構へ、イザとなると一氣に突撃を始め。さうなると支那兵は、もうとからだめらしい。合掌してどうぞお助けをいつた風をする。敵兵が日本兵の銃劍を恐るること虎よりも甚しいものがある。よく街々や道傍などで見受ける事だが頬骨の張つた日本兵が銃劍を構へてイザ來いといつた格恰を描いたポスターなどがよくぶら下つてゐる。そんなわけで、道々兩側に立ち並んでゐる敵の歩哨を突き殺しながら、丁度〇〇月〇日の夜明頃、〇〇部隊の先鋒は、南京を目の前にした城壁の直下にまで到着した。そこに丁度島のやうになつてゐる空地があるので、そこへ我が兵隊は入つた。その第一線の兵を指揮してゐるのが即ち伊藤〇〇であつたのである。後方には支那兵が澤山をり、兩側には敵の機關銃が据ゑてある。

陣地の下にはトンホールが掘つてあり、光華門に到るまでの道路には鐵條網が堅固に張り廻らされてあり、塹壕が築かれてある。〇日正午に一齊に火蓋を切つた。幸に部隊には山砲〇門があつたので、百發百中、見る／＼門扉が飛び、土囊が崩れて行くのが、硝煙の間からよくすかして見える。鐵條網は機關銃で破壊してしまつた。午後五時頃となり、伊藤〇〇は、前面の敵状を見て、突撃の命令を發した。山脇〇〇を先頭とする十數名の兵が、矢庭に門のアーチの中へ飛び込んだ。相當の負傷者も出たのだが、この事は、松井司令官から直に東京へ電報された。續いて葛野〇〇の一隊が突撃したがその時無電があり、光華門の突撃天聽に達せりと。すると伊藤〇〇は感極り、自ら門内へ突入し、汝等の光華門突入天聽に達せり、一步も退くを得ず」と大音聲に呼ばはつた。突入部隊の士氣頓みに上る。夜の八時九時頃となると、敵の装甲車、戦車等が盛んに逆襲して來る。或は材木に火をつけて投げかけて來る。我は寡兵である。惡戰苦闘は想像に餘りある。その中にも、伊藤〇〇は一々點呼を始めた。葛野〇〇をるか、山脇〇〇を

るか、兵は何人ゐると。多くは敵弾に仆れ、残つてゐる兵は何と〇〇名位のもの偶々部隊長から電話があつた。これは中尉の人が私に直接話してくれたことであるが、その時、伊藤〇〇が電話にかゝつた態度といふものは、死に直面してゐる人とも見えず、實に平然たるもので、語調一つ亂れずに部隊長に對し立派に報告を終へたといふことで、これには部隊長も非常に感動したといふことである。する中電話が切れたので、伊藤〇〇は、傳令を三百米後方に在る部隊長の許へ送つた。傳令が到着すると部隊長は大に喜んで、恩賜の酒を水筒に受け、一番乗りの乾杯を擧げた。傳令は夜中、砲聲股々たる中を部隊長の許へと道を急いだ。不幸、途中迫撃砲の破片に中つて負傷し道に倒れた。何養つと起き上らんとしたが致命傷なので、恩賜の酒の入つた水筒をしつかと右手に握りしめたまゝ、その場に戦死した。傳令の歸るのを待ちかねてゐた伊藤〇〇も、その少し前にとり

方面から城壁へ上り、〇〇部隊長も〇〇日の午前三―四時に始めて城壁の上に入り、一同萬歳を三唱したのであつた。私が行つたときは、丁度伊藤〇〇の供養塔が出来たときで、部隊長は傳令が最後まで手に握りしめてゐた水筒を塔前へ供へて、厚くその英靈を弔つた。かうした名譽ある記念品は、振天府か何かに收藏をお願いして然るべきものではないかと思ふ。私は伊藤〇〇が自ら指揮し、且つ戦死した場所といふのも見て來たが、その邊は敵弾の集中する實に危険な場所である。屢々安全な場所へと部下がすゝめても、〇〇は肯んじない。私は當時、依頼されるまゝに、湊川神社の楠公碑になぞらへ「嗚呼忠烈伊藤〇〇殿戦死跡」と書き、墓標を建て、來た。伊藤〇〇は、勇猛にして温厚、この前の上海事件には片眼を失ひ、今回は一死報國の鑑となつた。後、勳三等功三級に敘されたのも尤もな次第の事であると思ふ。ひとり伊藤〇〇に限らず、この種的美談は他にも澤山あるだらう。しかし偶々私がその戦死の跡を弔ひ、又いろ／＼聞かされたことも多いので特に感が深い。こゝに敢て御紹介する次第である。

次には徐州會戰であるが、この會戰には支那側に大いに宣傳を行つて、日本軍も苦戦はしたが、何しろ寡を以て衆に勝つといふのが日本軍獨特の伎倆である。臺兒莊の戦ひの如きは、後で見ると、日本軍は二十倍の敵軍に包圍せられたのである。死中に活路を求むるのは唯押しの一手段があるのみである。肉弾を以て敵中へ突入すると、敵は防勢に立つ。そこをワンと押すのである。あの時の戦は皇軍の誘道的戰略の典型的なものであつた。元來包圍攻撃は戰略上敵の三倍の兵數を要するといふのが原則であるが、日本軍は僅か三分の一の寡兵でこれに立ち向つた。そして一方口を開けて敵兵の進路をつくつておく。蔣介石が黄河の決潰といふ暴舉を敢てし、數十萬の農民を塗炭の苦しみ陥れたのもそのためである。皇軍の進撃が一時停頓したのは已むを得ないことであつた。

(四)

次で〇〇軍を集中し、海軍の遼江部隊と互に連絡を取りつゝ、一は江北から一つは江南から、武漢三鎮へと向つた。江南の戦争で一番苦心したのは廬山附近

の戦ひであらう。廬山附近は敵の最も重視した地點で南昌から徳安にかけて中央軍が固く守つてゐた。長江の遡江部隊の苦心は又並一通りのものではなかつたのであるが、敵はゲリラ戦で側面から之を脅威しようとする。それをやらせまいとする。恐らく陸軍と海軍とが最も緊密な連絡をとつて、最後の功績を擧げたのは、廬山附近の地上攻撃があつたからである。つまり敵の據點を衝いたのである。江北の戦争は京漢線から大別山の分水嶺に達するあの長い間が苦難の連続であつた。畏くも東久瀨宮殿下には、江北軍を指揮せられ、江南の一軍と相呼應して、目ざましい御活躍を遊ばされたのである。

更にバイアス灣上陸についての作戦と準備とは實に驚嘆に値するものがある。本来ならば殆んど不可能のことなのである。英國の軍艦の如きが若しこれを知つたならば、敵對行爲はせずとも、妨害しようと思へばいくらでも妨害が出来たのである。しかし英國ではホンの目の先きのことながら全く探知してなかつた。これより先き、漢口へ／＼との宣傳が利いて、廣東へ行く餘力はなからう、漢口が

陥ちれば廣東へやつて来るだらう位に、英國艦隊あたりでは見込んでゐたらしいのである。又さう考へるのが定石なのである。しかるに十月〇〇日朝日本軍はバイアス灣に上陸、廣東へ／＼と進んだ。〇〇日には増城を占領した。廣東はもう持てないといふことに決つた。當時蔣介石は香港へ飛んで行つたとか傳へられたが、恐らくこの時は蔣としても軍事上の一大轉換期であつたであらうと思はれる。しかも當時は、江北の我が部隊はすでに大別山脈の分水嶺を進んで、武漢三鎮を眼下に見下してゐた。蔣介石は以上の形勢を見て、すでに漢口放棄の決心をしたものであらうと思ふ。蔣介石の作戦としては日本軍と一か八かの決戦をすることを避けてゐる。先づ中央軍を第一線の各要點に配置し、中間にその他の雜軍を置き、そしてその後方に中央軍を配置しておく、これはいはゆる警備隊である。第一線が破れたとなると、第一線の中央軍並に雜軍等は多く戦死するかもしれないが、それと共に蔣は第二線の中央軍をさつと引き上げてしまふ。そして外國から輸入した兵器、飛行機等は、全部これを残りの中央軍に與へる。それ故蔣

介石は、連戦連敗の割には、部下の中央軍を失ふことが少く、今日尙ほ支那軍閥中最大の兵力を擁してゐる。一方、他の將領達の財産等はみな自分の手中に握つてゐる。蔣介石が今尙ほ對日抗戦を叫んでゐる所以の一つである。

(五)

右は今事變の現況であるが、將來はどうなるか。取り敢へず武漢攻略の延長戦として、宜昌、長沙等を中心として多少の戰鬪行爲が豫想されるが、それも年内には日本軍の手に歸するであらう。次では上海、福州、厦門の海岸線と、粵漢線とに包まれてゐる範圍を支那新政府の勢力下に置くことも必要であらうが、戦はずしてこれを能くし得る方法があれば一層頼もしいことである。治安工作は勿論一日も怠つてはならぬがそれには相當の日子を要することであらう。右は私個人としての考へであるが、私は又、個人として山西省の西に在る陝西省をも何とか皇軍の手によつて適當な整理を行つて貰はねばなるまいかと考へてゐる。何人も知る如く陝西省にはソ聯が、支那赤化の本部として巢を構へてゐる。支那共產軍

那の傳來思想も全く戸惑ひするであらう。それに第三國の宣傳や後押しなどによつて、何でもかでも日本が悪いとする。日本を侵略國なりとして抗日、排日の思想を若い青年達の間植ゑつけやうとする。しかしながらよく考へて見ると、日本程他民族に對して寛大仁慈な國が他にあらうか。私は臺灣にも度々行つて見たが、臺灣の民族は實に幸福である。日本の東北の或部分の人々よりも幸福である。朝鮮とても同様である。今日の臺灣人、朝鮮人は、支那の治下にゐたり、苛政に苦しんでゐた時代に比すれば、比較にならぬ程幸福である。では、現在英國の支配下に在る印度とかその他の國はどうであるか。同じ英國の植民地の中でも、同人種は別であるが、異人種となると、全く人間の扱ひを受けてゐない。印度民族の如きは、丸で牛馬にもひとしい待遇を受けてゐる。これに反し日本は、畏くも 明治天皇の大御心に基く統治大方針により、新附の民に對しても一視同仁の態度をとつてゐる。若

し神様の目的が、人類に幸福を授け、平和を與へらるゝものとすれば、支那の領土であつた臺灣人(支那人)よりも、日本の領地となつた臺灣人(支那人)の方が遙かに幸福で、平和であるだけに、それは神意に合するものといはなければならぬ。これは私が先日聞いた話であるが、蔣介石は事變以來、臺灣人の生活に非常に注目したといふことである。といふのは、若し臺灣人が日本の施政に對して不平不満を有つてゐるものとすれば、これは外國等に對して日本を誹謗するよい口實となり資料となる。しかるによく調べて見ると、臺灣人は日本の統治下に歸してから、大體において平和と幸福を享受し、不平不満を訴へるものがない、と結論に到着して、蔣介石は頗る失望したといふのである。成程蔣介石としては考へさうなことである。元來臺灣は、賠償金の代りとして先方から提出して來たものであり、それを日本が金をかけて育成し來つたものである。日本の臺灣統治の如きは、實に世界に比類なき模範的

のものであるといつてよからう。私は少年時代から南洋その他における白人の植民地といふものを見て來たのであるが、一つ人種が違ふとなると實に惨めなものである。搾取され、壓迫されて、人間としての存在を樂しんでゐるものなどは殆んどない。ひとり日本のみは、一度日本の領土に歸した以上、先づ新附の民の幸福といふことを考へる。これがいはゆる皇道精神の大切な一つの現はれであると思ふ。今日日本は支那と戦争をしてゐるが、弱い支那を叩きつけ、支那の民衆を苦しめるなどといった考へは、日本人には絶對にないと思ふ。その眞旨は畏くも御詔書や又政府の聲明等にもよく現はれてゐる。日本はいかなる場合にも大義名分に依らずして起つといふことはない。しかし一度起つた以上、擧國一致その目的を貫徹せずしては已まない。これ今大事變が聖戰といはれる所以であり、又聖戰程恐ろしいものはない所以である。

(二)

私は今年の四月に中支の戦跡を訪ねて見た。恰も徐州大会戦が始まらうとする直前のことであつた。船は揚子江を遡り、支流の黄浦江に入つて上海に着いたのであつたが、私は一昨年、事變の未だ始まらない以前に見た上海とは非常に變つた上海をそこに見出して、當然のことではあるが、一種の感に打たれたのである。黄浦江の川面一面には日章旗が飄つてゐる。カーキ色の軍人が忙しさに道路を右往左往してゐる。言つて見れば大上海が一切日本色に塗りつぶされてゐるのである。一昨年行つたときは、旗といへば多くは青天白日旗、又少し良い船といへば、英・米・佛・獨等のそれであつた。中でも英國が一番羽振りを利用したてゐた。たつた二年近くの中に、英國色が日本色に變つてしまつたのを見て、私も感慨に堪へぬものがあつた。上海港の日本棧橋の側には、日章旗を翻へした日本總領事館があるが、そのすぐ間近の江上に、堂々たる雄姿を浮べてゐるのは、長谷川司令長官の座乗してゐる旗艦出雲

である。上海戦争の際、支那軍が最もその攻撃の目標としたのは、總領事館と、旗艦出雲と、それから海軍陸戦隊の本部とであつた。その野ざらしになつてゐる三つの建物を目標として、敵の飛行機は晝夜を分たず、上海の上空を襲つて來たのである。最近でこそ、我軍は敵機千數百臺を撃墜してしまつたといふやうなことが報ぜられてゐるが、當時は未だ優秀を誇る敵機がたしかに七八百機はあつた筈である。八月十四日などには、無数の敵機が翼を連れ、空を掩ふて飛んで來て、以上三つの建物を破壊し去らんと努めたものである。しかしながら旗艦出雲には一弾も中らない。僅に總領事館の一部に多少の損害を受けたのみで、陸戦隊の建物は立派に持ちこたへた。支那軍は、英佛の蔭にかくれて出雲に水雷を放つたが、それもモノにならない。恰も敵弾は心ありやなしや殊更に三つの建物を除けて通つたかの如き觀があつた。神護といはうか、天佑といはうか、元寇役の昔も偲ばれて、私は「日本に對しては何

物もこれを侵すことが出来ないのである」といつた信念を有つたのである。又皇軍の將兵達も、我等の身體、我等の軍隊には天佑神護があるといふことを深く信じてゐるといふことを、各位にも御含み願ひたいのである。

上陸して戦跡を見歩くと、昨年十月三十日に爆破され、戦後約半年も経つてゐる例の四行倉庫の如きは未だブス／＼と燃え燻つてゐる。海軍の人に訊くと敵の死體が三四百もあるのだ、まだ燻つてゐるのであるといふ、又これも海軍の人の話であるが、海軍陸戦隊は實によく奮闘した。第一線が危くなつたとき、司令官は參謀長に「第二陣地を作らう」といつた。すると參謀長は言下に「いや、それは已ませう」と答へた。「そんなら已めやう」と司令官はキツパリ同意した。參謀長といふものは、軍略を練つて、萬全を期するのがその役目であるのに拘らず「已ませう」といふ。つまり萬一第一線が破るれば、第二線をつくるまでもなく、自分達自身が進んで埋草にならう

の據地は陝西省の延安といふ土地である。この據地を屠れば、共產黨も大に活動が不便とならう。同時に陝西省は石油の産地として非常に有望視されてゐる。英・米等でも夙にこゝに目を付け以前から調査を行つてゐる。石油は案外に出ないなどいつてゐるがそれは臭い。従つて戦線が陝西省へまで擴大されることは十分に豫想される。だが日本は一體何處まで蔣政權を追ひつめればいゝか。宜昌、長沙はいゝとしても、雲南や西藏まで追つて行くのは厄介だし、又その必要もない。後始末は新政府を助けてやらせるのが一番いゝと思ふ。しかし新政府は兵力を有たないから、治安維持のため日本軍が當分駐兵してゐなければなるまい。蔣介石は何といつても支那第一流の人物で、十ヶ年培つた勢力は没落の一途を辿りつゝも、未だ相當固いものがある。恐らく新政府をして、指揮官から兵士までを養成して相當の兵力を蓄へしめ、健全にして實力あるものたらしむには、あと二十年の歲月を要すると思ふ。それまでは、日本の嚴然たる長期駐兵を必要とするであらう。半永久的の兵營を支那の各地に設けて、治安工作に任ずるの外途

はあるまいかと思はれる。同時に、日本海をして、完全なる意味においての、文字通りの日本海たらしめなければならぬ。ソ聯と萬一事を構ふるが如きことなければ幸ひであるが、一があたりとすれば、一番モノをいふのは滿蒙と日本海である。すべて戦争の場合には敵の弱點を衝く。東京の空は日本の弱點である。二十年の間には、それを覺悟してこれに準備するところがなければならぬ。新聞を見ると、ロシアの教育を受けた裝備完全な五千の支那兵が新疆に現れたといふやうなことが傳へられてゐる。果して然りとせば、滿洲事件の際日本へ歸順しなかつた馬占山の兵がロシアへ逃げ込んで、それが又出て來たのではないかとも想像される。外蒙古はもう事實上ロシアの領有に歸してゐる。しかし内蒙古は今時事變にも日本軍と協力して戦つてゐる。徳王一行も日本を訪問して來たやうなわけである。内蒙古といへば成吉思汗を想ひ出す。成吉思汗が源義經であるかどうかは知らないが、成吉思汗の血は今蒙古人にも流れてゐる。その騎兵の勇取なことは、昨年參謀總長宮殿下からも御褒めの言葉をいたゞいてゐる位である。歐洲ではロイド・ジョージやハミルトンなども大に恐れてゐる。その蒙古と日本とが協力するといふことになれば非常な強味である。東部蒙古から新疆まで東西六七百里に亘る地域が成吉思汗の血を蘇らせ再建國の情熱に燃ゆることになれば、日本にとつても非常な強味である。防共の大防壁となつてロシアは殆んど死命を制せらるゝであらう。蒙古が頑張ればロシアは南下の路を絶たれる。若し轉じて北へ向へばシベリアは脅威を受けるであらう。蒙古の將來こそ將來大に刮目すべきものであり、日本と重大の關係がある。蒙古の建設は、支那と切りはなして別の意味において重要な意義がある。

日本が東亞の平和と幸福とを希望するならば、又それ故にこそ今次皇軍が蹶起したのであるが、蒙古の問題は決して一日も忘れてはなるまいと思ふ。要するに、武漢攻略戦は或ひは未だ繼續されるであらうし、同時にいはゆる長期建設のために日本は最善の努力を拂はねばならぬのであるが、同時に防共といふ大使命を有つてゐる。眼を支那の北方に向けなければならぬ所以である。

# 刑務協會の武漢陷落祝賀會

前號に報道した通り、刑務協會では武漢三鎮陷落の翌日、十月二十八日午前十一時半より協會第一講堂において武漢陷落祝賀會を舉行したが、秋山刑務協會々長、芥川同常務理事、安達、河邊兩書記官、日沖、吉田兩事務官、伊藤、大原兩主事以下協會職員一同並に刑務官練習生等參列、秋山會長より左の挨拶ありたる後、一同起立して愛國行進曲を唱和、更に會長の發聲にて 天皇 皇后兩陛下の萬歳を三唱し、簡單なる祝杯を交して、正午閉會した。尙ほ練習生は午後休講、靖國神社へ參拜した。

國民一同が待ちかねてゐた武漢三鎮の攻略も昨日午後五時半に至りいよ／＼皇軍の手によりそれが實現するに至りましたことは、誠に御同慶に堪へない次第であります。先きには廣東を攻略して世界戦史にも殆んど類例を見ない

程の非常な大成功を収めたのでありましたが、今又矢繼早にこの喜びの日を迎ふるを得ましたのは、偏へに陛下の御稜威のしからしむるところであります。同時に出征皇軍將兵の忠烈、果敢な行動に因るものであることは申すまでもないことでもあります。勿論私共銃後の國民としても、遠からず今日あることは十分豫想してゐたのであります。しかしながら、恐らく今次事變を通じての中心的決定戰である筈の武漢攻略戦がかくも速に皇軍の大捷に歸せうとは全く以て思ひも及ばなかつたところでもあります。今更のことではありませぬが、皇軍の向ふところ殆んど敵なく、その神速、果敢なること、ひとり私共國民のみならず各列國といへども唯々驚嘆の眼を瞪るの外はないやうであります。とは申せ、事こゝに

至るまでは、前線の皇軍將兵がいかに辛楚を嘗めて來たか、又いかに苦闘を續けて來たか、實に想像に餘りあるところでありまして、その點私共國民としては、ひたすら感謝感激の情あるのみであります。殊に今回の作戦距離は極めて長く約六百五十キロにも互つてゐて、大體ナポレオンのモスコイ入り當時のそれに比すべきものであるさうですが、歐洲における作戦距離が、大約五十キロを以てその標準としてゐるといふことを一方承つて見れば、前線將兵の勞苦の程が今更ながらに偲ぶるのであります。刑務協會が、皇國のこの記念すべき喜びの日を迎へて、心ばかりの祝賀式典を擧ぐるにつきましても、先づ護國の英靈となられた諸勇士に對しては勿論、その他の前線各將兵に對し、深甚なる敬意を表しなければならぬことゝ存じます。

武漢三鎮は地圖を開いて御覽になれば

すぐ御判りになるやうに、大體支那の中心を占し、長江の流れの略々眞ん中程に位し、しかもその周圍には數多の湖などがあつて、水陸共に交通は四通八達、又漢口には一萬トン級の船が自由に入出出来るといふやうに、言はゞ支那の心臓部をなしてゐる最も重要な地點であります。ですから昔から、武漢三鎮を手に入れば、支那に號令することが出来、反對にこれを失へば、支那の中央部からは驅逐されてしまふといふのがその運命となつてゐるといはれてゐる位であります。それ程重要な土地を失つた蒋介石としては、恐らく今後没落の一途を辿るのみでありませうが、それだけに又この要衝を攻略した皇軍の赫々たる武勳と、國威の發揚とは實に目ざましいものがあるの

目的は要するに東亞永遠の平和を確保し、東亞民族の眞の幸福を實現することとに在るのであります。それがためには今後といへども或は戦果の擴大が更に必要とされるかもしれせんし、何がさてその後始末が實に容易なものではないと考へらるゝのであります。軍事行動以外若くは軍事行動と並行して、政治工作、經濟工作等に關し、この先き幾多の難關に遭着するものと覺悟してゐなければならぬのであります。前線、銃後ともに、國民は尙ほ多大の犠牲を拂ひ、幾多の難苦に堪へて、聖戦最後の目的を貫徹するため、

奮闘努力しなければならぬと思ふのであります。武漢三鎮の攻略は、勿論、軍事上劃期的の一收穫たるを失はないであります。が、しかし國民は、この機會においてむしろ從來にもまして一層精神を緊張せしめ、今後直面すべきいかなる困難にも堪へ、且つこれを克服して行くだけの決心がなければならぬと思ひます。何卒諸君も、右の趣旨をよく理解されて、各自の御職務に精勵されんことを希望いたす次第であります。以上簡單ながらこの祝賀式に當り、所懐の一端を披瀝した次第であります。

# 刑務協會茶話會

刑務協會主催の恆例茶話會は十一月十二日(土)午後二時より、協會第一講堂において開催、貴族院議員男爵淺野良逸陸軍中將の「今次事變の現況とその將

來」と題する講演(別項記載)があつて、一同事變に對する認識を一層深くしつゝ、茶菓を喫し、例の如く和氣藪々裡に四時散會した。當日の出席者は左の通りであ

ては、これを以て事變に一段落がついたものとして氣をゆるしてゐては大へんな間違ひであると存じます。聖戦の

る。

岩村次官、織田大審院判事、丸控訴檢事、(行刑) 秋山局長、芥川衛生官、安達、河邊兩書記官、日沖、吉田兩事務官、野崎重雄、榎本高義、土谷正光、松山憲太郎、三角節藏、横山和義、中克巳、松本貞夫、飛田重雄、荻生治雄、嶋田幸治、(府中) 武子喜久治、源數一、大武鐵四、(小菅) 伊江朝睦、高橋福治郎、吉田義治、(豊多摩) 木下榮樹、土橋惣太郎、加藤專精、山名演暢、西明秋晃、山下存行、(東京拘置所) 森口藤松、山田寛、山根信松、日高長一、石岡利男、高橋一男、橋本二三、木井武雄、堤武男、齋藤太郎、高城守人、(横濱) 渡邊治三郎、村松萬壽治、村田義格、荒木勝美、佐々木岩藏、飯田三子雄、淵上勉、齋田貴司、高田清治、神原虎雄、(水戸) 中尾文策、田中幸信、市川鴻章、片根午之介、石川憲、加藤米作、小田野秀義、大内綱吉、野手甚之助、(千葉) 本間賢吉、佐藤忠一、松本芳

松、黒田賢雄、後藤修治、石渡定吉、立崎光、鈴木元市、(甲府) 渡邊清次、信本教圓、深澤頼正、丸山武雄、米山清重、(宇都宮) 大森佐登美、大森繁、千葉新一、川下辰雄、菊池友一、(静岡) 齋藤宇作、金木浩、(前橋) 小鮎房吉、中村久助、(新潟) 塚田末太郎、(川越) 寺光忠、川上光治、原島留吉、岩堀徳太郎、岩崎喜三郎、(少田原) 根田兼治、中村理三郎、宇野勇、(八王子) 青柳彌録、鈴木環、山口良英、長田弘義、濱中榮一、(栃木) 藤川よき江、(其ノ他) 石渡安躬、和田岩雄、香川又二郎、金澤公炳、末光柴平及び刑務官練習生

## 行刑研究會創設

十一月十日刑務協會理事會に於て左記の如き目的と、機關を有つ行刑研究會の創設が決議され、同十四日會長、副會長、委員各位を委嘱す。

### 行刑研究會規則

- 一、行刑研究會ハ刑務協會長ノ諮問ニ應シ行刑事業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事項ヲ調査研究ス
- 二、行刑研究會ハ會長一名副會長一名及委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 三、會長ハ刑務協會長、副會長ハ刑務協會副會長、委員ハ左ニ掲クル者ヲ以テ之ニ充ツ
- 一、刑務協會理事
- 二、行刑局高等官
- 三、刑務所長
- 四、學識經驗アル者

前項ノ委員ハ第一號ニ掲クル者ヲ除クノ外刑務協會長之ヲ囑託ス

### 四、會長ハ會務ヲ總理シ調査研究ノ成績ヲ刑務協會長ニ具申ス

會長差支アルトキハ副會長ニ於テ會長ノ事務ヲ取扱フ

### 五、諮問セラレタル事項ヲ調査研究スル爲行刑研究會ニ左ノ四分科會ヲ置ク

- 第一分科會
  - 第二分科會
  - 第三分科會
  - 第四分科會
- 第一分科會ニ於テハ收容、拘禁、戒護、釋放、收容者ノ處遇、領置ニ關スル事項ヲ調査研究ス
- 第二分科會ニ於テハ作業ニ關スル事項ヲ調査研究ス
- 第三分科會ニ於テハ收容者ノ教誨、教

育、賞罰、信書及接見、假釋放少年ノ處遇、詭激思想抱懷者ノ處遇ニ關スル事項ヲ調査研究ス

第四分科會ニ於テハ給養、衛生及醫療並ニ死亡ニ關スル事項及收容者ノ異同識別、健康診査及心理考査、高齢者並ニ心神異常者ノ處遇ニ關スル事項ヲ調査研究ス

分科會ハ主査一名分科會委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

分科會主査ハ行刑局課長ニ之ヲ囑託ス

分科會委員ハ行刑局、在京刑務所職員中ヨリ之ヲ囑託ス

### 六、行刑研究會委員ハ各分科會ニ出席シ得

七、分科會主査ハ必要ニ因リ適當ト認めタル者ヲシテ其分科會ノ會議ニ出席セシムルコトヲ得

前項ノ場合分科會主査ハ之ヲ會長ニ



練習生見學記

八王子少年刑務所並多摩少年院見學記

帶帶刑務支所 能登谷助男

待たれし八王子少年刑務所並多摩少年院見學日、それは菊花一入薫りそゞろに冷氣を感じる十一月八日、即ち漢口陥落直後、嵐の如き國家を擧げての感激と熱狂の裡に在りて皇軍の意氣益々軒昂國民の緊張彌増し蔣政權没落への重大時局下に於てあり、將又吾等練習生も入所後既に過半を経て受験準備に愈々其の熾烈さを展開せんとする刹那でもある。

前日大森先生より詳細なる指示を受けたる如く午前八時東京王新宿驛に集合す。然るに此の頃前日の好晴に反しどんよりとした降るみ降らずみの秋空に張切つた気分も何處へやら大雨にならねばと懸念しつゝ各自雨具携帯、總員七拾名、同

八時十五分電車の人となり慌しい都會生活の重壓下より次第に逃れ靜かな郊外の自然美を滿喫しつゝ行く事約一時間、片倉城趾なる小驛に到着せり。

驛頭に立てば西南方に見ゆる連峰の遙か彼方に白雪豈々たる靈峰富士の山頂くつきりと聳え、誠我が國民性を表徴するが如き壯嚴無比の聖姿、其清楚なる感覺に思はず「嗚呼富士山だ」と暫し感嘆の情禁じ得ざるものあり。

斯くて途中急坂曲折の個所に「右は地獄左は極樂」なる立札あり、事故防止に効果的價値百%なるを感じ、附近の秋色深き景色に見とれつゝ前進恰も此時陽光差出で秋空高く聞ゆる爆音こそ吾等を歓迎する飛行機ならんか。

其の勇姿洵に颯爽たるものあり、程なく八王子少年刑務所に到着す。木造瓦葺の廳舎で四圍に板塀を繞らし古い建築様式に屬す。事務室を通り左側構内清淨の個所に日本精神の宣揚並崇祖思念涵養の源泉たる森嚴極りなき遙拜所

を拜し、階上教誨堂に招じ入れらる、時に午前九時四十分。

青柳所長殿より當所は心神耗弱少年受刑者を收容する特殊刑務所であるが、創設以來日尙淺く未だ之が試練の途上にあり、行刑の効果を擧げんとするには尙幾多の工夫と改善とを要する、古語に曰く「古き革袋に新しき酒を盛る時は酒は濡れる」と云ふ事があるが當所の受刑者を此の酒に譬へるならば收容施設は即ち古き革袋に相當して居る。酒を濡さぬ様にするには新しき革袋が必要であるが如く當所の施設も亦尙改善の餘地が充分あるのであるとの簡にして實に要を得たる御挨拶あり。

次で津島醫務課長より同所の沿革、拘禁の狀態並現在の處遇方針等に付き懇切丁寧なる御説明を拜聽する所に依れば「同所は大正十年十月丙種受刑者を拘禁することになり、兇惡不良囚を集禁せるも關東大震災後心神耗弱の少年受刑者を收容する事となり、大正十五年十月行甲

第一五〇二號司法大臣訓令並其後の訓令

に依り移送區分追加擴充せられ、現在に於ては東京、宮城、名古屋の各控訴院管内刑務所より十八歳未満の者並十八歳以上の初犯者にして之に準じて處遇を爲すべき者の中、心神耗弱者と認められたる殘刑期五月以上の者及前記以外の刑務所にて右に該當する者と認め本省の認可を経たる者を收容するのである。然して茲に所謂心神耗弱者とは一見病名の如く思はれる向あるも之は刑法學上責任能力を規定したる言葉にして神經衰弱等とは異り、精神朦朧の裡に思慮分別なく犯罪を犯すに至りたる如き者、即ち刑法第三九條及第四十條の適用を受け刑を減輕せられたる先天的後天的の精神缺陷者で、一般の規律は勿論作業等に於て甚だしく苦痛を感じる結果、些細なる事にも昂奮し逃走を圖り、又は他人に危害を加へ若くは器物を損壞し、自殺を圖る等危険極まりなき魯鈍、痴愚、癲癩、病的な人格者、早發性痴呆、小兒型體型、腦炎後の性格

異狀者にして一般少年受刑者と同一處遇を爲し得ざる者を謂ふのである。従來之が處遇方法は各々其の病名に分類して爲されて居たのであるが、それは恰も大學生と小學生を同一に教育すると同じく完全なる効果を擧げ得ざるのみならず、却つて諸種の弊害を伴ひたる爲め現在に於ては耗弱の程度に従ひて之を輕、中、強の三階級に分ち、一般少年受刑者を百と見て輕は七〇、中は五〇、強は三〇と看做し、規律維持に於て又は作業の督勵、懲罰執行等に於ても右の割合に基きて之を實施し居り漸次其の効果を擧げつゝある。

作業は他所の如く收益の増高、作業能率の向上は見込なく、専ら本人の性格耗弱の程度に従ひて農業、紙風船、袋貼の如き極めて簡易なるものを課し、適切な作業療法を施し、又朝のラヂオ體操及午前午後の二時間に互り機械體操、野球、フットボール、相撲、ビンボン等の運動娛樂を爲さしめて團體協同性の涵養に

努めて居る。尙同所收容者の教育程度は幼稚園より高等二年位迄であるが爲め、看讀書籍も亦之に準じ、且つ其の教育方法としては嫌厭の念を抱かしめざる様珠算讀方等を吹込みたる「レコード」を補助手段として用ゐて居る」と。吾等は此の詳細に互る醫務課長殿の御説明に依り得る所渺ならず。

次で異狀者數名に對し實證的實驗を行はれたるに、姓名を書けざる者、問に對し明答し得ざる者、物の識別力、判斷力乏しき者、發音不明瞭なる者、自己の歸住地、釋放日すらも知らざる者あり、吾等は此の餘りにも想像以上なる状態を見るに付け、彼等に一掬同情の念を禁じ得なかつたと共に同所職員の辛勞又大なるを痛感せしめられた。

斯くて晝食を濟せ先づ收容者の作品を見る。其の幼稚にして何等技巧なき晝畫に一人感嘆を深くし、又犯罪精神病學的醫學、心理學的に其の個性識別及精神能力を測定する人體測定器、空間辨別器、

握力計、學習力検査器、記憶力検査器、運動速度検査器、計數叩打器、反應速度検査器、選擇力検査器、構成能力検査器、作業速度検査器、觸覺計、視觸覺辨別器等近代科學の粹を集めたる諸器具の完備せるに感嘆しつゝ、階下居房、工場、教室を経て居房裏構内空地に至る。恰も此の時午後の運動時間であり收容者が野球試合をして居た。攻防秘術を盡し技を練つて居る様は一見何等普通人と異らざるが如くである。

次で炊所、娛樂室、病舎、醫務所を一巡したが居房は獨居三〇房、雜居二八房工場三棟、病舎隔離室一棟にて總員二百三十餘名を收容するには甚だ狭陋且つ其の設備も極めて小規模にして、頭初青柳所長殿の言はれたる通り古き革袋たるの感を如實に物語つて居る。

所内の參觀を終へ同所廳舎玄関前に於て紀念撮影後特に吾等に種々御厚配を下されし青柳所長殿、醫務課長殿外職員各位に滿腔の感謝を捧げつゝ、同所を辭して

第二のコース多摩少年院に向ふ。

其れより曲折せる田舎道を進む事數町四圍に籬を繞らし廣大なる農耕地を有する多摩少年院に到着す。

茲は八王子市外由井村小比企の丘上に在り西に富士の靈峰を仰ぎ東に多摩の清流を望む。土地高爽にして風物雄麗加ふるに多摩御陵を里餘に拜し誠に塵寰を絶するの勝地である。

一行は肅酒なる應接室に通され茶菓の接待を受けつゝ小川院長殿より同院の沿革、目的教養方法等に付き詳細なる御説明を拜聽す。

同院は大正十一年四月少年法及矯正院法實施せらるゝや現在地に創立せられ、大正十二年六月建築竣工、同七月始めて院生を收容今日に至りしものにして、其の目的とする處は滿十八歳以下の少年にして刑罰法令に觸るゝ行爲を爲したる者、又は之を爲す處ある者の中特に少年審判所より送致せられたる者及民法第八百八十二條の規定に依り入院を許可した

る者を收容し嚴格なる規律の下に教養感化して其の異常性を矯正し、且つ其の生活に必要な實業を練習せしめて社會生活の規矩に順應せしめる爲であるが、之が教化の方法としては修省寮及學寮を設け所謂寮舎教育を施して居る。

即ち新入生は先づ之を修省寮に收容し一室に靜座せしめて自己反省の機會を與へ、専ら荒める心情の鎮靜と安定を促し其の間に於て心身性、行、學力、技能等諸般の考査を行ひ院長の凱切なる誨告を経て學寮に移すのである。

學寮は之を三階級に分ち、第一學寮より成績の向上に従つて漸次第二、第三に進級せしめ最後に假退院を許可するのであつて、各學寮には寮長一名副寮長一名を選任し職員指導の下に健實なる寮風樹立に努めしめ、且つ學科教育は小學校乃至中等實業學校程度の學科を修習せしめ、殊に精神薄弱者の爲めには特殊學級を設けて智能の啓發、徳性の涵養を計る一方嚴格なる規律の下に體操、教練、軍

事教練、秋季野外發火演習等を施行して居る。

又實科教育は之を園藝と工藝の二部に分け園藝部は農作、園藝、養畜、養禽を併科し工藝部は印刷、木工、縫工、篠工の四部に分ちて教授して居り、此の外情操教育としては、特に院生の多くが恵まれざる環境に育ち、不遇なる生活に脅かされ性情荒廢して居るに鑑み音楽會、映畫會、訓話、院生圖書、雜誌黎明の刊行、登山、遠足、各種娛樂競技及運動會等に依り心の平和を圖り嚴格なる規律訓練と相俟つて麗々たる和氣の裡に其の情操を陶冶し、社會共同生活の規範に習熟せしめん事を期して居る。

院内を一巡するに寮舎は長き渡り廊下を挟みて南北七棟に分れ工場、炊所等建物の内外共に清掃せられ院庭には花木の清秀鳥語の清鳴あり、人間自ら別乾坤有るの趣を深く味ふ。

院の中央大講堂には工藝部の製作品所狭きまでに陳列せられ、其の洗練せられたる技巧に目を奪はる。又醫局には醫官

室、檢診室、診療室、齒科治療室、調劑室、外科手術室、電氣治療室、藥浴室、寫眞暗室及保養室等あり其の設備の完備せる事只々敬服の外はない。

院外丘上に至れば排地を一望の裡に收め得る高丘の勝地に惠ヶ岡なる碑あり畏くも昭和十二年秩父宮殿下には同院に御台臨遊され、親しく此の處より農場を御展望あらせらる依つて同院に於ては此の貴き御場所を惠ヶ岡と命名し且つ此の光榮を永遠に紀念せんが爲めに宮家よりの御下賜金を基礎として秩父宮紀念文庫を設け、更に竹の園生の惠澤を永く後昆に傳ふる爲め東農園に花壇恩光園を新設し朝夕院生の心の糧に資せりと。

農園の彼方此方に一團となりて農事に專念する院生の姿は何んとも形容し難く職員指導振り等一丸となりて洵に家庭的の感を深うした。現大審院檢事正木亮先生の作歌になる同院々歌こそは之等の凡てを表現せるものにして多摩明德旗の下に集ひ歌ふ院生の姿こそ眞の汚なき少壯の姿ではあるまいか。

多摩少年院歌

- (一) 水清らけき多摩川の  
塵を流してはるばると  
仰ぐや高き富士が根の  
心にかゝる雲もなし
  - (二) 綠豊けき武藏野に  
夢を包みて若き日を  
強く楽しく朗らかに  
たつや我等の少年院
  - (三) 日本男の子の正しさを  
八咫の鏡に照らしつゝ  
一つ心に勾玉の  
むつみ働いきいそしみて
  - (四) やがて昇らん太陽の  
光の如く世の中を  
獨立自營の棹さして  
守り照さんいざ我等
- 斯くて感激に滿ちた見學も終り午後三時多摩少年院を辭す。終りに臨み御繁務中にも拘らず吾等の見學に付き御厚意を賜はりし小川院長殿外職員御一同様に對し練習生一同に代り深く感謝の意を表する次第である。

### 殉國の英靈

水戸刑務所看守部長  
陸軍砲兵曹長勳八等

故 鯉淵至誠氏



君は客年八月  
月充召集の  
爲め野砲兵  
〇聯隊に入隊  
〇隊長として  
勇躍征途に就  
き北支方面に

於て奮戦中不幸病魔の犯す所となり原隊に前進命令下るや、強て部隊に参加したる爲め病勢悪化、餘病を併發遂に本年九月陣歿せらる。故人は大正二年四月茨城縣東茨城郡上中妻村に生る、昭和六年三月縣立水戸農學校を卒業、昭和八年十二月野砲兵第〇〇聯隊に入隊、滿洲派遣軍に編入され現地守備に就く、昭和九年十一月伍長に任官、同年十二月豫備役に編入、昭和十年三月滿洲事變の勳功に依り勳八等に敘せらる、昭和十年六月水戸刑務所

看守拜命。性温厚、沈着にして精勵恪勤前途を嘱望され居たるものなり、出征中も收容者の身上に思を致し戦地より行刑のためにとて金員送付を致す等の事あり推して刑務官吏として將又帝國軍人としての活躍振り察せらるゝものあり、宜哉、出征中累進曹長となり、殉没日附を以て部長に昇進せらる。享年二十六歳。

甲府刑務所看守部長  
陸軍歩兵曹長

故 飯島正治氏



君は山梨縣東八代郡一宮村出身、昭和六年五月甲府刑務所看守に任ぜられ、性質快活にて職務に精勵前途を嘱望せられ居りたり。大正十二年一月歩兵第〇〇〇聯隊に入營、同年十二月陸軍歩兵上等兵に進み、同三年十二月陸軍歩兵伍長に任ぜられ、同十四年十月軍曹に進み、昭和六年三月豫

備役に編入、昭和七年二月上海事變の際充員召集せられ、右事變の勳功に依り勳七等に敘せらる。今次事變勃發するや昭和十二年九月充員召集せられ、勇躍出征各地に轉戦、昭和十三年一月陸軍歩兵曹長に任ぜられ、本年八月江西省〇〇附近の戦鬪に於て、〇隊長代理として抜刀して敵陣に躍り込んだ利那、敵弾が胸部を貫き壯烈なる名譽の戦死を遂げらる。同日附を以て復職看守部長を命ぜらる。享年三十八歳。

宮崎刑務所看守部長  
陸軍歩兵軍曹

故 佐藤昇氏



君は本年五月〇〇日充員召集を受け勇躍征途に上り、中支最前線に奮闘中八月〇〇拂曉九江縣〇〇に於て戦鬪中壯烈なる名譽の戦死を遂げられた。君は明治四十四年大分縣大分郡植田村に生れ、居村農業補習學校卒業後昭和五年一月現役志願として歩兵第

〇〇〇聯隊に入隊、伍長勤務上等兵に進み、同六年十一月歸休除隊、下士適任證書行證書を附與せらる。同八年九月宮崎刑務所看守奉職大分刑務支所勤務被命。君は性温順忠實にして恪勤精勵上司同僚の信望最も厚く夙に武道を勵み劍道初段の猛者にして將來を嚮望せらる。因に戦死と同時に軍曹に昇進尙當日附を以て復職看守部長に任ぜられ劍道二段に進む。家庭には兩親愛妻と本年四歳と一歳のいとけなき男兒がある。

盛岡少年刑務所看守部長  
陸軍歩兵軍曹

故 中村義八氏



君は岩手縣紫波郡飯岡村の出身、大正十三年一月一日現役志願兵として弘前歩兵第〇〇〇聯隊に入營、除隊後家事に従事、昭和十一年三月盛岡少年刑務所看守に任ぜられ、戒護係として恪勤精勵、資性寡黙温厚進取の氣象に富み、上下の信望篤く有爲の

青年刑務官として、將來を嚮目せられしに、今次事變勃發するや、昨年八月、實兄と相前後して應召勇躍征途に就き、山西省の戦鬪に於て幾多の武勳を残し本年〇月〇〇〇〇附近の激戦に、輕機〇隊長として奮戦中不幸敵弾に倒れ、從容として、陛下の萬歳を唱へつゝ、壯烈なる最期を遂げらる。戦死當日を以て歩兵軍曹に昇進し看守部長を命ぜらる。享年三十五歳。

滋賀刑務所看守部長  
陸軍歩兵上等兵等

故 武田弘氏



氏は昨年八月歩兵〇〇聯隊に應召入隊せられ〇〇部隊に屬して中支方面に於て激戦奮闘中遂に客月〇〇日名譽の戦死を遂げらる。氏の略歴は明治四十一年長野縣飯山町に生れ、昭和四年一月歩兵第五十聯隊入隊、同五年十一月一等兵に進み同月滿期、同六年滋賀刑務所看守拜命、同八年十二月彦根支所勤務、實直勤勉の良吏で、上下信望厚く可惜人柄であつた。戦死の日

附を以て復職を命ぜられ、看守部長に進み陸軍歩兵上等兵に任ぜらる。

山口刑務所看守部長  
陸軍歩兵伍長

故 中村梅雄氏



故人は山口縣吉敷郡大道村に生れ昭和八年一月歩兵第〇〇〇聯隊に入隊同年十二月歩兵上等兵に進級同九年七月歸休退營同十年十二月十四日山口刑務所看守拜命爾來資性温厚志操堅實恪勤精勵上下の信望篤く將來を嚮望されて居た。客年七月充員召集により歩兵〇〇聯隊に入隊同年〇日北支派遣〇〇部隊に屬し勇躍征途に就き爾來北支各地に勇戦奮闘其後徐州攻略戦に参加山東省〇〇附近の激戦に於て第一線に立ち挺身奮戦中同年四月壯烈なる名譽の戦死を遂げらる同日附を以て復職看守部長を命ぜらる享年二十六歳夫人トシヨさんとの間に一人の幼女がある。



### 刑務所便り

#### 神聖奉遷鎮座祭概況

##### 姫路少年刑務所

姫路少年刑務所に於ては、豫て造営中なりし 神祠此程漸く竣功し、且つ小規模ながら 神域の整備も略完成したので、中秋十月の六日を卜して、いよいよ皇大神宮 神祠の奉遷鎮座祭を執り行ふの運びとなつた。

十月六日——此の日朝來秋空一碧、神域は既に隈なく淨められ、樹木の配置、玉砂利の布置、いづれも能く調和整頓せられ、清楚ながらも神々しく、祝典

準備は遺憾なく整へられてゐた。午前九時、姫路總社より早くも今日の祭りの齋主荒木社司以下二名の神職並伶人三名來着。來賓並應員も既にそれ／＼式場内設けの席に着き、收容者一同また今日の祭儀に参列するの光榮に浴して、互に其慶福を歡びつゝ、所定の位置に就いてゐる。

定刻午前十時、典雅神祕の笙の音は式場内に響き渡る。と見れば禮裝の永田所長を先導に荒木齋主以下の神職は孰れも威儀を正し奏樂につれて肅々と場内に參入し、それ／＼定めの席に着く。靜肅森嚴の氣がおのづから場内に漂ふ。やがて三喜庶務課長祭式開始を宣するや、嚴かなる修成並に開扉の式あつてから、齋主以下の神職は伶人を伴ひ所長先導の下に一旦退場、假奉安所へ參進、荒木齋主は恭しく 神聖を捧持し、諸員最敬禮の裡に徐に式場に歸還し直に祠殿前に參進する。斯くて齋主の極めて恭敬なる奉仕によりて、警蹕の聲も嚴かに 神聖は祠殿の奥深く奉安せられ、 神聖永へに此處

に鎮まりますに至つた。

永田所長祈願文奏上の後尙諸員退場に先ち、齋主荒木社司は参列の收容者一同に對し、此日の祭典に因みて一場の訓話を試みた。此訓話による收容者一同の感動は言ふ迄もない。

#### 漢口陷落祝勝の

##### 行事と提灯行列

##### 宇都宮刑務所

當所に於ては之が陷落の公報に接するや佐藤所長以下幹部は全職員を代表して當市二荒山神社並招魂社に參拜し、翌二十八日午前八時に職員及受刑者は所内遙拜所に參集して 宮城遙拜をなし、出征將兵に感謝の默禱を捧ぐると共に護國の鬼と化したる尊き英靈の冥福を祈り、國歌齊唱後佐藤所長より「漢口陷落後に於ける吾人の覺悟」に關しての訓授あり、續いて 天皇皇后兩陛下並陸軍海軍の萬歳を三唱して全受刑者は行進ラッパ吹奏裡に運動場に到りて愛國行進を行へり。

當日世紀の感激を盛る漢口陷落祝賀の秋日の陽光は燦々として輝き、夜は軍都當市主催祝勝の提灯行列にて市民、各種團體、官公衛總勢三萬餘は祝勝の提灯をかざして本丸に集合し、夕闇迫る五時半音樂隊を平頭に歡喜に溢れる勇壯な行進は開始され蜿蜒光波はうねりうねつて陸軍病院に到り熱誠籠る萬歳を三唱して八時三十分頃解散した。

#### 漢口陷落祝賀式

##### 並旗行列の狀況

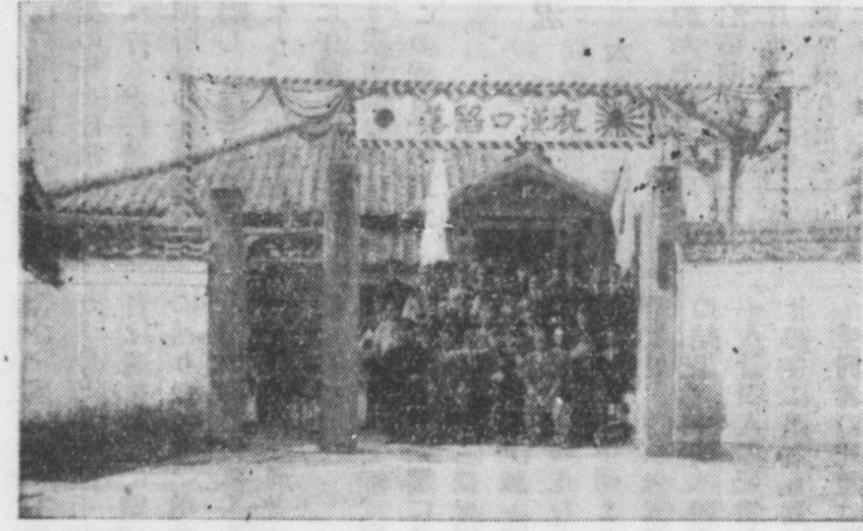
##### 姫路少年刑務所

十月二十八日陽光うららかな午前九時、職員及收容者一同、東面して運動場内神域前に整列するや、小井田教育主任は直に開式を宣す。

式は先づ第一級者の嚴肅なる國旗掲揚に始まり、國歌齊唱の後、皇大神宮並宮城遙拜の事あり、次で皇軍將兵に對し敬虔なる感謝默禱の至誠を捧げた。

右了つて永田所長は設けの壇上より熱誠籠れる左の意味の訓辭を述べた。

我等日本臣民が待ちに待ちたる抗日蔣介石政權の重要據點たる漢口を中心とする所謂武



漢三鎮は遂に陷落するに至つた。是れ偏に上 大元帥陛下の御稜威に因るものなることは、申す迄もないことではあるが、同時に又我忠勇無比なる皇軍將兵が、皇國の爲一身を鴻毛の輕きに比し、幾多の辛酸を嘗め、あらゆる苦難と闘ひつゝ、日夜奮戦力闘を續けたる偉勳の賜であることを忘れてはならぬ。我等は出征將兵の此の多大なる勞苦に對し、深甚なる感謝の誠意を表すると共に、不幸にして陣歿せられた幾萬の護國の英靈に對し、心からなる敬申の赤誠を捧ぐることを忘れては相濟まぬ次第である。最後の勝利は實は今後の覺悟如何に存す。吾等は銃後の臣民として益々長期戦の覺悟を固持し、一層身を修の業に勵み、以て報國の赤心を致すべきである。

所長の訓辭了るや直に旗行列に移り、春藤戒護課長の先導にて職員、收容者一同手に／＼日の丸の小旗、紙幟等を打振り、愛國行進歌も高らかに神祠前より徐

徐に行進を起す。歩調は行進曲につれて勇ましく、蜿蜒たる祝捷の行列は構内各工場の外側に沿ひて流れ行く。行進を終へ隊形を整へたる後永田所長の發聲にて大元帥陛下の萬歳を三唱し、皇室の彌榮と帝國の隆盛とを壽ぎ奉り、無滞此日の祝典を終了した。時正に午前十時三十分。一同能く秩序を守り嚴肅緊張の氣分の横溢してゐたことはこの祝賀式の最大收穫であつた。

### 受刑者遭難狀況

#### 樺太支所

本年四月より受刑者約六十名が當所を距る三十九軒の樺太大泊築港修築埋土工事場に於て從事中、九月廿一日午後一時卅分頃天氣急變し激浪襲ひ來りたるを以て朝倉看守部長は避難を命じたる瞬間第二の高さ三十餘尺の激浪に襲はれ、同部長、舟田看守、受刑者十八名は海中に押し流された。同部長は辛じて岸壁に遊ぎつきたるも、十三名の受刑者は互に助け

合ひ、或は繩、木片を投じて夫々救助した。舟田看守瀕死の危険を見た受刑者二名は繩を軌道に結びつけその一端を腰部に括りつけて、勇敢に海中に飛び込み同人を救助したるもその後人事不省に陥つた。五名の受刑者は海中に没して行方不明となつた。

中間配置看守、築港事務所、森田回漕店、大泊警察署に急報して救助を求め、支所からの應援を得て小蒸汽船にて捜査したが、海上愈々險惡となつて午後四時頃捜査打切の止むなきに至つた。

翌廿二日早朝より築港事務所小蒸氣船數隻、潜水夫五名の派遣を求めて捜査の結果、午前八時半頃三人、同十時半頃一人計四人の死體を發見收容、他一人は廿四日に至るも遂に發見せず。

受刑者の死體は遺族に引渡し、或は假埋葬に附し二名の遺族に對しては手當金百八十圓及び請負業者からの百五十圓を交付し鄭重に弔意を捧げられ度き旨申送り、他三名の遺族に對しては本籍地役場にて夫々手配中である。

### 六七會第廿九回研究会

#### 總會開催

#### 富山支所

名古屋控訴院管内刑務教誨研究機關六七會第廿九回研究会總會は、去る十月廿二日午前拾時より富山市總曲輪町大谷派富山別院書院に於て開かれた。

當日は秋晴れの好天氣にて遠く名古屋、三重、岡崎を始め福井、金澤、富山の管内教誨師を迎へ、その他特に京都より東本願寺朝倉社會課長の列席あり又豊川富山刑務所支所長、その他諸名士の參會あつて頗る眞摯且つ熱のこもつた會合であつた。地元の富山刑務支所教務主任坂本教誨師司會者として開會の辭を述べ

然る後、先づ宮城遙拜、皇軍感謝を了つて豊川富山刑務支所長の懇切なる挨拶ありて講演會に移つた。朝倉社會課長は「時局と教誨師の態度」と題して現代非常時に對する教誨師の態度について力強い指針と多大の感銘を與へられた。

次で會員の研究發表にて福井刑務支所教誨師北澤梅兮氏は、「福井縣下に於ける犯罪並保護」と題して福井縣に於ける犯罪者數及罪質、受刑者と家庭との關係等精細なる調査研究を提示し更に佛教王國と言はるる北陸三縣と他府縣に於ける犯罪狀況に論及し有益なる教誨資料を發表した。引續き研究發表に移り金澤刑務

所教務課長楠良護師は「行刑に於ける教化の障碍とその對策」と題して行刑教化の障害について多年の體験に基き行刑の表裏にわたり熱心且忌憚なき意見の發表があつた。

次で協議會に入り名古屋刑務所教務課長常盤隆澄師を座長に推し、一、當管内刑務所より當管内に歸住する者に對し保護連絡を計る良策如何、二、「保護委員制度實施に對し教務機構としての準備に就て」

外四項目につき各自より夫々意見並經驗談を陳べ盡くる所を知らざる有様であつた。かくて午後四時協議を終り富山市第一の製藥會社廣貫堂を見學し得る所多大であつた。

### 運動競技施行狀況

#### 岡崎少年刑務所

十一月三日は快晴無風頗る暖氣に満ち絶好の運動日和にして心身鍛鍊には實に惠まれたる天候なりき。午前八時三十分

參加受刑者一同優勝旗を先頭に第五門より入場本部に向つて整列す。同九時一同襟を正して嚴肅裡に神宮並に宮城に向つて遙拜をなし、併せて皇軍の武運長久祈願の默禱をなし、開會の辭に次いで運動競技會施行の趣旨非常時局下に於ける體位向上の必要を説きて訓示となし、優勝旗を返還せしめ、運動競技番組に従ひ順次競技を續行し、午前十一時相撲を除き他の競技を終了す。直ちに職員受刑者一同は席を土俵場の兩側に移轉して相撲を再開し豫定の組合に依りて呼出をなし、行司の掛聲も勇しく肉弾相搏つて雌雄を競ひ正午サイレンの鳴り響く頃何等の事故もなく全競技を終了。茲に於て一同整列の上優勝班に優勝旗を授與し、今日の意氣を以て益々至誠奉公をなし悔悟更生銃後の國策に副ふ決心をなすべき旨激勵して閉會の挨拶となし、最後に萬歳を三唱して式を閉じたり。

競技中終始秩序ある統制上に進行し何れも一丸となりて運動競技に熱中し眞

撃なる態度を以て之に當り心身鍛錬體育向上に資せるは勿論集團訓練上効果多大なるものありて教化上頗る良好なる成績を収めたるものと思料す。

### 東北會研究會開催狀況

#### 山形刑務支所

東北會の第六回研究總會を去る十月二十二日より山形刑務支所に於て開催せり。當日は秋田保護觀察所長梅村馨氏、東本願寺山形教務所長、武田雷雄氏等を始め野村山形刑務支所長以下幹部並に職員多數列席し頗る盛會を極めたり。定刻開催地幹事の開會の辭に始まり楠原常務理事の會務報告、野村山形支所長の挨拶、梅村保護觀察所長の挨拶に次で山形高等學校教授平澤東貫氏の「皇道精神と長期聖戰に就て」と題する講演並に二本松脳病院院長醫學博士二本松鏡氏の「精神異常者と犯罪」と題する講演あり次で會員乙山教誨師の一刑務教誨研究会に於ける收穫の一端に於ての發表ありて卅分休憩

晝食をなし、午後一時より協議會に入り左記協議事項に關し各會員の體驗に基く熱心なる意見の交換を行ひ午後三時盛況裡に會を閉ぢ、直ちに豫定見學地たる名利山寺（寶珠山立石寺開基慈覺大師）に至る時宛も芭蕉翁登山二百五十年記念に相當するを以て芭蕉翁の遺墨展覽會（中性院）並に寶物展覽會（立石寺）等ありしを以て芭蕉翁の遺墨圓仁大和尚遺物等觀覽の上山寺の風光を心行く迄觀賞して下山し湯野濱に赴き一泊、翌早朝水族館大山善寶寺見學の上出羽三山の一なる羽黒山に登山老杉茂り晝尙暗き參道の石段を登る事約半里餘本殿に到り戰捷祈念の上吉野朝時代の古建築に目を見張りつゝ靈氣を滿喫し小雨そぼふる中を下山鶴岡に至り午後二時晝食の上解散名残を惜みつつ各々任地に歸還す。

- 協議事項並懇談事項
- 一 會員相互の連絡を一層強化緊密ならしむる方法如何
- 決 意見聴取に止む

### (七) 少年受刑者の德育上特に留意すべき點如何

決 意見聴取尙研究の要あり

### (八) 經濟國策と私本購求とは相反する點あり各所の取扱承り度し

決 各所の實狀聴取國策の線に沿ふて取扱をなす事

### (九) 本研究會に於て次回開催地を決定し置きては如何

決 盛岡少年刑務所に於て開催する事に決定

### (十) (以上盛岡少年刑務所教務課提出) 保護委員制度と既設保護團體との連絡關係等に付御意見承り度し

四に併合上提す

### (十一) 教誨師をして戰線を慰問せしめ各刑務所に巡回報告せしむるの件

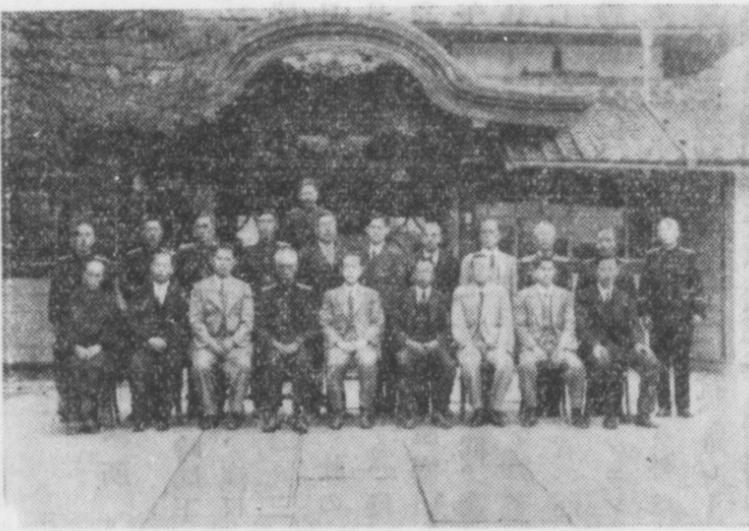
決 保留  
(以上山形刑務支所提出)

### 東北行刑衛生

#### 集談會開催

#### 宮城刑務所

十月五日秋冷晴、橋本（青森）水越（秋田）細谷（盛岡）の各醫務課長溝見



### (二) 無給囑託教誨師増配方を兩山に上申の可否

決 上申の要あり  
(以上宮城刑務所教務課提出)

### (三) 行刑上東北地方に於ける特殊性につき考慮すべき點なきや

決 意見聴取尙研究を要す  
司法保護委員制實施に對する心構如何

### (四) 如何

決 (十)併合上提す、意見聴取に止む、尙制度の活用と既設保護團體と圓滿なる提携協調を圖る事  
(以上秋田刑務所教務課提出)

### (五) 行刑明朗化に對する具體策如何

決 各所の實狀狀況聴取將來極力善處する事

### (六) 父母の危篤計報に接したる時受刑者に外出を許す制度を設くるの可否

決 可なりと認む  
(以上青森刑務所教務課提出)

(福島)保健技師當所安達醫務課長、佐藤保健技師、相澤、坂本兩囑託醫上野藥劑師及當所醫務職員並に幹部一同及尼子仙臺刑務支所囑託醫列席し來賓講師として安倍東化帝大助教授の參列を得て正午晝餐を共にし當所支關前にて記念撮影を爲し引續き午後一時開會す。

劈頭小橋川刑務所長挨拶を兼て本會の進展と將來の希望を説述し次で東北帝大助教授安倍弘毅氏の「日光の紫外線に就て」約一時間半の特別講演あり微に入り細に渡る。斯くして五分間休憩後協議に入る。

#### 一、協議事項

- 一 今次事變の推移に伴ひ行刑衛生上考慮すべき點如何 (宮城提出)
- 一 戶外運動時間の適正如何
- 一 個性調査遂行方策如何
- 一 診療藥品の自廳購入に就て (青森提出)

右協議事項提案者より夫々理由の説明を

行ひ各自意見の開陳を見討議熱烈を極むるも至誠奉公邁進すべきを約して閉す。續いて會員の一般講演に移り左記諸氏の研究發表あり。

- 一、講 演
  - 一 戦地の體験
    - 保健技師 水越 通(秋田)
  - 一 短期内第二回種痘に就て
    - 保健技師 佐藤 重則(宮城)
  - 一 疑似赤痢發生に就て
    - 保健技師 細谷 博(盛岡)
  - 一 腸チフス性精神異常に就て
    - 保健技師 水越 通(秋田)
  - 一 「チモフオーゲン」による脊髄カリエスの一治験例
    - 保健技師 橋本三太郎(青森)
  - 一 備薬技與に就て
    - 保健助手 鈴木忠五郎(宮城)
  - 一 齒痛の季節に就いて
    - 齒科囑託醫 坂本時太郎(宮城)
  - 一 代用藥に就て
    - 藥劑師 上野 富治(宮城)
  - 一 受刑者の禿頭白髮觀察
    - 保健技師 安達 政信(宮城)
- 午後五時三十分秋の短日を嘆じつゝ、和氣讓々裡に閉會す。

### 收容者の秋季運動會

函館刑務所

國民體位向上を叫ばれて居る現時局下に於ける、收容者の秋季運動會は、漢口陥落の捷報の昂奮に醒めきらぬ十一月三日の明治の佳節に舉行せられた。此の日、晩秋の天氣いと晴朗なりしも、鹽首岬より吹き來る風はさすがに肌寒い午前八時三十分職員並に收容者一同、遙拜所前に集合、嚴肅裡に遙拜式を終了し、午前九時三十分より一、二級者の運動會を開始、先づ、個人競技のランニングに始まり、兎飛、スプリンクス外三種、團體競技では、各工場對抗、リレー、綱引等にて、遺憾なく競技精神を發揮し、就中相撲は毎回當所運動會の呼物にて、雷電、太刀山、玉錦、双葉山などと物凄く大關横綱が飛出し、双葉山が名もない禪かつぎにコロリとやられて、觀衆の喝采を博するなどの番狂はせがあつて、洵に明朗且つ緊張裏に、午前十一時三十分過ぎ運動會を終つたのである。

### 福山線の一部開通

渡島國上磯郡木古内村木古内驛を分岐點として、松前郡福山町に通ずる鐵道建設工事に當所收容者が、昭和十一年秋より出業中のところ、昨春秋、木古内驛より渡島知内間八・二軒が開通し、本年十月二十一日には、更に渡島知内より湯ノ里、碓磬坂驛間の十六軒が開通せられた。同線は〇〇上の必要から建設に着手せられたものであつて、知内驛より湯ノ里驛方面は相當數の農家があつて、稍中等程度の一村落を成して居るが、湯ノ里驛碓磬驛間及目下工事中の碓磬坂驛福島間は、時折熊が出没するといふ未開の山脈地帯であり、従つて工事は、掘削、隧道等の難工事が多く將來之が完成迄には猶相當の人力と日數が要せられるものである。今や、同線中、最僻地と目せらるゝ碓磬坂驛は、未開の山林中に、木の香も新らしく建築せられ、スマートな驛長の制服姿を見る時、我等刑務官及收容者の努力の結晶として、内心相當の誇りを感じるものである。



### 讀者の頁

#### 行刑教育の管見

千葉 桑原夜詩王

過去幾十年の行刑教育史はよく知らないが、概して、宗教的・道徳的教育にのみ専念せられて十年一日の感を深くせざるを得ぬものがないでもない。それは組織の所産とはいへ餘りにも社會狀勢の變化に無關心で、教育の目的は「知識の養成」であり、教誨の目的は「徳性の涵養陶冶」である、營々今日に及べるものと思案される。されど現今の社會情勢よりして、この舊殻を脱せずして果して教育本來の目的に添ふことが出来るだらうか。一般社會教育と行刑教育とは自ら相異

るものの存することは否定することは出来ないが、教育學を一貫せる思潮は、第一に人が生活する社會を知るといふことであり、第二は精神的自立即ち精神力を養ふといふことであり、第三は生氣ある自立自營の意力を鍛へ併せて人道的の情操を養ひ之に相當する行爲を爲さしむることであると思ふ。

この意思と決斷と實行の缺陥が教育的に見て殆ど總ての受刑者を一貫せる缺陷と言ひ得るではないでせうか。これ等の意思と實行に缺け、有爲の活動を成し得ない者を、或は道徳的に或は經濟的に或は身體的に訓練養成することが行刑であり行刑教育であるといはねばならぬ。即ち道徳的知識的のみ専念せられた教育は毫も生産力を持つてゐない。故に社會生活上においては兎角無用の長物となるものが多い。然るに以上の缺陷より經濟生活に破綻を來し、或は犯罪し、或は不良少年となる。現今小學教育に於て手工科を設置せる所以も敍上にその一部の理由を見出すことが出来るでせう。亦今事變下に在りて公私學校各種團體の勤勞奉仕の如きも、過去の教育が只知識を與へ

ることのみ著眼し、目前の學業の成績にのみ汲々としてゐた。此の如く現下教育思潮はある角度まで意思と實行の教育であり、更に一步を進めては生産力のある教育即ち職業教育であるといふことが出来る。

さて滿洲事變以後に於ける我國社會情勢は、對外的にも國內的にも其の變化は過去百年の比ではなく、今事變下一日の推移は過去幾年のそれにも倍して、思想上經濟上その他總べての點に於て急角度の變化を餘儀なくせられた。燃料に鐵鋼に綿毛に皮革に軍需資材確保の上から國民經濟は、いよいよ統制制限せられたのみならず、今後事變の進展に伴ふ經濟界の動向はその豫斷をさへ許されない。斯の如き我國國情下に在りて行刑教育が、依然として道徳的、宗教的訓話の舊套を脱するに躊躇するに於ては、其の使命と効果を疑はざるを得ないものである。宗教教育に我々の期待する處は何か、それは偉人先哲の道徳的知識的な點ではない、時代と、社會と、人と、思想と、經濟と、凡ゆる困苦と缺乏に堪へ迫害を忍び、闘ひ闘ひ抜いた血の體験である。換言すれば有効なる知識の實行である。

茲に於て道徳宗教を基調とした行刑教育も「人」を「能力ある國民」にまで教育訓練せられねばならぬことは言を俟たない。長い拘禁生活は、收容者に精神的肉體的の萎縮を來たさしむるは未だしも、只、善を爲せ惡をするな、といふ宗教的道的教育は、實社會の經濟生活には何等の價値はない。況んや事變下物資總動員の渦中に、社會情勢の變化推移も知らず、吹きすさむ木枯の荒野に、一本の箒を立てた様な釋放者を見る時、行刑教育は至れりとして觀るべきだらうか。今や一足の靴、一本の釘、一枚のハンカチ、一枚の紙にも事變下國防と經濟の意義は多分に含まれてゐる。そしてこれ等の國家生活就中經濟生活に處する、正しい認識と強固な意思と實行の教育訓練こそ、眞に現下行刑教育の基調とならねばならぬ。

不平を懷くな

仙臺支所 佐藤吉兵衛

休憩所は何時も寄つて集ると、直ぐ處

世に關した噂話が始まる。此度は誰れが部長に昇進するとか、したとか次の候補は誰れだらうとか、又事務の方に廻つた様だとか、未だ早いだの遅いだのあの奴仲々要領が良い外交がうまいと、又月俸〇〇圓で何處へに轉職した、幸運兒だなんて種々色々人の噂さや、想像の電波が次から次へと流れる。中には此んな事を云ひ出してゐる者もある。俺は幾ら眞面目にやつても部長の見込もなければ、練入の見込もない。「まあ恩給でも付いたら、さらりと足を洗つて轉職するさ」等々。

行刑の實際の何物たるやを知つたか、知らぬ内から轉職とか退職云々と、さも得意然として吹聴し自己満足をしてゐる者もあるかと思ふと、又此度と云ふ此度こそは是が非でも俺れが部長になる番だのに、何ぞ俺れを部長にして呉れぬだらう、と獨り判断を下し不可思議な悶々の日を送り、遂には面白からぬ事があつて、退職させられたり、辭めたりした者もあるを聞く。

現在我々がある地位、状態、環境より

外に我々の生活はある譯ではなく、一歩延びんとするのはその現在の生活を通じてである。先づ自己に目覺め、自己を知り、足らざる所に補ひをかけ、一歩／＼自己の目指す目標に進むべきである。我は現在行刑官として、國家の理想の一區を肩に背負つて立つて居る。その使命、その職務に對する理解を持ち（勿論區々なる不平不服はあらうが、それは眞に向上發展の其の不平不服なら申し分がないのであるが）多くは愚痴一本に流れては居ないだらうか）眞の行刑官として、向上發展を其の生活の中から割出すべきである。

先づ自己の向上發展を望まんとする者は、行刑官の使命である「人を教化する」と云ふ事、云ひ換れば、社會の一員として恥ぢざる人間として再び社會に送り出してやることであり、従つて行刑官の人格の修養と常識の涵養と云ふ事が要請される。我々は收容者と日常接して居ても、常に絶へず心掛けさへ持つてゐれば、自己の修養の糧が幾らでもあるものである。



切抜帖より

一死報國を誓つて 保護所から卅二少年が入營

現在六百餘人の少年が、苟且の罪を犯して東京少年審判所管下の保護團體の温き庇護の下に、更生に努めてゐるが、支那事變勃發以來、少年の勵み日に目覺しく、昨年適齡で徴兵検査に合格したものは陸軍百六名、海軍は水兵七名、航空兵三名に上つたのに刺戟され、今年に實に百五十名も適齡未滿の少年が現役に志願した。受験の結果、星華學園の十四名、六踏園の十名、その他を合せて見事三十二名が陸海軍の現役志願に合格した。喜んだのは石井東京審判所長、早速

横山審判官と種々打合せの上、日本軍人として恥しからぬ譽を樹て、貫はうと、十日、晴の入營入團の日を待つてゐる少年達を、軍人會館に招待して盛大な壯行會を催した。石井所長の激勵の言葉に、少年代表は聲を震はせて一死報國を誓つた。

法律新聞一〇・一八

思想實務家會同

戰時下の思想國防に關し、全國控訴院、地方裁判所の各思想檢事を集め、十月二十四日午前九時半、法相官邸に於て思想實務家會同を開催した。本省側からは鹽野法相、久山政務次官、岩村事務次官、松阪刑事局長以下關係官、裁判所側、池田大審院長、泉二檢事總長以下關係官出席。午前は鹽野法相の訓示、松阪刑事局長の指示あり、午後二時刑務協會樓上に再開、小山松吉氏の「明治時代に於ける社會主義運動に就て」と題する講演があつた。尙同會は二十五日迄續行された。

法律新聞一〇・二八

關西司法保護事業聯盟結成

關西司法保護事業聯盟では、十月十三日より三日間に亙り、大阪中の島中

央公會堂に於て發會式を兼ね第一回大會を舉行したが、千數百名參會を見た。司法省其他社會事業關係官公署職員、保護事業團體關係者の來賓約四百名、加盟團體會員約千名、會場に臨み、式典は十月十三日午前十時振鈴と共に大會準備委員長遠藤大阪檢事正開會の辭に依り進められ、一、皇居遙拜二、國難打開戰歿將兵の英靈を追憶並に出征將兵の武運長久の祈願の默禱、三、國歌齊唱、四、鹽野司法大臣の訓示、續いて前小原司法大臣日本司法保護聯盟顧問挨拶、續いて保護事業關係物故者百四十四名の慰靈に移り、一同參拜。

法律新聞一〇・三〇

鐵窓に高し愛國誌

姫路少年刑務所では二十七日午前十時から所内で軍事教練を實施、永田所長の査閲を受けた。罪の子とはいへど心底には溢れるばかりの日本精神の持主、約六百の受刑少年等は一般青年學校生徒に劣らぬ嚴肅な規律下に、徒手各個、團體教練を實施、執銃戰闘教

練も鮮かにやつてのけ、時局協力の軒昂たる意氣を示し、分列行進の後十時查閲を終つた。  
大朝神戸版九・二九

刑務所長會議

名古屋控訴院管内刑務所長會議は、六日午前十時から岐阜刑務所會議室で開催、柳原名古屋、里岐阜刑務所所長をはじめ岡崎、津、金澤、富山、福井の各刑務所所長及び各作業課長等出席、各刑務所に於ける作業の圓滑な統制方法につき協議した。  
大朝神戸版一〇・七

少年刑務所に鎮守の宮竣工

姫路少年刑務所ではかねて造営中の鎮守の宮がこの程竣工したので、六日午前十時から荒木姫路總社司主催のもとに嚴肅な鎮座祭を執行した。  
この宮は目下全刑務所でひたすら更生の途にいそみつゝある罪の子らが一心の鑑一として専ら勤勞奉仕により造営したもので當日はこれ等少年約六百名も参列、木の香新たな神前に滅私奉行の誓も固く、感激の最敬禮を捧げた。参列の永田所長初め職員來賓もその再起を心から祈つた。  
大朝神戸版一〇・七

戰場に恥を雪ぐ 特赦の恩命に浴す

熊本市出身特務兵清島集立君(假名)は、かつて殺人罪で懲役三年を言ひ渡され熊本刑務所に服役中昨年應召、勇躍刑務所から出征赫々たる武功を樹てこの程歸還したが、同人の戦地に於ける勳功を認められ、今回特赦の恩恵に浴することに決定した旨十日日本省より後藤檢事正あて通知があつた。  
大朝熊本版一〇・一一

名譽の功勞記章 殊勳の兩看守に授與

今春四月末清州刑務所で受刑者強盜懲役七年前科三犯許享俊ほか一名が共謀倉庫内でピストルを亂射し逃走せんとする際、その兇弾に依り重傷を負ふたが怯まず、勇敢にこれと闘ひ兩犯人を逮捕した看守部長濱野伊曾次、看守讚井誠一郎兩氏の功勞に對し、今回南總督から刑務官最高の名譽たる功勞記章を授與することとなり、十二日それら、その傳達式があつた。  
尙半島刑務所官吏で功勞記章を授與されたのは大正十四年に一回あるのみで今回で二回目である。  
大朝南鮮版一〇・一三

神鎮まる英靈に合掌 模範囚招魂社へ参拜

靖國神社臨時大祭の十九日、秋陽うららかな千秋公園には招魂社への参拜引きもきらず踵を接し、郷土部隊の勇士の英靈に哀悼と感謝を捧げたが、晝下りの午後二時頃、公園の樹間を縫ふて作業服の一團が現れた。  
これこそ秋田刑務所の受刑者たち二十名、全國民擧つて護國の人柱に祈禱を捧げる此の日、上田所長の優しい親心から全受刑者の代表として特に模範囚二十名が選ばれ、霜降サージの作業服に烏打帽を冠り下駄を履いて、何處かの工場労働者と變らぬ姿でバスに乗せ、これも私服の上田所長、教誨師二名が附添つて一般の参詣者に交り参拜を許されたのであつた。  
社殿に進み出た受刑者たちは誰が初めるともなく膝を屈すれば一同石疊の上に跪き合掌したまゝ、最敬禮、護國の神となつた英靈に感極まつての祈りをこめた、一分、二分……誰も頭を上げやうとはしない服役の身を慚愧して肩を震はせてゐるものすらある。やがて上田所長に促されて立上つたが上田所長の眼にも涙が光つてゐる。かくて一團は公園裏の散歩を許され晩秋の陽を誰一杯に浴びつゝ、感激の足を運んだが誰一人受刑者と氣付く者もなかつた。



海外異聞録

犯罪の世界記録

七百萬圓を強奪

貨物列車を停車させて一擧に七千萬フラン(邦貨六百六十三萬圓)の金塊を強奪するといふ流石の米國を驚倒させるやうなホールド・アップの世界新記録が、最近フランスで樹立された。  
この金塊はベルギー領コンゴから送られて來たもので、マルセイユからパリ經由ベルギーに輸送の途中であつたが、これを知つたギヤングの一味は折からの闇にまぎれてマルセイユ近郊に待ち伏せ、この貨車が近付くと見るや危険信號を發して列車を急停車させ、機關銃を擬しつゝ機關手、車掌にホルド・アップを命じ、遂に百六十八本

の金塊(六百六十三萬圓)と寶石箱の強奪に成功し、自動車で悠々逃去したといふのである。パリの警視廳では直ちに全國に手配して非常警戒を行つたが、犯人は未だ逮捕されず、今のところ世界一の犯罪記録が見事成立しさうだ。

作曲賠償一フラン

樂壇の惑星イゴル・ストラヴィンスキイが最近米國のワーナー映畫會社を相手取つて、三十萬フランの損害賠償の訴訟をパリの裁判所に提起した。即ち同社の映畫「火の鳥」が彼の傑作と同名であり、且つ映畫の中に自分の作曲を無断で使用した點をヒドク憤慨しての事だが、その憤慨よりは次の如くである。曰く、下らぬ探偵映畫だ、然も怪しからん事にはボスターに鸚鵡が描いてある。若し鶯だつたら苦情は出さなかつたかも知れないが……。それに一場面では若者が女の注意を惹くために私の「火の鳥」の曲を使用してもある。斯くの如き下等な利用を受けるのは何とも我慢が出来ぬ……。所で裁判所で問題の映畫を映寫檢討した結果は、先づ此のフィルムがハン

ガリーの同名の小説を映畫化したもので、彼の「火の鳥」とは關係のない事且つ米國における「火の鳥」の作曲權はワーナー社が買取つてゐた事等が明らかとはなつたが、只作曲家の「地獄の舞踊」の一曲がひどく悪い個所に使用してある點が咎むべきものとあつて、映畫會社は損害賠償として作曲家に金一フラン(約十二錢)を支拂ふべしといふ判決が下つた。勿論ストラヴィンスキイは不服で、近く賠償金殘額二十九萬九千九百九十九フランの請求訴訟を提起すると言つてゐる。

伊太利でも ユダヤ人排斥令發布

最近イタリア政府はドイツと呼應しユダヤ人排斥政策を強化しつゝあつたが、閣議に於てユダヤ人對策協議の結果更にイタリア在住のユダヤ人排斥に關する重要新法令を發布するに決定した。今回のユダヤ人排斥法令はイタリア國內のユダヤ人に徹底的壓迫を加へてその行動の自由を奪ひ、國外退去を促さんとする意圖に出たものと見られるが、主なる條項左の通りである。  
第二條 イタリア在住のユダヤ人は

その家庭に於てアリアン系イタリ  
ア人の雇傭人の使用を禁ず  
第十二條 政府各機關、フアシスト  
黨中央及地方各機關、縣市町村、  
半官會社、各銀行、各保險會社等  
はユダヤ人の使用を禁ず  
第十九條 第十二條に記載の各機關  
銀行會社等は三ヶ月以内に使用中  
のユダヤ人を全部解雇すべし、又  
イタリア國內の公私各學校はユダ  
ヤ人子弟の入學を拒絶すべし

### ◇ドイツ猶太人の 軍服用禁止

ドイツ政府は今度總統令を發布しユ  
ダヤ人にして曾て新舊ドイツ國軍、奧  
洪國乃至オーストリア國軍に屬し軍服  
着用の資格を有する者も今後一切軍服  
の着用を禁止する旨の命令を發した。

### ◇警察の身體検査で 男が女と判明

四年の長きに亙つて何の破綻も見せ  
なかつた男が、警察の身體検査の結果  
女と判明しロサンゼルスの人々を驚か  
した。この女(?)はミカエル・ヒギ  
ンスと呼ぶ本年二十三歳、某自動車

會社に働いてゐる勤人だが、最近會社  
の金をこまかしてゐたことが判明し逮  
捕された所、警察醫の身體検査の結果  
女と判明し早速女囚刑務所へ送られ  
た。このヒギンスが現在のエリザベス  
夫人と結婚したのは一九三四年であり  
四年間連れ添つた自分の夫が女であつ  
たと聞かされた時エリザベス夫人は  
「到底信じられぬこと」だといつて驚  
いてゐた。彼は前にも一度結婚したこ  
とがあり、その時の婦人も彼はたしか  
に男性であつたと主張し、其他彼を知  
る人々は何れも彼に女らしい所は少し  
もなかつたといつてゐるが、ヒギンス  
の身體検査に當つた當の警察醫は彼は  
「紛れもない女性」であると言明して  
ゐるのである。

### ◇結婚のレコード・ホルダー 遂に結婚詐欺で裁判所へ

四十五歳の今日までに驚くなかれ四  
十六回結婚したといふレコード・ホル  
ダーが波瀾に現れたが、勿論これは合  
法的に結婚—離婚—結婚の過程乃至結  
婚—妻死亡—結婚の過程を経て來たも  
のでないので、結婚詐欺の廉でダンチ  
ツヒ地方裁判所に廻されることになつ

た。この男はヨハンニ・ラスコウスキ  
といつてダンチツヒ生れの船員だが  
十五の時船に乗りニューヨークでさる  
お轉婆娘と安直な戀に落ち結婚したの  
が抑々病の初め、爾來船の行く先々で  
結婚を重ねて、各地での結婚數四十六  
回に及んでゐるが、そのほか結婚プロ  
ポーズは前後を通じて無慮三百回だと  
いふことである。第何十番目の妻君  
に疑ひを抱かれダンチツヒに問合せが  
來たのが運の盡きであつた。

### ◇英國で女の兵隊

英國陸軍では此程、女子を兵士に採  
用「殖民地駐屯軍婦人補充隊」を創設、  
女兵士の先鞭をつけた。今のところ同  
隊の人員は五十名、メリー・フェザ  
ストノーと呼ぶ妙齡の婦人がその隊長  
で、隊員は目下同隊長指導の下に嚴重  
な訓練を受けてゐる。陸軍省所定の女  
兵士の服裝を見ると服地カーキ色、上  
衣は男子將校の上衣となるべく似せ  
る。但しボタンは普通の婦人服並に右  
前とする。スカートは地上十四吋まで  
の長さを有すべく、靴下はカーキ色不  
透明のものたるべき事とある。

# 書道講座

## 審査所感

一回毎に出品者が多くなつて來ること  
は何よりも嬉しいことである。しかし現  
在の應募者は未だ極く小部分に過ぎな  
い。少くも全協會員の一割位は本欄の應  
募者になつて貰ひたいものである。  
本欄も出来ることなら、毎月成績を發  
表したいのであるが、紙面の都合で遺憾  
ながら目下の處如何とも出来ない。しか  
し作品は前回に比して全般的に力が充實  
して來た、刑政書道の爲に喜ぶべきこと  
である。

次に審査に當つて一番感ずることは熱  
意のある作品に對する時である。巧拙を  
別にして如何にも熱心に書かれてある作  
品には、自然と敬服する。私は書は巧  
なることを望むと同時に、拙なりとも  
熱意あることを切望するものである。そ  
れに始めて出品した人で、揮毫要領を得  
てゐない向も二、三あつた。これは應募  
する前に一、二度添削を出しさへすれば  
直ぐわかる事であるから、どしどし添削  
を出して戴きたい。

## 審査概評

### 半紙課題

一級、△曉山君、骨力あれども少し潤が  
ない。何か温雅なるものを學んで見ては  
如何。  
二級、△雨莊君、潤澤ではあるがちと弱  
い。しかし品はある。△流芳君、沈着の  
作、秋の字の波法に一考を要す。  
三級、△覺君、揚達筆も充分のびてゐる  
肉あり骨あり堂々たる作。△蘆畔君、熟  
練の作、但し剛毫筆の爲か貴品に乏し。  
△寬君、前回の作に比し筆力も充實した  
り暢快にして見るべきものがある。△翁鶴  
君、用筆不十分なる點あり、縦畫の終筆、  
筆意に乏し。△薰洲君、遶法に注意せら  
れたい。△楓、葉、秋の趣法何れも輕きに  
過ぐ。△如水君、整ひたり、瀟灑の作。  
四級、△安義君、清勁、用筆妙。△漱葉君  
眞面目の作なるも少し字が小さい。△清  
峰君、謹密、曉字右上に過ぐ。△金花君、  
暢びくしてゐる。△湖畔君、曉の字の  
形が悪い、一體に重い感じがする。△遙  
山君、形體整ひたるも魄力に乏し。

# 高橋白鳥

### 半紙隨意

五級、△素月君、雄大。△常春君、筆が  
ちと弱。△清月君、清勁、用筆妙。△藤  
君、少筆が重し。△氣盛君、字を失  
△白川君、眞面目の作、葉なり、沈  
△練、習せられた。△鳳、意、心、温  
氣で練、習せられた。△鳳、意、心、温  
着にてよろし。△鳳、意、心、温  
字々小にして他に比し見劣りす。  
△木星君、暢達なるも少し細い。  
△太君、筆力を見。△清、秀、氣なし。  
を要す。△天、涯、子、君、堂々としてな  
力あるも處々形體の整はざる點あるを惜  
む。

二級、△東堂君、秀潤、露、清の形が惡  
い。△雨莊君、瀟灑、善、歩の字ちと筆  
が弱。  
三級、△總明君、氣力充實筆勢紙面に溢  
る。△清月君、清勁、用筆妙。△藤  
君、少筆が重し。△氣盛君、字を失  
△白川君、眞面目の作、葉なり、沈  
△練、習せられた。△鳳、意、心、温  
氣で練、習せられた。△鳳、意、心、温  
着にてよろし。△鳳、意、心、温  
字々小にして他に比し見劣りす。  
△木星君、暢達なるも少し細い。  
△太君、筆力を見。△清、秀、氣なし。  
を要す。△天、涯、子、君、堂々としてな  
力あるも處々形體の整はざる點あるを惜  
む。

四級、△華陽君、謹嚴の作甚だ佳妙。△貞  
次郎君、あまり熱してはゐないが熱意の  
あるところは受取れる。△曉星君、氣象  
博大甚だ面白い。△清城君、秀麗なるも  
古意に乏し、隸書は古樸な味があつて始  
めて妙味あるものである。△遙山君、大



毎月 募集  
**刑政詩壇**  
 用紙 毎月十日限  
 姓名 雅號 併記  
 コトノ意

雪山川田瑞穂選

□對菊書感 愛日南 成章 大邱  
 一園凋落冷方加。 籬下放香秋菊嘉。  
 愛憐露夕保繁華。 清樽酌處尤堪醉。  
 陶采屈餐君莫說。 夙爲皇室御章花。  
 也情也艷。尤稱是意。一結典莊。有千鈞之力。

□秋日詣佛國寺 在慶州  
 古琳城聲彩雲中。 當面山山霜葉紅。  
 至今八道仰宗風。 妙在不說盡處。

□吐含山秋夕  
 一山秋冷夕陽沈。 數點歸鴉沒遠林。  
 善寫實境。不弄奇而自奇。

□初冬田園  
 夫婦秬和輓水車。 兒童笑語拾殘禾。  
 夕照斜邊野雀譁。 光景如觀。謂之有聲之畫。

□晚秋  
 灑山紅葉節霜清。 呼雨林鳩又有情。  
 初知天壤盡秋聲。 筆致清拔。可入丹青。

□偶成  
 非才難學漢唐詩。 百里行程牛步遲。  
 勤學好問。洵可崇尙。詩則吐出性靈。咄咄迫人。  
 如此而不息。漢唐何必難學。

□名賢贊百首(承前)  
 訪師託集。勅撰心待。滋賀一詠。流芳千載。平忠度  
 剪燈勸酒。暗惜永訣。一死代夫。世欽貞烈。袞 裳  
 宣威闔外。稱霸海內。雄傑之才。骨肉缺愛。源賴朝  
 用兵神速。獨步古今。數奇誰似。漢有淮陰。源義經  
 操絲一曲。聽者魂銷。我愛其節。不見其嬌。靜 姬  
 目無英雄。帳有美人。求之古今。項王是倫。木曾義仲  
 粉黛從軍。已斃英雄。緇衣歸佛。長揚貞風。巴 姬  
 筆有勁氣。誰謂不肖。一部金槐。千古絕調。源實朝

崑々居詩話(十六)  
 唐以後の詩風(九)

康熙帝が圖書集成、淵鑑類函、全唐詩等を勅撰したことは已に云つたが、乾隆帝も亦學を好み詩を善くし、唐宋詩醇四十七卷、唐宋文醇五十八卷等の勅撰がある。随つて詩人文人の輩出を促したが、之に先つて、施閏章、宋琬の如き名家が現はれた。閏章は穩秀清幽、五律は特に神に入り、古詩十九首に匹敵すと稱せられ、琬は晚唐を師として纖弱に陥らず、豪爽の調、蒼莽の致、一代を壓するの概あり。各々旗を一方に樹て、南施北宋と稱せられた。之に次で王士禛あり、神韻を主とし、絶句を以て鳴つた。朱彝尊(號竹垞)は文章を以て顯はれ、當代の宗匠たり。詩は則ち杜甫、韓愈を學んで跌宕不群なるものがあるかと思へば、皮日休、陸放翁を學んで孤峭空を摩する如きものもある。忽ちにして千語、忽ちにして百篇、遂に多きを負るの譏を受くるに至つたが、而も皆其の卓越せる學識を以て之を出せるが故に、賸々者流、到底其の後塵をも拜する能はず、彼をして獨り其の霸を稱せしめたは偉とすべきである。

趙執信、查初白は之に繼いで起つた者である。當時の詩を論ずる者、錢謙益、吳偉業、王士禛、朱彝尊を以て四大家と稱するも、錢吳の二人は二姓に仕へたるの故を以て之を省き、王士禛、朱彝尊の外に、施閏章、宋琬、と此の趙執信、查初白とを加へ、清初の六家とも曰ふ。

愈々乾隆時代に入つてから袁枚、蔣士詮、趙翼の三大家が出た。袁は性靈を主とし、蔣は傳奇勸懲を主とし、趙は史實を詩中に挿入するを得意とした。先づ西崑の風を追ふ者である。就中袁の名尤も高く、其の著隨園詩話は我國の詩人にも愛讀せられた。此等三人の先輩に沈德潛がある。唐宋八家文の撰者で、文章を善くし、その文の爲に詩名を掩はれてゐるが、詩の力も決して人後に落つる者でなく、國朝詩別載集の撰者としても特筆すべき人物である。

これより後、張問陶、陳文述、樂鈞、黃景仁、吳嵩梁の徒あるも、その氣格は遙かに前時の作者に劣ると稱せられる。但し其の飄宕、流麗の趣は、則ち亦各時代を反映してゐる。

最後に曾國藩の名を逸してはならない。彼は清末の一大政治家である爲め、文名も詩名も、之が爲に掩はれてゐるが、文章は孟子以後の一人と自稱し、詩では絶句に李白、律詩に杜甫を取りたる外、多く古人に許さぬ見識は、尤も人を驚かすに足りる。其の撰に係る十八家詩鈔を讀めば蓋し思半に過ぐるであらう。

要するに詩は人の心の聲であるから、國家が隆興すれば詩も亦隆興し、國運が萎靡すれば詩も亦萎靡するは當然である。若し一大英雄の士あつて詩の弊を推し、詩の廢を興し、人心を警醒すれば、世道を扶植し、興國の氣象を鼓吹することが出来る。是れ實に我黨の任ではないか。

川田瑞穂

十句

花 箋

甘藷の丘端に燈臺浮びる 鯨 洋  
 校舎出て家路それく 甘藷の丘 同  
 見渡したところひろく 丘の起伏がつ  
 づいてそれが甘藷畑ばかりです、作者はこ  
 の甘藷畑に非常に興味を持つて、その詩情  
 が醗酵して之を現はすのに「甘藷の丘」と  
 いふ言葉が生れて来たのでせう、甘藷の丘  
 にはそれ程豊かな情趣が感ぜられます、第  
 一句はその甘藷の丘の端に燈臺が浮んで  
 るといふのです、丘の起伏に遮ぎられて海  
 は見えないけれども燈臺の上半身が見えて  
 るのでせう、實にはつきりした景色で  
 す、それは甘藷の丘と切つて端に燈臺浮び  
 ると叙したその叙法にあるのです、この  
 構圖が作者の頭に浮んでからもこれだけの  
 表現を得るまでには容易なことではなかつ  
 たでせう、第二句は丘の上に小學校が建つ  
 てゐて授業を終えて退校する生徒が校門を  
 出ると別れく 甘藷の丘のみ  
 ちを辿つて歸つてゆくといふのです、この  
 句に於てもこの圓熟した表現の上になみ  
 なみならぬ作者の苦心を察することが出来

毎月 募集

刑政俳壇

題當季隨意  
 切毎月十日限  
 用紙官私製葉書

小 選

鳥威し伊吹に白き雲流れ 名古屋 壽 美  
 秋霖や夫にすむる茶をあつく 同 同 同  
 大陸のやうなる雲に月乗れる 同 同 同  
 瀧音に堪へて釣鐘草咲けり 同 同 同  
 畏ればかなしくなりぬ花芒 同 同 同  
 コスモスにゆきよの蜂の皆ほそく 同 同 同  
 大やんまつぶての如くよぎりけり 同 同 同  
 登り來て五の丸趾や笹鳴す 同 同 同  
 時雨るゝや高座山は日のあたり 同 同 同  
 瀨に下りる籐の徑や竹の春 同 同 同  
 朝の霜馬醉木に残りせらげり 滋 賀 同  
 鴉鳴いて女人堂より坂險し 同 同 同  
 葛の花崖に垂れ咲き小町寺 同 同 同  
 晩秋や山の裝々影くらし 高 知 堅田 霧汀

ます。二句共にその地方の郷土風景を遺憾  
 なく描き出してゐます。

遅生れなる鹿の子あり秋の蝶 巴 潮  
 奈良の春日神社の境内には鹿が澤山  
 いて、この夏生れた鹿の子も今は大概大き  
 なつてゐる中に遅生れの幼ない鹿も交つて  
 る、そしてそこらには秋の蝶がとんでゐ  
 るといふのです、遅生れの鹿の子と秋の蝶  
 と物哀れな心持の相通するものがありま  
 す。

文學に親しみ夜なべはげみけり 秀 邦  
 昔は有爲の青年が文學に耽溺することを  
 戒められたものですが今は時代が變つて  
 る、職工にして小説を書くものもあれば戦  
 線にあつて一躍天下に名を轟はれるやうな  
 名作をもつする火野葦平といふやうな人も  
 ある、然しそれはその人の天分によること  
 です、この作者は餘暇があれば文學に親し  
 みながらも銃後の勤務に怠りなく夜なべを  
 はげんでゐるといふのです、頼もしい限り  
 です。

城跡の畦として畦の曼珠沙華 牛 後  
 城跡といつてもあたりは田圃ばかりで跡  
 かたもなく荒廢してゐるのでせう、その田  
 圃の畦といふ畦に曼珠沙華が眞赤に咲き埋  
 めてゐるのでせう。畦とし畦のといふ表現  
 がうまいです。  
 電線を傳うて毛虫つゞきけり 公 明

冬めくや高嶺々々の雲の影 釧 路 同 船山 船風  
 石段を登りつめたる紅葉かな 福 岡 同 宗 霞舟  
 蜘蛛の園の露をふくめる櫓かな 京 城 同 青 田 馬陵  
 友呼へば山彦應へ栗拾ひ 滋 賀 同 深 田 五角  
 園的や秋雲の影走る山 同 同 井 上 よしを  
 紅葉バラツク建て、石切場 同 同 同 志 田 稠黄  
 初霜や青物市の人だかり 同 同 同 今 川 湖舟  
 丸木橋渡りて這入る栗林 同 同 同 同 同 同  
 捨てられし古菅笠や曼珠沙華 同 同 同 同 同 同  
 汽車來れば水鳥飛びぬ一齊に 同 同 同 同 同 同  
 干柿に蜂二つ三つとまりをり 同 同 同 同 同 同  
 冬晴るゝバス窓より火口原 同 同 同 同 同 同  
 渦巻ける大噴煙の時雨れをり 同 同 同 同 同 同  
 角鷹のまなこ鏡し暮の秋 同 同 同 同 同 同  
 菊の鉢さげて駐在巡查ゆく 同 同 同 同 同 同  
 コスモスや胸に込み上げ来る涙 大 阪 同 同 同 同 同 同  
 小鳥籠日向を追うて吊りかゆる 同 同 同 同 同 同  
 障子張る明日の日曜はなしつゝ 同 同 同 同 同 同  
 唇の煮ゆる匂ひや夜なべの灯 同 同 同 同 同 同  
 夢へて飛ぶ力なき蟬かな 同 同 同 同 同 同  
 今朝の冬放免一人ありにけり 同 同 同 同 同 同  
 甘柿の色づき初めて秋深し 同 同 同 同 同 同  
 稻雀田守る翁のすこやかに 同 同 同 同 同 同



- 一、雙生兒受刑者ノ氏名
- 二、出生地
- 三、生年月日
- 四、性別
- 五、指紋ノ分類番號

指紋ノ紋様ニ關シ調査研究ノ必要有之候間貴所收容受刑者ニ付  
 雙生兒ノ有無ヲ調査シ若シ雙生兒受刑者有之候場合ハ左記事項  
 調査ノ上御報告相成度  
 本通牒ハ爾今刑ノ言渡シ確定シ入所シタル懲役又ハ禁錮ノ受  
 刑者ニ對シテモ之ヲ續行シ該當者アリタルトキハ其ノ都度御  
 報告相成度申添候  
 記

○雙生兒受刑者調査ニ關スル件通牒

司法部行甲第一、二〇二號  
 昭和十三年十月十一日

訓令通牒

(刑政第五十一卷  
 第十二號)

備考  
 雙生兒ハ之ヲ甲、乙ノ兩者トナシ甲ヲ雙生兒受刑者トシ乙  
 ヲ片名雙生兒トシタルモノナリ

- 一、片名雙生兒ノ氏名
  - 二、出生地
  - 三、生年月日
  - 四、性別
  - 五、職業
  - 六、現住所
  - 七、前科ノ有無
  - 八、執行刑務所名
  - 九、犯罪當時ノ住所
  - 一〇、同業數
  - 一一、罪名並刑名刑期
  - 一二、執行刑務所名
  - 一三、出所年月日
  - 一四、犯罪當時ノ住所
  - 一五、同業數
- (但シ前科者アルトキハ其犯數、  
 及最終刑ノ罪名、並刑名刑期、  
 執行刑務所名、出所年月日)

刑行統計

昭和三十二年十月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of October 1938

	越員	入監人員	出監人員	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	
							前月比較	前年比較
受刑者	48,103	3,714	4,145	47,672	48,103	49,515	△	△ 1,843
被疑者	184	1,018	1,059	143	184	168	△	△ 25
刑事被告人	3,421	2,578	2,564	3,435	3,421	3,904	△	△ 469
勞役場留置者	382	461	500	343	382	467	△	△ 124
乳兒	7	3	3	7	7	7	△	△ 0
男	51,366	7,592	8,083	50,875	51,366	53,174	△	△ 2,299
女	731	182	188	725	731	887	△	△ 162
總計	52,097	7,774	8,271	51,600	52,097	54,061	△	△ 2,461

備考 受刑者現員中ニ朝鮮人 2,200人ヲ含ム

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國	男	44	—	13	—	57
亞洲	男	—	—	1	—	1
西亞	男	2	—	2	—	4
總計	男	46	—	16	—	63

司法部行甲第一、二一八號  
昭和三十二年十月十四日

### ○構外作業ニ關スル件

標記作業殊ニ土木作業ハ受刑者ニ對スル作業教化上、保健上、將亦作業ノ經濟目的達成上地方的ニ極メテ有効適切ノモノニシテ近時長期戰時下一般社會ニ於ケル人的資源ノ減少ノ爲メ受刑者ノ構外土木作業著シク増加シ行刑上洵ニ慶賀スヘキ實況ニ有之候ヘ共之カ施行ニ伴ヒ往々刑務事故發生シ且又其發註一私人ヨリナスモノ多キカ爲メ教育的價値ヲ減殺シ作業經營上ノ眞價ヲ害スル虞ナシトセサルニ依リ當分ノ間官公衛或ハ司法保護團體等ヨリノ直接契約ニ係ル作業ニ非サレハ詮議難相成ニ付御了知相成度候

追テ作業ニシテ一私人ヨリノ下請作業契約申込アル場合ニハ當該官公衛及ヒ代表者等ヨリ直接依頼アルトキニ限り特別ノ詮議相成管ニ付申添候

司法部行甲第一、二三八號  
昭和三十二年十月二十四日

### ○假釋放追申書記載方ニ關スル件

電信又ハ電話ヲ以テ假釋放上申ヲナシタル場合ノ追申書記載方

區々ニ涉リ居リ候ヘ共爾今追申書ハ作成日ヲ以テ日附トシ且作成迄ニ判明シタル釋放後ノ事情等ハ總テコレヲ記載スルコトニ御取扱相成度候

追テ追申書ニハ昭和十二年八月二十一日行甲第八四八號通牒追書ニヨリ符箋ヲ貼付スヘキニ間々コレヲ洩ス事例モ有之ニ付御注意相成度候

司法部行甲第一、三〇三號  
昭和三十二年十一月八日

### ○特定日ヲ指定セル假釋放上申ニ關スル件

特定日ヲ指定セル假釋放上申ハ期日十五日前本省ニ到著ノ見込ヲ以テ書類發送相成ルコトハ既ニ屢々注意ニ及ヒタル次第ナルモ未タ往々コレニ背馳シ特ニ從來ノ事例ニ徴スレハ假釋放審査規定第二十一條ニヨリテナス上申ハ年末ニ差迫リテ急遽上申スルモノ多ク内容不備ノ點尠カラス且十二月中旬以後ニ入りテ事務頓ニ輻輳ヲ極メ審査ノ萬全ヲ期スルコト困難ナル實情ニ鑑ミ將來ハ一層平素ヨリ調査ヲ進メラレシ種上申ハ特別ノモノヲ除キ十二月十日迄ニ本省ニ到著スル様御取扱相成度候

# 法學新報

第四十八卷第十二號  
昭和三十三年十二月

中央大學法學部門機關

大審院の聯合審判に就て……………講師 草野約一郎

破産管財人の權限を論ず……………講師 前野順一

カール・フォン・サーヴィニーの生涯と其の業績……………教授 寺田四郎

商號制度の一研究……………村上秀三郎

刑事判例研究……………委託を受けたる贓物と横領罪の成否(草野約一郎)——外國爲替管理法並關稅法違反と連續犯及兩罪の關係(吉田常次郎)

民事判例研究……………債權の讓渡禁止の特約と善意の第三者(岩田新)——株式會社の定款と其の作成の日附(梶田年)——保險金受取人の變更と保險約款(犬丸巖)——法定地上權の取得(岡村玄治)

新法令……………近着外國雜誌法律論題要目

# 法曹會雜誌

第十六卷第十二號  
昭和三十三年十二月一日發行  
價金五十錢

司法部構内 法曹會  
振替口座  
東京一五六七〇

○檢察制度に關する各種改革と其の批判(一)……………東京區裁判所 出射義夫

○抗告審の決定と差戻……………東京民事地方裁判所 長尾 肇

○間接正犯(二・完)……………東京刑事地方裁判所 定塚道雄

○陪審制度の現在及將來(二・完)……………九州帝國大學 法文學部講師 田村 豊

○忘れたまゝ……………前横濱地方裁判所長 横山鑛太郎

○名判官物語(四十二)矢部定謙(その三)……………前司法大臣 小山松吉

○支那及滿洲に於ける生活體驗……………陸軍中將 山内靜夫

○本誌第十六卷總目次……………  
○法曹會決議 ○司法部訓令通牒回答 ○大審院判例要旨  
○新法令 ○雜報

大審院検事 正木 亮 著

# 刑事政策汎論

菊判總布装  
總頁五〇〇  
定價三八〇  
送料二二

## 目次

第一章 刑事政策の概念	第二章 刑事政策の世界性	第三章 刑事立法と刑事政策の動向	第四章 犯罪	第五章 犯罪の意義	第六章 犯罪原因の研究	第七章 犯罪の分類	第八章 刑の適用	第九章 行刑	第十章 司法保護
第一節 犯罪の意義	第二節 犯罪の原因	第一節 犯罪の意義	第二節 犯罪の原因	第三節 犯罪原因の研究	第四節 犯罪の分類	第一節 保安處分の意義	第二節 矯正院	第一節 定期刑	第一節 司法保護の意義
第一節 死刑	第二節 自由刑	第一節 死刑	第二節 自由刑	第二節 名譽刑	第三節 罰金刑	第三節 豫防拘禁所	第三節 宣告猶豫	第二節 監獄	第二節 司法保護の意義
第三節 罰金刑	第四節 答刑	第三節 名譽刑	第四節 答刑	第四節 名譽刑	第五節 罰金刑	第四節 豫防監置所	第四節 刑の執行猶豫	第三節 監獄作業	第三節 司法保護の運管
第五節 名譽刑	第六節 流刑	第五節 名譽刑	第六節 流刑	第六節 名譽刑	第七節 罰金刑	第五節 豫防監置所	第五節 刑の執行猶豫	第四節 刑務委員會	第四節 司法保護の運管
第七節 罰金刑	保安處分	第七節 罰金刑	保安處分	第七節 罰金刑	保安處分	第七節 豫防監置所	第七節 刑の執行猶豫	第五節 刑務委員會	第五節 司法保護の運管

## 近刊豫告

(行刊句上月二十)

町保神・田神・京東

### 有斐閣

番〇七三京東替振

## 法學協會雜誌

第五十六卷 第十二號  
十二月一日發行

有斐閣

### 論說

私人の公法行爲の觀念に就て……東京帝國大學助教授 田中次郎  
酒精性犯罪の刑事學的研究(五)……東京帝國大學助手 高橋正己

### 資料

ナチス刑事訴訟法改正の動向(一)……東京帝國大學助教授 團藤重光  
新刊紹介 シリング著、國家及び法律學說史 東京帝國大學教授 小野清一郎  
高柳賢三著、法源理論 英法講義一 東京帝國大學教授 末延三次

### 新刊短評

學會消息

佛國法學界の近況……東京帝國大學助教授 江川英文  
法理研究會記事「民法總則編の史的由來」 東京帝國大學助教授 福井勇二郎

判例研究

民事訴訟法判例批評(一九六)……東京帝國大學 加藤正治  
行政法判例研究(八)……東京帝國大學 美濃部達吉  
民事法判例研究録(昭和一三年度・七)……民事法判例研究會

## 法學論叢

昭和十三年十二月十二日號  
第三十九卷第六號  
壹冊金五拾錢郵稅二錢  
半年分郵稅共金六圓  
一年分郵稅共金十二圓

發行所 京都帝國大學法學部  
發賣所 東京 有斐閣

### 論說・資料

イギリスの國家緊急權制度……大西芳雄  
信託行爲論……入江眞太郎

獨逸株式法に於けるコンツェルンの規整(二・完)……大隅健一郎  
所謂制限附自由白に就て(二・完)……中田淳一

私人行爲に依る國家の國際責任(二・完)……田畑茂三郎

### 批評と紹介

獨逸の新遺言法……近藤英吉

### 判例研究

〔民事法〕

僅少の不足ある辨濟の提供……石田文次郎  
破産管財人の未拂込株金の徵收及破産上の相殺の制限……齋藤常三郎

附錄——本誌第三十九卷總目錄



4098

*[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page]*

147  
7

刑

政

第五十二卷  
總目次

(昭和十四年)

57